

(別紙) 平成 13 年 7 月 5 日付課法 3-57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>(17 更正の請求書(単体申告用)(平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分))</p> <div style="text-align: center;">更正の請求書 (単体申告用)</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width:30%; text-align: center;">令和 年 月 日</td><td style="width:10%; text-align: center;">〒</td><td style="width:60%;">納税地 電話 () -</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(フリガナ) 法人名等</td></tr><tr><td></td><td></td><td>法人番号</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(フリガナ) 代表者氏名</td></tr><tr><td></td><td style="text-align: center;">〒</td><td>代表者住所</td></tr><tr><td></td><td></td><td>事業種目</td></tr></table> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p> <p>国税通則法第23条 旧法人税法第80条の2 旧地方法人税法第24条 旧租税特別措置法第66条の4</p> <p>の規定に基づき、自平成 年 月 日(事業年度)の確定申告に係る課税標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>この請求前の金額</th><th>更正の請求金額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="20" style="text-align: center;">法 人 税 額</td><td>所得</td><td>所得金額又は欠損金額</td><td>1 円</td></tr><tr><td rowspan="3">内 訳</td><td>軽減税率適用所得金額</td><td>2</td></tr><tr><td>その他の金額(1-2)</td><td>3</td></tr><tr><td>法人税額</td><td>4</td></tr><tr><td>法人税額の特別控除額</td><td>5</td></tr><tr><td>差引法人税額(4-5)</td><td>6</td></tr><tr><td>連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額</td><td>7</td></tr><tr><td rowspan="2">土地譲渡利益金</td><td>課税土地譲渡利益金額</td><td>8 000</td></tr><tr><td>同上に対する税額</td><td>9</td></tr><tr><td rowspan="2">留保金</td><td>課税留保金額</td><td>10 000</td></tr><tr><td>同上に対する税額</td><td>11</td></tr><tr><td rowspan="2">使途秘匿金</td><td>使途秘匿金額</td><td>12 000</td></tr><tr><td>同上に対する税額</td><td>13</td></tr><tr><td>法人税額計(6+7+9+11+13)</td><td>14</td></tr><tr><td>仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額</td><td>15</td></tr><tr><td>控除税額</td><td>16</td></tr><tr><td>差引所得に対する法人税額(14-15-16)</td><td>17 00</td></tr><tr><td>中間申告分の法人税額</td><td>18 00</td></tr><tr><td>差引</td><td>納付すべき法人税額</td><td>19 00</td></tr><tr><td></td><td>還付金</td><td>20</td></tr><tr><td rowspan="10" style="text-align: center;">地 方 法 人 税 額</td><td>翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金</td><td>21</td></tr><tr><td rowspan="2">課税標準法人税額の計算</td><td>基準法人所得の金額に対する法人税額</td><td>22</td></tr><tr><td>課税留保金額に対する法人税額</td><td>23</td></tr><tr><td>課税標準法人税額(22+23)</td><td>24 000</td></tr><tr><td>(22)に係る地方法人税額</td><td>25</td></tr><tr><td>(23)に係る地方法人税額</td><td>26</td></tr><tr><td>所得地方法人税額(25+26)</td><td>27</td></tr><tr><td>外国税額の控除額</td><td>28</td></tr><tr><td>仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額</td><td>29</td></tr><tr><td>差引地方法人税額(27-28-29)</td><td>30 00</td></tr><tr><td>中間申告分の地方法人税額</td><td>31 00</td></tr><tr><td>差引</td><td>納付すべき地方法人税額</td><td>32 00</td></tr><tr><td></td><td>還付金</td><td>33</td></tr></tbody></table> <p>(更正の請求をする理由等)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>修正申告書提出年月日</td><td>平成・令和 年 月 日</td><td>添付書類</td></tr><tr><td>更正決定通知書受理年月日</td><td>平成・令和 年 月 日</td><td></td></tr></table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"><tr><td rowspan="2">還付を受けようとする金融機関等</td><td>1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号</td><td>2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号</td></tr><tr><td colspan="2">3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等</td></tr></table> <p>税理士署名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>※税務署処理欄</td><td>部門</td><td>決算期</td><td>業種番号</td><td>番号</td><td>整理簿</td><td>備考</td><td>通信日付印</td><td>年月日</td><td>確認</td></tr></table> <p>04.06 改正 (平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分)</p>	令和 年 月 日	〒	納税地 電話 () -			(フリガナ) 法人名等			法人番号			(フリガナ) 代表者氏名		〒	代表者住所			事業種目	区 分		この請求前の金額	更正の請求金額	法 人 税 額	所得	所得金額又は欠損金額	1 円	内 訳	軽減税率適用所得金額	2	その他の金額(1-2)	3	法人税額	4	法人税額の特別控除額	5	差引法人税額(4-5)	6	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	7	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8 000	同上に対する税額	9	留保金	課税留保金額	10 000	同上に対する税額	11	使途秘匿金	使途秘匿金額	12 000	同上に対する税額	13	法人税額計(6+7+9+11+13)	14	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	15	控除税額	16	差引所得に対する法人税額(14-15-16)	17 00	中間申告分の法人税額	18 00	差引	納付すべき法人税額	19 00		還付金	20	地 方 法 人 税 額	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	21	課税標準法人税額の計算	基準法人所得の金額に対する法人税額	22	課税留保金額に対する法人税額	23	課税標準法人税額(22+23)	24 000	(22)に係る地方法人税額	25	(23)に係る地方法人税額	26	所得地方法人税額(25+26)	27	外国税額の控除額	28	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	29	差引地方法人税額(27-28-29)	30 00	中間申告分の地方法人税額	31 00	差引	納付すべき地方法人税額	32 00		還付金	33	修正申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日	添付書類	更正決定通知書受理年月日	平成・令和 年 月 日		還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等		※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認	<p>(17 更正の請求書(単体申告用)(平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分))</p> <div style="text-align: center;">更正の請求書 (単体申告用)</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width:30%; text-align: center;">令和 年 月 日</td><td style="width:10%; text-align: center;">〒</td><td style="width:60%;">納税地 電話 () -</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(フリガナ) 法人名等</td></tr><tr><td></td><td></td><td>法人番号</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(フリガナ) 代表者氏名</td></tr><tr><td></td><td style="text-align: center;">〒</td><td>代表者住所</td></tr><tr><td></td><td></td><td>事業種目</td></tr></table> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p> <p>国税通則法第23条 法人税法第80条の2 地方法人税法第24条 租税特別措置法第66条の4</p> <p>の規定に基づき、自平成 年 月 日(事業年度)の確定申告に係る課税標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>この請求前の金額</th><th>更正の請求金額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="20" style="text-align: center;">法 人 税 額</td><td>所得</td><td>所得金額又は欠損金額</td><td>1 円</td></tr><tr><td rowspan="3">内 訳</td><td>軽減税率適用所得金額</td><td>2</td></tr><tr><td>その他の金額(1-2)</td><td>3</td></tr><tr><td>法人税額</td><td>4</td></tr><tr><td>法人税額の特別控除額</td><td>5</td></tr><tr><td>差引法人税額(4-5)</td><td>6</td></tr><tr><td>連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額</td><td>7</td></tr><tr><td rowspan="2">土地譲渡利益金</td><td>課税土地譲渡利益金額</td><td>8 000</td></tr><tr><td>同上に対する税額</td><td>9</td></tr><tr><td rowspan="2">留保金</td><td>課税留保金額</td><td>10 000</td></tr><tr><td>同上に対する税額</td><td>11</td></tr><tr><td rowspan="2">使途秘匿金</td><td>使途秘匿金額</td><td>12 000</td></tr><tr><td>同上に対する税額</td><td>13</td></tr><tr><td>法人税額計(6+7+9+11+13)</td><td>14</td></tr><tr><td>仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額</td><td>15</td></tr><tr><td>控除税額</td><td>16</td></tr><tr><td>差引所得に対する法人税額(14-15-16)</td><td>17 00</td></tr><tr><td>中間申告分の法人税額</td><td>18 00</td></tr><tr><td>差引</td><td>納付すべき法人税額</td><td>19 00</td></tr><tr><td></td><td>還付金</td><td>20</td></tr><tr><td rowspan="10" style="text-align: center;">地 方 法 人 税 額</td><td>翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金</td><td>21</td></tr><tr><td rowspan="2">課税標準法人税額の計算</td><td>基準法人所得の金額に対する法人税額</td><td>22</td></tr><tr><td>課税留保金額に対する法人税額</td><td>23</td></tr><tr><td>課税標準法人税額(22+23)</td><td>24 000</td></tr><tr><td>(22)に係る地方法人税額</td><td>25</td></tr><tr><td>(23)に係る地方法人税額</td><td>26</td></tr><tr><td>所得地方法人税額(25+26)</td><td>27</td></tr><tr><td>外国税額の控除額</td><td>28</td></tr><tr><td>仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額</td><td>29</td></tr><tr><td>差引地方法人税額(27-28-29)</td><td>30 00</td></tr><tr><td>中間申告分の地方法人税額</td><td>31 00</td></tr><tr><td>差引</td><td>納付すべき地方法人税額</td><td>32 00</td></tr><tr><td></td><td>還付金</td><td>33</td></tr></tbody></table> <p>(更正の請求をする理由等)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>修正申告書提出年月日</td><td>平成・令和 年 月 日</td><td>添付書類</td></tr><tr><td>更正決定通知書受理年月日</td><td>平成・令和 年 月 日</td><td></td></tr></table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"><tr><td rowspan="2">還付を受けようとする金融機関等</td><td>1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号</td><td>2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号</td></tr><tr><td colspan="2">3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等</td></tr></table> <p>税理士署名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>※税務署処理欄</td><td>部門</td><td>決算期</td><td>業種番号</td><td>番号</td><td>整理簿</td><td>備考</td><td>通信日付印</td><td>年月日</td><td>確認</td></tr></table> <p>03.06 改正 (平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分)</p>	令和 年 月 日	〒	納税地 電話 () -			(フリガナ) 法人名等			法人番号			(フリガナ) 代表者氏名		〒	代表者住所			事業種目	区 分		この請求前の金額	更正の請求金額	法 人 税 額	所得	所得金額又は欠損金額	1 円	内 訳	軽減税率適用所得金額	2	その他の金額(1-2)	3	法人税額	4	法人税額の特別控除額	5	差引法人税額(4-5)	6	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	7	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8 000	同上に対する税額	9	留保金	課税留保金額	10 000	同上に対する税額	11	使途秘匿金	使途秘匿金額	12 000	同上に対する税額	13	法人税額計(6+7+9+11+13)	14	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	15	控除税額	16	差引所得に対する法人税額(14-15-16)	17 00	中間申告分の法人税額	18 00	差引	納付すべき法人税額	19 00		還付金	20	地 方 法 人 税 額	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	21	課税標準法人税額の計算	基準法人所得の金額に対する法人税額	22	課税留保金額に対する法人税額	23	課税標準法人税額(22+23)	24 000	(22)に係る地方法人税額	25	(23)に係る地方法人税額	26	所得地方法人税額(25+26)	27	外国税額の控除額	28	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	29	差引地方法人税額(27-28-29)	30 00	中間申告分の地方法人税額	31 00	差引	納付すべき地方法人税額	32 00		還付金	33	修正申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日	添付書類	更正決定通知書受理年月日	平成・令和 年 月 日		還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等		※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認
令和 年 月 日	〒	納税地 電話 () -																																																																																																																																																																																																																																																	
		(フリガナ) 法人名等																																																																																																																																																																																																																																																	
		法人番号																																																																																																																																																																																																																																																	
		(フリガナ) 代表者氏名																																																																																																																																																																																																																																																	
	〒	代表者住所																																																																																																																																																																																																																																																	
		事業種目																																																																																																																																																																																																																																																	
区 分		この請求前の金額	更正の請求金額																																																																																																																																																																																																																																																
法 人 税 額	所得	所得金額又は欠損金額	1 円																																																																																																																																																																																																																																																
	内 訳	軽減税率適用所得金額	2																																																																																																																																																																																																																																																
		その他の金額(1-2)	3																																																																																																																																																																																																																																																
		法人税額	4																																																																																																																																																																																																																																																
	法人税額の特別控除額	5																																																																																																																																																																																																																																																	
	差引法人税額(4-5)	6																																																																																																																																																																																																																																																	
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	7																																																																																																																																																																																																																																																	
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8 000																																																																																																																																																																																																																																																
		同上に対する税額	9																																																																																																																																																																																																																																																
	留保金	課税留保金額	10 000																																																																																																																																																																																																																																																
		同上に対する税額	11																																																																																																																																																																																																																																																
	使途秘匿金	使途秘匿金額	12 000																																																																																																																																																																																																																																																
		同上に対する税額	13																																																																																																																																																																																																																																																
	法人税額計(6+7+9+11+13)	14																																																																																																																																																																																																																																																	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	15																																																																																																																																																																																																																																																	
	控除税額	16																																																																																																																																																																																																																																																	
	差引所得に対する法人税額(14-15-16)	17 00																																																																																																																																																																																																																																																	
	中間申告分の法人税額	18 00																																																																																																																																																																																																																																																	
	差引	納付すべき法人税額	19 00																																																																																																																																																																																																																																																
		還付金	20																																																																																																																																																																																																																																																
地 方 法 人 税 額	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	21																																																																																																																																																																																																																																																	
	課税標準法人税額の計算	基準法人所得の金額に対する法人税額	22																																																																																																																																																																																																																																																
		課税留保金額に対する法人税額	23																																																																																																																																																																																																																																																
	課税標準法人税額(22+23)	24 000																																																																																																																																																																																																																																																	
	(22)に係る地方法人税額	25																																																																																																																																																																																																																																																	
	(23)に係る地方法人税額	26																																																																																																																																																																																																																																																	
	所得地方法人税額(25+26)	27																																																																																																																																																																																																																																																	
	外国税額の控除額	28																																																																																																																																																																																																																																																	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	29																																																																																																																																																																																																																																																	
	差引地方法人税額(27-28-29)	30 00																																																																																																																																																																																																																																																	
中間申告分の地方法人税額	31 00																																																																																																																																																																																																																																																		
差引	納付すべき地方法人税額	32 00																																																																																																																																																																																																																																																	
	還付金	33																																																																																																																																																																																																																																																	
修正申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日	添付書類																																																																																																																																																																																																																																																	
更正決定通知書受理年月日	平成・令和 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																		
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号																																																																																																																																																																																																																																																	
	3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等																																																																																																																																																																																																																																																		
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認																																																																																																																																																																																																																																										
令和 年 月 日	〒	納税地 電話 () -																																																																																																																																																																																																																																																	
		(フリガナ) 法人名等																																																																																																																																																																																																																																																	
		法人番号																																																																																																																																																																																																																																																	
		(フリガナ) 代表者氏名																																																																																																																																																																																																																																																	
	〒	代表者住所																																																																																																																																																																																																																																																	
		事業種目																																																																																																																																																																																																																																																	
区 分		この請求前の金額	更正の請求金額																																																																																																																																																																																																																																																
法 人 税 額	所得	所得金額又は欠損金額	1 円																																																																																																																																																																																																																																																
	内 訳	軽減税率適用所得金額	2																																																																																																																																																																																																																																																
		その他の金額(1-2)	3																																																																																																																																																																																																																																																
		法人税額	4																																																																																																																																																																																																																																																
	法人税額の特別控除額	5																																																																																																																																																																																																																																																	
	差引法人税額(4-5)	6																																																																																																																																																																																																																																																	
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	7																																																																																																																																																																																																																																																	
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8 000																																																																																																																																																																																																																																																
		同上に対する税額	9																																																																																																																																																																																																																																																
	留保金	課税留保金額	10 000																																																																																																																																																																																																																																																
		同上に対する税額	11																																																																																																																																																																																																																																																
	使途秘匿金	使途秘匿金額	12 000																																																																																																																																																																																																																																																
		同上に対する税額	13																																																																																																																																																																																																																																																
	法人税額計(6+7+9+11+13)	14																																																																																																																																																																																																																																																	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	15																																																																																																																																																																																																																																																	
	控除税額	16																																																																																																																																																																																																																																																	
	差引所得に対する法人税額(14-15-16)	17 00																																																																																																																																																																																																																																																	
	中間申告分の法人税額	18 00																																																																																																																																																																																																																																																	
	差引	納付すべき法人税額	19 00																																																																																																																																																																																																																																																
		還付金	20																																																																																																																																																																																																																																																
地 方 法 人 税 額	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	21																																																																																																																																																																																																																																																	
	課税標準法人税額の計算	基準法人所得の金額に対する法人税額	22																																																																																																																																																																																																																																																
		課税留保金額に対する法人税額	23																																																																																																																																																																																																																																																
	課税標準法人税額(22+23)	24 000																																																																																																																																																																																																																																																	
	(22)に係る地方法人税額	25																																																																																																																																																																																																																																																	
	(23)に係る地方法人税額	26																																																																																																																																																																																																																																																	
	所得地方法人税額(25+26)	27																																																																																																																																																																																																																																																	
	外国税額の控除額	28																																																																																																																																																																																																																																																	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	29																																																																																																																																																																																																																																																	
	差引地方法人税額(27-28-29)	30 00																																																																																																																																																																																																																																																	
中間申告分の地方法人税額	31 00																																																																																																																																																																																																																																																		
差引	納付すべき地方法人税額	32 00																																																																																																																																																																																																																																																	
	還付金	33																																																																																																																																																																																																																																																	
修正申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日	添付書類																																																																																																																																																																																																																																																	
更正決定通知書受理年月日	平成・令和 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																		
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号																																																																																																																																																																																																																																																	
	3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等																																																																																																																																																																																																																																																		
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認																																																																																																																																																																																																																																										

改正後

(17 更正の請求書(単体申告用)(平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

更正の請求書(単体申告用)の記載要領等

【平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分】

- この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、所得税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 8 号)による改正前の国税通則法(以下「令和 2 年旧国税通則法」といいます。)第 23 条、所得税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 8 号)による改正前の法人税法(以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。)第 80 条の 2、所得税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 8 号)による改正前の地方税法(以下「令和 2 年旧地方税法」といいます。)第 24 条又は所得税法等の一部を改正する法律(平成 31 年法律第 6 号)による改正前の租税特別措置法(以下「平成 31 年旧措置法」といいます。)第 66 条の 4 第 20 項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方税法に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - 納付すべき税額が過大となったこと。
 - 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む)。
 - 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む)。
 - 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方税法税額が過大となる場合(還付金額については過少となる場合)
- この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 令和 2 年旧国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限)から 5 年以内(注)
(2) 令和 2 年旧国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	令和 2 年旧国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 令和 2 年旧法人税法第 80 条の 2 又は令和 2 年旧地方税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 平成 31 年旧措置法第 66 条の 4 第 20 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限)から 6 年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9 年以内となります。

- この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- この請求書は、1 通(調査課所管法人の場合は 2 通)作成して提出してください。
- この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書(当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、令和 2 年旧法人税法第 80 条の 2 又は令和 2 年旧地方税法第 24 条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改正前

(17 更正の請求書(単体申告用)(平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

更正の請求書(単体申告用)の記載要領等

【平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分】

- この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第 23 条、法人税法第 80 条の 2、地方税法第 24 条又は租税特別措置法第 66 条の 4 第 20 項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方税法に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - 納付すべき税額が過大となったこと。
 - 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む)。
 - 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む)。
 - 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方税法税額が過大となる場合(還付金額については過少となる場合)
- この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から 5 年以内(注)
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 法人税法第 80 条の 2 又は地方税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 租税特別措置法第 66 条の 4 第 20 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から 6 年以内

(注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9 年以内となります(純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成 24 年 3 月 31 日までの間の適用については、7 年以内となります。)

2 平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来する申告については 1 年以内となります。

- この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- この請求書は、1 通(調査課所管法人の場合は 2 通)作成して提出してください。
- この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書(当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第 80 条の 2 又は地方税法第 24 条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改正後

(18 更正の請求書 (単体申告用) (平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した事業年度分))

更正の請求書 (単体申告用) header section including tax office stamp, date, and recipient information.

国税通則法第23条...の規定に基づき、自平成 年 月 日 (事業年度) の確定申告に係る課税標準等に ついて下記のとおりに更正の請求をします。

Main table for tax correction with columns for '区分', 'この請求前の金額', and '更正の請求金額'. Includes rows for '法人税額' and '地方税法額'.

Footer section for the '後' form, including '更正の請求をする理由等', '修正申告書提出年月日', and '更正決定通知書受理年月日'.

Bottom section for the '後' form, including '税理士署名' and a table for '※税務署 処理欄'.

04.06 改正 (平成30年4月1日から平成31年3月31日までに終了した事業年度分)

改正前

(18 更正の請求書 (単体申告用) (平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した事業年度分))

更正の請求書 (単体申告用) header section including tax office stamp, date, and recipient information.

国税通則法第23条...の規定に基づき、自平成 年 月 日 (事業年度) の確定申告に係る課税標準等に ついて下記のとおりに更正の請求をします。

Main table for tax correction with columns for '区分', 'この請求前の金額', and '更正の請求金額'. Includes rows for '法人税額' and '地方税法額'.

Footer section for the '前' form, including '更正の請求をする理由等', '修正申告書提出年月日', and '更正決定通知書受理年月日'.

Bottom section for the '前' form, including '税理士署名' and a table for '※税務署 処理欄'.

03.06 改正 (平成30年4月1日から平成31年3月31日までに終了した事業年度分)

改正後

(18 更正の請求書（単体申告用）（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した事業年度分）)

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

【平成30年4月1日から平成31年3月31日までに終了した事業年度分】

- この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の国税通則法（以下「令和2年旧国税通則法」といいます。）第23条、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第80条の2、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の地方税法（以下「令和2年旧地方税法」といいます。）第24条又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成31年旧措置法」といいます。）第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方税法に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方税法額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) <u>令和2年旧国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限</u> ）から5年以内(注)
(2) <u>令和2年旧国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合</u>	令和2年旧国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) <u>令和2年旧法人税法第80条の2又は令和2年旧地方税法第24条の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) <u>平成31年旧措置法第66条の4第20項の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限</u> ）から6年以内

- (注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年（平成30年3月31日以後に開始した事業年度又は課税事業年度分については9年）以内となります。
- この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
 - この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
 - この請求書の各欄は、次により記載します。
 - 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、令和2年旧法人税法第80条の2又は令和2年旧地方税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

- 6 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改正前

(18 更正の請求書（単体申告用）（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した事業年度分）)

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

【平成30年4月1日から平成31年3月31日までに終了した事業年度分】

- この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方税法に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方税法額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) <u>国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>承認がある場合は、その承認申告期限</u> ）から5年以内(注)
(2) <u>国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合</u>	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) <u>法人税法第80条の2又は地方税法第24条の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) <u>租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>承認がある場合は、その承認申告期限</u> ）から6年以内

- (注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年（平成30年4月1日以後に開始する事業年度については10年）以内となります。
- この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
 - この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
 - この請求書の各欄は、次により記載します。
 - 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2又は地方税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

- 6 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改正後

(19 更正の請求書(単体申告用)(平成31年4月1日以後終了令和4年4月1日前開始事業年度分))

更正の請求書 (単体申告用) header form with fields for tax office, date, and applicant information.

国税通則法第23条...の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日(事業年度)の確定申告に係る課税標準等に...について下記のとおり更正の請求をします。

Table with columns for '区分' (Category), 'この請求前の金額' (Previous amount), and '更正の請求金額' (Correction amount). Rows include '所得' (Income), '法人税額' (Corporate tax), and '地方税法額' (Local tax).

Form for correction reasons and payment methods, including fields for '修正申告書提出年月日' and '更正決定通知書受理年月日'.

Footer section for '税理士署名' (Tax preparer signature) and administrative fields like '※税務署処理欄' and '部門'.

改正前

(19 更正の請求書(単体申告用)(平成31年4月1日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (単体申告用) header form, identical to the '後' version.

国税通則法第23条...の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日(事業年度)の確定申告に係る課税標準等に...について下記のとおり更正の請求をします。

Table with columns for '区分' (Category), 'この請求前の金額' (Previous amount), and '更正の請求金額' (Correction amount), identical to the '後' version.

Form for correction reasons and payment methods, identical to the '後' version.

Footer section for '税理士署名' (Tax preparer signature) and administrative fields, identical to the '後' version.

改 正 後	改 正 前																				
<p>(19 更正の請求書(単体申告用)(平成31年4月1日以後終了令和4年4月1日前開始事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">更正の請求書（単体申告用）の記載要領等 【平成31年4月1日以後終了令和4年4月1日前開始事業年度等分】</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）</u>による改正前の国税通則法（以下「<u>令和2年旧国税通則法</u>」といいます。）第23条、<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）</u>による改正前の法人税法（以下「<u>令和2年旧法人税法</u>」といいます。）第80条の2、<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）</u>による改正前の地方法人税法（以下「<u>令和2年旧地方法人税法</u>」といいます。）第24条又は<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）</u>第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「<u>令和2年旧措置法</u>」といいます。）第66条の4第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）</p> <p>なお、令和4年4月1日以後に開始する事業年度又は課税事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方法人税について更正の請求をする場合には、「更正の請求書」（令和4年4月1日以後開始事業年度分）ではなく、この請求書を使用してください。</p> <p>2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="86 898 1270 1312"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>提 出 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>令和2年旧国税通則法第23条第1項</u>の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する<u>延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限</u>）から5年以内（注1）</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>令和2年旧国税通則法第23条第2項</u>の規定に基づいて提出する場合</td> <td><u>令和2年旧国税通則法第23条第2項</u>の各号に掲げる事実^イに該当した日の翌日から起算して2月以内</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>令和2年旧法人税法第80条の2</u>又は<u>令和2年旧地方法人税法第24条</u>の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内</td> </tr> <tr> <td>(4) <u>令和2年旧措置法第66条の4第26項</u>の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する<u>延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限</u>）から7年以内（注2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。</p> <p>(注2) <u>令和2年3月31日以前</u>に開始した事業年度又は課税事業年度分については、6年以内となります。</p> <p>3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方法人税について更正の請求をする場合には、「この請求前の金額」欄のうち、「(1)」欄から「(19)」欄まで及び「(22)」欄から「(33)」欄までの各欄は、記載を要しません。</p> <p>(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。</p> <p>(4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、<u>令和2年旧法人税法第80条の2</u>又は<u>令和2年旧地方法人税法第24条</u>の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。</p> <p>(以下省略)</p>	区 分	提 出 期 限	(1) <u>令和2年旧国税通則法第23条第1項</u> の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限</u> ）から5年以内（注1）	(2) <u>令和2年旧国税通則法第23条第2項</u> の規定に基づいて提出する場合	<u>令和2年旧国税通則法第23条第2項</u> の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内	(3) <u>令和2年旧法人税法第80条の2</u> 又は <u>令和2年旧地方法人税法第24条</u> の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内	(4) <u>令和2年旧措置法第66条の4第26項</u> の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限</u> ）から7年以内（注2）	<p>(19 更正の請求書(単体申告用)(平成31年4月1日以後終了事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">更正の請求書（単体申告用）の記載要領等 【平成31年4月1日以後終了事業年度分】</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）</p> <p>2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="1513 898 2668 1312"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>提 出 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>国税通則法第23条第1項</u>の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する<u>承認がある場合は、その承認申告期限</u>）から5年以内（注1）</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>国税通則法第23条第2項</u>の規定に基づいて提出する場合</td> <td><u>国税通則法第23条第2項</u>の各号に掲げる事実^イに該当した日の翌日から起算して2月以内</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>法人税法第80条の2</u>又は<u>地方法人税法第24条</u>の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内</td> </tr> <tr> <td>(4) <u>租税特別措置法第66条の4第26項</u>の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する<u>承認がある場合は、その承認申告期限</u>）から6年以内（注2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。</p> <p>(注2) <u>令和2年4月1日以後</u>に開始する事業年度分については、7年以内となります。</p> <p>3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。</p> <p>(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。</p> <p>(4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、<u>法人税法第80条の2</u>又は<u>地方法人税法第24条</u>の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。</p> <p>(同 左)</p>	区 分	提 出 期 限	(1) <u>国税通則法第23条第1項</u> の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>承認がある場合は、その承認申告期限</u> ）から5年以内（注1）	(2) <u>国税通則法第23条第2項</u> の規定に基づいて提出する場合	<u>国税通則法第23条第2項</u> の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内	(3) <u>法人税法第80条の2</u> 又は <u>地方法人税法第24条</u> の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内	(4) <u>租税特別措置法第66条の4第26項</u> の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>承認がある場合は、その承認申告期限</u> ）から6年以内（注2）
区 分	提 出 期 限																				
(1) <u>令和2年旧国税通則法第23条第1項</u> の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限</u> ）から5年以内（注1）																				
(2) <u>令和2年旧国税通則法第23条第2項</u> の規定に基づいて提出する場合	<u>令和2年旧国税通則法第23条第2項</u> の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内																				
(3) <u>令和2年旧法人税法第80条の2</u> 又は <u>令和2年旧地方法人税法第24条</u> の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内																				
(4) <u>令和2年旧措置法第66条の4第26項</u> の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限</u> ）から7年以内（注2）																				
区 分	提 出 期 限																				
(1) <u>国税通則法第23条第1項</u> の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>承認がある場合は、その承認申告期限</u> ）から5年以内（注1）																				
(2) <u>国税通則法第23条第2項</u> の規定に基づいて提出する場合	<u>国税通則法第23条第2項</u> の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内																				
(3) <u>法人税法第80条の2</u> 又は <u>地方法人税法第24条</u> の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内																				
(4) <u>租税特別措置法第66条の4第26項</u> の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>承認がある場合は、その承認申告期限</u> ）から6年以内（注2）																				

改正後

改正前

(20 更正の請求書(単体申告用)(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

(20 更正の請求書(単体申告用)(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

更正の請求書

※整理番号

税務署受付印

納税地、法人名等、法人番号、代表者氏名、代表者住所、事業種目

国税通則法第23条 法人税法第82条 地方法人税法第24条 租税特別措置法第66条の4

の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日(事業年度)の確定申告に係る課税標準等に

ついて下記のとおり更正の請求をします。

記

Table with columns: 区分, この請求前の金額, 更正の請求金額. Rows include 所得, 法人税額, 課税標準法人税額, etc.

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日, 更正決定通知書受理年月日, 添付書類, 1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合, 2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合, 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合

税理士署名

※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認

(令和4年4月1日以後開始事業年度分)

(新設)

改 正 後

改 正 前

(20 更正の請求書(単体申告用)(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

(20 更正の請求書(単体申告用)(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

更正の請求書の記載要領等
【令和4年4月1日以後開始事業年度分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実が該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

なお、令和4年4月1日以後に開始する事業年度又は課税事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方法人税について更正の請求をする場合には、この請求書ではなく、「更正の請求書（単体申告用）」（平成31年4月1日以後終了令和4年4月1日前開始事業年度等分）を使用してください。
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

(新 設)

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から5年以内（注）
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実が該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第 82 条又は地方税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第 66 条の 4 第 26 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から7年以内

- (注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。
- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
 - 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
 - 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方法人税について更正の請求をする場合には、「この請求前の金額」欄のうち、「(1)」欄から「(19)」欄まで及び「(22)」欄から「(34)」欄までの各欄は、記載を要しません。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
 - 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者

改正後

(21 更正の請求書(外国法人用) (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

更正の請求書 (外国法人用)

※整理番号

令和 年 月 日

納税地

電話 () -

本店又は主たる事務所の所在地

代表者氏名

(フリガナ)

法人名等

国内源泉所得に係る事業等の責任者氏名

法人番号

事業種目

業

税務署長殿

国税通則法第23条、旧法人税法第145条、旧地方法人税法第24条、旧租税特別措置法第66条の4の規定に基づき、自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 事業年度等の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区 分	①恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額		②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額	
	この請求前の金額	更正の請求金額	この請求前の金額	更正の請求金額
所得				
所得金額又は欠損金額	円	円	円	円
同上の軽減税率適用所得金額				
内訳				
その他の金額(1-2)				
法人税額				
法人税額の特別控除額				
差引法人税額(4-5)				
リース特別控除取戻税額等				
用途秘匿金に対する税額				
法人税額計(6+7+8)				
控除税額				
差引所得に対する法人税額(9-10)				
控除しきれなかった金額				
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金				
区 分	この請求前の金額		更正の請求金額	
12①	円		円	
のうち				
控除しきれなかった金額(12①-14)				
12②				
のうち				
恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除できる金額(12②-16)				
合計(11①-16)+(11②-14)	00		00	
中間申告分の法人税額	00		00	
差引				
納付すべき法人税額	00		00	
還付金額				
区 分	この請求前の金額		更正の請求金額	
課税標準法人税額の計算(9①+9②)	000円		000円	
所得地方法人税額				
外国税額の控除額				
差引地方法人税額(23-24)	00		00	
中間申告分の地方法人税額	00		00	
差引				
納付すべき地方法人税額	00		00	
還付金額				

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成・令和 年 月 日 添付書類

更正決定通知書受理年月日 平成・令和 年 月 日 書類

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

銀行 本店・支店

金庫・組合 出張所

漁協・農協 本所・支所

預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合

郵便局名等

税理士署名

※税務署 処理欄

法務局

業種番号

番

整理番号

通 信 日付印

年 月 日 確

04.06 改正 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分)

改正前

(20 更正の請求書(外国法人用) (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

更正の請求書 (外国法人用)

※整理番号

令和 年 月 日

納税地

電話 () -

本店又は主たる事務所の所在地

代表者氏名

(フリガナ)

法人名等

国内源泉所得に係る事業等の責任者氏名

法人番号

事業種目

業

税務署長殿

国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条、租税特別措置法第66条の4の規定に基づき、自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 事業年度等の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区 分	①恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額		②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額	
	この請求前の金額	更正の請求金額	この請求前の金額	更正の請求金額
所得				
所得金額又は欠損金額	円	円	円	円
同上の軽減税率適用所得金額				
内訳				
その他の金額(1-2)				
法人税額				
法人税額の特別控除額				
差引法人税額(4-5)				
リース特別控除取戻税額等				
用途秘匿金に対する税額				
法人税額計(6+7+8)				
控除税額				
差引所得に対する法人税額(9-10)				
控除しきれなかった金額				
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金				
区 分	この請求前の金額		更正の請求金額	
12①	円		円	
のうち				
控除しきれなかった金額(12①-14)				
12②				
のうち				
恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除できる金額(12②-16)				
合計(11①-16)+(11②-14)	00		00	
中間申告分の法人税額	00		00	
差引				
納付すべき法人税額	00		00	
還付金額				
区 分	この請求前の金額		更正の請求金額	
課税標準法人税額の計算(9①+9②)	000円		000円	
所得地方法人税額				
外国税額の控除額				
差引地方法人税額(23-24)	00		00	
中間申告分の地方法人税額	00		00	
差引				
納付すべき地方法人税額	00		00	
還付金額				

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成・令和 年 月 日 添付書類

更正決定通知書受理年月日 平成・令和 年 月 日 書類

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

銀行 本店・支店

金庫・組合 出張所

漁協・農協 本所・支所

預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合

郵便局名等

税理士署名

※税務署 処理欄

法務局

業種番号

番

整理番号

通 信 日付印

年 月 日 確

03.06 改正 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分)

改 正 後

(21 更正の請求書(外国法人用) (平成31年4月1日前終了事業年度分))

更正の請求書 (外国法人用) の記載要領等
【平成31年4月1日前終了事業年度分】

1 この請求書は、外国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度又は課税事業年度の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実
に該当する場合等に、所得税法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第8号) による改正前の国税通則法 (以下「令和2年旧国税通則
法」といいます。) 第23条、所得税法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第8号) による改正前の法人税法 (以下「令和2年旧法人税
法」といいます。) 第145条、所得税法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第8号) による改正前の地方法人税法 (以下「令和2年旧地
方法人税法」といいます。) 第24条又は所得税法等の一部を改正する法律 (平成31年法律第6号) による改正前の租税特別措置法 (以下「平
成31年旧措置法」といいます。) 第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

- (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかつた
ため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
イ 納付すべき税額が過大となったこと。
ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと (申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと (申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)
- (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度
で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合 (還付金額については過少となる場合)

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) <u>令和2年旧国税通則法第23条第1項</u> の 規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限 (申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限</u>) から5年以内(注)
(2) <u>令和2年旧国税通則法第23条第2項</u> の 規定に基づいて提出する場合	<u>令和2年旧国税通則法第23条第2項</u> の各号に掲げる事実 に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) <u>令和2年旧法人税法第145条</u> 又は <u>令和 2年旧地方法人税法第24条</u> の規定に基づ いて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受 けた日の翌日から起算して2月以内
(4) <u>平成31年旧措置法第66条の4第20項</u> の 規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限 (申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限</u>) から6年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年 (平成30年3月31日以前に開始した事業年度又は課税
事業年度分) については9年 以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通 (調査課所管法人の場合は2通) 作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書 (当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書) に
記載された該当項目の金額を移記してください。
(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してくだ
さい。
(3) 「リース特別控除取戻税額等7」欄には、課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。
(4) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項が
ある場合はこれを付記してください。
(5) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、令和2年旧法人税法第145条又は令和2年旧地方法人税法第24
条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。

(以下省略)

改 正 前

(20 更正の請求書(外国法人用) (平成31年4月1日前終了事業年度分))

更正の請求書 (外国法人用) の記載要領等
【平成31年4月1日前終了事業年度分】

1 この請求書は、外国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度等の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実
に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求を
するときに使用するものです。

- (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかつた
ため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
イ 納付すべき税額が過大となったこと。
ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと (申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと (申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)
- (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事
業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合 (還付金額については過少となる場合)

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) <u>国税通則法第23条第1項</u> の規定に基づ いて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限 (申告期限の延長申請に対する <u>承認がある場合は、その承認申告期限</u>) から5年以内(注)
(2) <u>国税通則法第23条第2項</u> の規定に基づ いて提出する場合	<u>国税通則法第23条第2項</u> の各号に掲げる事実 に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) <u>法人税法第145条</u> 又は <u>地方法人税法第 24条</u> の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受 けた日の翌日から起算して2月以内
(4) <u>租税特別措置法第66条の4第20項</u> の規 定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限 (申告期限の延長申請に対する <u>承認がある場合は、その承認申告期限</u>) から6年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年 (平成30年4月1日以後に開始する事業年度について
は10年) 以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通 (調査課所管法人の場合は2通) 作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書 (当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書) に記載された該
当項目の金額を移記してください。
(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してくだ
さい。
(3) 「リース特別控除取戻税額等7」欄には、課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。
(4) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項が
ある場合はこれを付記してください。
(5) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更
正の請求を行う場合に記載してください。

(同 左)

改 正 後

(22 更正の請求書(外国法人用) (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (外国法人用) の記載要領等
【平成31年 4 月 1 日以後終了事業年度分】

- この請求書は、外国法人の平成28年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は課税事業年度の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実¹に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の 4 第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - 納付すべき税額が過大となったこと。
 - 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと (申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
 - 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと (申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)
 - 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合 (還付金額については過少となる場合)
- この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限 (申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった場合は、その延長後の</u> 申告期限) から 5 年以内(注 1)
(2) 国税通則法第23条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実 ¹ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第 24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 租税特別措置法第66条の 4 第26項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限 (申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった場合は、その延長後の</u> 申告期限) から <u>7</u> 年以内 (注 2)

- (注 1) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。
- (注 2) 令和 2 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度又は課税事業年度分については、6年以内となります。
- この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
 - この請求書は、1 通 (調査課所管法人の場合は 2 通) 作成して提出してください。
 - この請求書の各欄は、次により記載します。

- 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書 (当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書) に記載された該当項目の金額を移記してください。なお、令和 4 年12月31日以後に終了する事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方法人税について更正の請求をする場合には、「①恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額」及び「②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額」の「この請求前の金額」欄のうち、「(1)」欄から「(20)」欄まで及び「(23)」欄から「(28)」欄までの各欄は、記載を要しません。

(以下省略)

改 正 前

(21 更正の請求書(外国法人用) (平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (外国法人用) の記載要領等
【平成31年 4 月 1 日以後終了事業年度分】

- この請求書は、外国法人の平成28年 4 月 1 日以後に開始する事業年度等の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実¹に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の 4 第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - 納付すべき税額が過大となったこと。
 - 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと (申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
 - 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと (申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)
 - 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合 (還付金額については過少となる場合)
- この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限 (申告期限の延長申請に対する <u>承認がある場合は、その承認申告期限</u>) から 5 年以内 (注 1)
(2) 国税通則法第23条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実 ¹ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第 24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 租税特別措置法第66条の 4 第26項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限 (申告期限の延長申請に対する <u>承認がある場合は、その承認申告期限</u>) から <u>6</u> 年以内 (注 2)

- (注 1) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。
- (注 2) 令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分については、7年以内となります。
- この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
 - この請求書は、1 通 (調査課所管法人の場合は 2 通) 作成して提出してください。
 - この請求書の各欄は、次により記載します。
- 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書 (当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書) に記載された該当項目の金額を移記してください。

(同 左)

(25 会社事業概況書)

取封印 別添「会社事業概況書の記載要領」を参考に記載し、法人税申告書に二部添付して提出してください。

会社事業概況書 (1.総括表)				
<input type="checkbox"/> 内国法人		<input type="checkbox"/> 外国法人		
① 事業の内容				
* 法人名		事業年度(※)		
① 事業者	氏名			
	部・課			
	役職名			
	電話			
② 関与税理士				
氏名		電話		
③ 加入組合等				
加入組合等		役職名		
④ 上場している場合の市場名				
市場名1	市場名2	未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無(1有、2無)		
⑤ 子会社等及び支店等数				
子会社等	国内		海外	
	支店等	工場	店舗	営業所
⑥ 売上構成比				
品名、事業部等	売上高(単位:百万円)	構成割合	⑦ 前期と比較して当期の業績(売上・利益等)に著しい変化がある場合の主な理由	
その他				
合 計				
⑧ 主要役員の状況				
氏 名	役職名	就任年月	所有株数(千株)	⑨従業員数
	代表取締役			人
⑩ 申告書確認表等の活用状況 (自社で作成しているチェックシートに盛り込む等、間接的に活用する場合を含みます。)				
申告書確認表※の活用の有無 (1有、2一部有、3無)		大規模法人における税務上の留意項目確認表※の活用の有無(1有、2一部有、3無)		

※「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の留意項目確認表」は、国税庁ホームページ(ホーム/税の情報・手続・用紙/申告手続・用紙/申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)/確定申告等情報/法人税/申告手続に係る各種参考情報/「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報(調査課所管法人の皆様へ)に掲載しています。

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>

詳細は、記載要領をご覧ください。

04.05 改訂

(24 会社事業概況書)

取封印 別添「会社事業概況書の記載要領」を参考に記載し、法人税申告書に二部添付して提出してください。

会社事業概況書 (1.総括表)				
<input type="checkbox"/> 内国法人		<input type="checkbox"/> 外国法人		
① 事業の内容				
* 法人名		事業年度(※)		
① 事業者	氏名			
	部・課			
	役職名			
	電話			
② 関与税理士				
氏名		電話		
③ 加入組合等				
加入組合等		役職名		
④ 上場している場合の市場名				
市場名1	市場名2	未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無(1有、2無)		
⑤ 子会社等及び支店等数				
子会社等	国内		海外	
	支店等	工場	店舗	営業所
⑥ 売上構成比				
品名、事業部等	売上高(単位:百万円)	構成割合	⑦ 前期と比較して当期の業績(売上・利益等)に著しい変化がある場合の主な理由	
その他				
合 計				
⑧ 主要役員の状況				
氏 名	役職名	就任年月	所有株数(千株)	⑨従業員数
	代表取締役			人
⑩ 申告書確認表等の活用状況 (自社で作成しているチェックシートに盛り込む等、間接的に活用する場合を含みます。)				
申告書確認表※の活用の有無 (1有、2一部有、3無)		大規模法人における税務上の留意項目確認表※の活用の有無(1有、2一部有、3無)		

※「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の留意項目確認表」は、国税庁ホームページ(ホーム/税の情報・手続・用紙/申告手続・用紙/申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)/確定申告等情報/法人税/申告手続に係る各種参考情報/「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報(調査課所管法人の皆様へ)に掲載しています。

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>

詳細は、記載要領をご覧ください。

03.05 改訂

(25 会社事業概況書)

会社事業概況書 (2.子会社等の状況)						* 法人名		
						事業年度(至)		
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額		
所在地					国名	主たる事業		
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高		
						仕入高		
						その他()		
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額		
所在地					国名	主たる事業		
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高		
						仕入高		
						その他()		
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額		
所在地					国名	主たる事業		
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高		
						仕入高		
						その他()		
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額		
所在地					国名	主たる事業		
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高		
						仕入高		
						その他()		
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額		
所在地					国名	主たる事業		
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高		
						仕入高		
						その他()		
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額		
所在地					国名	主たる事業		
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高		
						仕入高		
						その他()		
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額		
所在地					国名	主たる事業		
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高		
						仕入高		
						その他()		

※ 別表十七(四)「国外関係者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。
 ※ 当該「2.子会社等の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、その資料を当該「2.子会社等の状況」に代えて提出しても構いません。

04.05 改訂

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書 (2.子会社等の状況)						* 法人名		
						事業年度(至)		
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額		
所在地					国名	主たる事業		
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高		
						仕入高		
						その他()		
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額		
所在地					国名	主たる事業		
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高		
						仕入高		
						その他()		
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額		
所在地					国名	主たる事業		
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高		
						仕入高		
						その他()		
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額		
所在地					国名	主たる事業		
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高		
						仕入高		
						その他()		
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額		
所在地					国名	主たる事業		
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高		
						仕入高		
						その他()		

※ 別表十七(四)「国外関係者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。
 ※ 当該「2.子会社等の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、その資料を当該「2.子会社等の状況」に代えて提出しても構いません。

03.05 改訂

(25 会社事業概況書)

会社事業概況書 (3.ICTの概要)						*	
						法人名	
						事業年度(至)	
① システムにおける機器の構成状況						応答者	氏名
区分	メーカー・機器名	台数	OS	導入年月	設置場所		
ホスト(サーバー)							
D/Bサーバー							
パソコン							
専用端末機							
② 申告書作成ソフト名						部・課	
						役職名	
						電話	
③ 適用業務			④ 電子メールの状況				
区分	項目	システムの導入(コンピュータ利用)		利用プログラム	メールソフト		
		使用プログラム等(1自社開発、2市販ソフト)			電子メール取扱規定(1有、2無)		
財務会計				保存状況等	メールサーバーの管理(1自社、2委託、3クラウド)		
管理会計							
購買管理				監視ツール等			
販売管理							
その他							
ERPシステム							
⑤ システム関連部門(委託会社等)の状況							
区分	項目	委託等の状況(1自社、2委託、3派遣)	担当部門又は委託会社等の名称及び所在地			自社従業員数	
システム開発							
システム運用							
システム監査							
⑥ 電子商取引の状況							
電子決済の利用業務(1売上、2仕入、3材料、4経費、5その他)				その他()			
EDI取引(1有、2無)				ネット販売サイト			
ネット販売取扱商品(1デジタルコンテンツ、2金融商品、3物品等)				主要商品名			
⑦ 電子帳簿保存の状況							
適用	電磁的記録で保存している帳簿等の種類			作成に使用するプログラム(システム名称、自己開発(1有、2無))			
帳簿(1有・原簿、2有・その他、3無)	<input type="checkbox"/> 仕訳帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 補助簿()						
書類(1有、2無)	<input type="checkbox"/> 取引書類() <input type="checkbox"/> 決算書類()						
スキャナ(1有、2無)	<input type="checkbox"/> 取引書類() <input type="checkbox"/> 決算書類()						
⑧ その他							
クラウドサービスの運営・利用状況(1運営、2利用)							
クラウドサービスの利用有無(1有、2無)	データ管理	会計	その他	クラウドサービス名			
				クラウド運営事業者名			
WEB会議システムの業務への導入有無(1有、2無)				WEB会議システムの名称			

04.05 改訂

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書 (3.ICTの概要)						*	
						法人名	
						事業年度(至)	
① システムにおける機器の構成状況						応答者	氏名
区分	メーカー・機器名	台数	OS	導入年月	設置場所		
ホスト(サーバー)							
D/Bサーバー							
パソコン							
専用端末機							
② 申告書作成ソフト名						部・課	
						役職名	
						電話	
③ 適用業務			④ ERPシステムの導入				
区分	項目	システムの導入(コンピュータ利用)		データの保存期間	パッケージソフト名	データの保存期間	
		使用プログラム等(1自社開発、2市販ソフト)					
財務会計							
管理会計							
購買管理							
販売管理							
()							
()							
⑤ システム関連部門(委託会社等)の状況							
区分	項目	委託等の状況	担当部門又は委託会社等の名称及び所在地			自社従業員数	
		自社 委託 派遣					
システム開発		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
システム運用		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
システム監査		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
⑥ 電子メールの状況							
利用プログラム	メールソフト				監視ツール等		
保存状況等	電子メール取扱規定(1有、2無)						
	メールサーバーの管理(1有、2無)	自社	委託	クラウド	電子メールの保存期間(送信文書)		
						電子メールの保存期間(受信文書)	
⑦ 電子商取引の状況							
電子決済の利用業務(1売上、2仕入、3材料、4経費、5その他)				その他()			
EDI取引(1有、2無)				ネット販売サイト			
ネット販売取扱商品(1デジタルコンテンツ、2金融商品、3物品等)				主要商品名			
⑧ その他							
クラウドサービスの運営・利用状況(1運営、2利用)							
クラウドサービスの利用有無(1有、2無)	メール	データ管理	会計	その他	クラウドサービス名		
					クラウド運営事業者名		
WEB会議システムの業務への導入有無(1有、2無)				WEB会議システムの名称			

03.05 改訂

改正後

(25 会社事業概況書)

会社事業概況書 (4.海外取引等の概要)		*	
		法人名	
		事業年度(至)	
① 外国子会社数等		応答者	氏名
外国関係会社数	社		部・課
海外工事現場を保有している事業所数	所		役職名
ローカルファイルを作成又は取得する国外関連者数	社		電話
② 貿易取引等			
取引形態	項目	取引金額(百万円)	主な取扱品目等
輸出			
輸入			
海外工事	支払		
	受取		
その他	支払		
	受取		
③ 貿易外取引			
取引形態	項目	取引金額(百万円)	主な取引先
手数料	支払		
	受取		
無形固定資産の使用料	支払		
	受取		
役務提供の対価	支払		
	受取		
借入金の利息又は貸付金の利息	支払		
	受取		
証券の売買	取得		
	譲渡		
不動産の売買	取得		
	譲渡		
その他			
④ 外国為替取引			
為替予約	個別予約対象通貨		
	包括予約対象通貨		
⑤ オフバランス取引			
スワップ			
オプション			
先物			
その他			

04.05 改訂

改正前

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書 (4.海外取引等の概要)		*	
		法人名	
		事業年度(至)	
① 外国子会社数等		応答者	氏名
外国子会社のうち100%子会社数	社		部・課
外国関係会社数	社		役職名
海外工事現場を保有している事業所数	所		電話
ローカルファイルを作成又は取得する国外関連者数	社		
② 貿易取引等			
取引形態	項目	取引金額(百万円)	主な取扱品目等
輸出			
輸入			
海外工事	支払		
	受取		
その他	支払		
	受取		
③ 貿易外取引			
取引形態	項目	取引金額(百万円)	主な取引先
手数料	支払		
	受取		
無形固定資産の使用料	支払		
	受取		
役務提供の対価	支払		
	受取		
借入金の利息又は貸付金の利息	支払		
	受取		
証券の売買	取得		
	譲渡		
不動産の売買	取得		
	譲渡		
その他			
④ 外国為替取引			
為替予約	個別予約対象通貨		
	包括予約対象通貨		
⑤ オフバランス取引			
スワップ			
オプション			
先物			
その他			

03.05 改訂

(25 会社事業概況書)

会社事業概況書 (5.外国法人)				*	
				法人名	
				事業年度(至)	
応答者	氏名		氏名		
	部・課		部・課		
	役職名		役職名		
	所在地		所在地		
	電話番号		電話番号		
① 本店の概要					
所在地			資本金		
主要株主 又は出資者	氏名又は名称		住所又は所在地		保有割合
					%
					%
				%	
国内源泉所得以外の所得(国外所得)の有無 <input type="checkbox"/>					
② 日本国内に所在する支店等の概要					
恒久的施設の種類の種類 <input type="checkbox"/> 支店・事務所等 <input type="checkbox"/> 長期建設工事現場等 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>					
主な取引先	1	名称	所在地		
		取引内容			
2	名称	所在地			
	取引内容				
事業部の状況	事業部名	主な業務内容	責任部署の状況		
			部・課	担当者名	所在地
主要役員 の状況	氏名	役職名及び担当業務	国外からの給与有無	支払者の氏名又は名称	
		本店における役職名		支払者の住所又は所在地	
			<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>			
従業員数	人	従業員のうち国外からの給与がある者の数			人
本店からの配賦収益	有無	配賦された金額	財務諸表上の勘定科目		配賦計算方法
	<input type="checkbox"/>	円			
本店からの配賦費用	有無	配賦された金額	財務諸表上の勘定科目		配賦計算方法
	<input type="checkbox"/>	円			

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書 (5.外国法人)				*	
				法人名	
				事業年度(至)	
応答者	氏名		氏名		
	部・課		部・課		
	役職名		役職名		
	所在地		所在地		
	電話番号		電話番号		
① 本店の概要					
所在地			資本金		
主要株主 又は出資者	氏名又は名称		住所又は所在地		保有割合
					%
					%
				%	
② 日本国内に所在する支店の概要					
主な取引先	1	名称	所在地		
		取引内容			
2	名称	所在地			
	取引内容				
事業部の状況	事業部名	主な業務内容	責任部署の状況		
			部・課	担当者名	所在地
主要役員 の状況	氏名	役職名及び担当業務	国外からの給与有無	支払者の氏名又は名称	
		本店における役職名		支払者の住所又は所在地	
			<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>			
従業員数	人	従業員のうち国外からの給与がある者の数			人
本店からの配賦収益	有無	配賦された金額	財務諸表上の勘定科目		配賦計算方法
	<input type="checkbox"/>	円			
本店からの配賦費用	有無	配賦された金額	財務諸表上の勘定科目		配賦計算方法
	<input type="checkbox"/>	円			

(25 会社事業概況書)

会社事業概況書 (6.通算(連結)子法人)				*		
				法人名		
				通算(連結)親法人名		
				事業年度(至)		
① 通算(連結)グループ内での位置づけ等の概要				応答者	氏名	
					部・課	
					役職名	
					電話番号	
② 主要役員の出向受入の状況						
				氏名	出向元法人	
③ 他の通算(連結)法人からの管理等の状況						
管理部署等		被管理部署	主な管理内容			
法人名	管理部署					
④ 通算(連結)親法人との取引状況						
売上高 (百万円)	仕入高 (百万円)	その他				
		科目	金額(百万円)	科目	金額(百万円)	
⑤ 他の通算(連結)子法人との取引状況						
法人名	売上高 (百万円)	仕入高 (百万円)	その他			
			主な科目	金額(百万円)		
その他						
合計						
⑥ 通算(連結)グループ法人以外の法人との取引状況						
法人名	売上高 (百万円)	法人名	仕入高 (百万円)			

(24 会社事業概況書)

会社事業概況書 (6.連結子法人)				*		
				法人名		
				連結親法人名		
				事業年度(至)		
① 連結グループ内での位置づけ等の概要				応答者	氏名	
					部・課	
					役職名	
					電話番号	
② 主要役員の出向受入の状況						
				氏名	出向元法人	
③ 他の連結法人からの管理等の状況						
管理部署等		被管理部署	主な管理内容			
法人名	管理部署					
④ 連結親法人との取引状況						
売上高 (百万円)	仕入高 (百万円)	その他				
		科目	金額(百万円)	科目	金額(百万円)	
⑤ 他の連結子法人との取引状況						
法人名	売上高 (百万円)	仕入高 (百万円)	その他			
			主な科目	金額(百万円)		
その他						
合計						
⑥ 連結グループ法人以外の法人との取引状況						
法人名	売上高 (百万円)	法人名	仕入高 (百万円)			

会社事業概況書の記載要領

この会社事業概況書は、法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第35条第5号、同第61条の5第1号及び同条第2号、法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第36号）による改正前の法規第37条の12第5号、同第37条の17第4号に規定する「事業等の概況に関する書類」です。法人が調査委託部等の所管事務の範囲を定める省令（昭和24年8月1日大蔵省令第49号）に規定する調査委託部管法人の場合には、この様式を使用してください。（様式は国税庁ホームページに掲載しています。）

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/anna/hojin/shinkoku/01.htm>

当該会社事業概況書は、「1.総括表」、「2.子会社等の状況」、「3.ICIの概要」、「4.海外取引等の概要」、「5.外国法人」及び「6.適置（適法）子法人」で構成されており、それぞれの様式については、次により記載します。なお、「※」欄は記載しないでください。

1 【共通的事項】

- (1) 記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度（以下「当期」といいます。）の年度末時点の概況としてください。
- (2) 「1.総括表」～「4.海外取引等の概要」については、全ての法人において記載してください。なお、次の法人に該当する場合は「1.総括表」～「4.海外取引等の概要」の様式に加えて、それぞれ次の様式も記載してください。
 - ・法人税法（以下「法」といいます。）第2条第4号に規定する外国法人（以下「外国法人」といいます。）の場合、「5.外国法人」
 - ・法人税法（以下「法」といいます。）第2条第4号に規定する外国法人（以下「外国法人」といいます。）の場合、「5.外国法人」
 - ・「法」第2条第4号に規定する適置（適法）子法人又は適置（適法）子法人の一部を構成する法律（以下「法律」といいます。）に規定する適置（適法）子法人（以下「適置（適法）子法人」といいます。）の場合、「6.適置（適法）子法人」
- (3) 「1.総括表」～「6.適置（適法）子法人」の各様式における「応答者」欄については、当該各様式に記載した者の氏名、部・課、役職名、電話番号を記載してください。

2 【1.総括表】

- (1) 法人が法第2条第3号に規定する内国法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、「□ 内国法人」の「□」にレ印を付してください。また、法人が外国法人の場合には、「□ 外国法人」の「□」にレ印を付してください。
- (2) 法人が外国法人の場合、当該「総括表」の各欄は、特に記載要領に説明のない限り、日本国内に所在する支店の状況について記載してください。
- (3) 「① 事業の内容」欄は、法人が営む事業について記載してください。また、法人が外国法人である場合、「外国法人全体の事業」と「国内において行う事業」（日本国内に所在する支店が営む事業）とに区分して、それぞれについて記載してください。
- (4) 「② 関係税理士」欄は、関係している税理士の氏名及び電話番号を記載してください。
- (5) 「③ 加入組合等」欄は、主な加入組合、団体等及び役職名を記載してください。
- (6) 「④ 上場している場合の市場名」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 法人が一の市場に上場している場合には「市場名1」欄にその市場名を記載してください。また、法人が複数の市場に上場している場合には主な市場名を2つ「市場名1」欄及び「市場名2」欄に記載してください。
 - ロ 「未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無（1有、2無）」欄は、法人が未上場の場合、当期中に株主の異動又は株主間の持株数の異動があった場合には「1」を、異動がなかった場合には「2」を記載してください。
- (7) 「⑤ 子会社等及び支店等数」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「子会社等」欄は、直接、間接を問わず出資割合又は総決権所有割合（以下「出資割合等」といいます。）が50%超の子会社等について、子会社等の所在地により国内及び海外それぞれに分けてその総数を記載してください。
 - ロ 「支店等」欄は、所在地が国内であるものについては「工場」、「店舗」、「営業所」、「その他」の別にそれぞれの総数を記載してください。なお、「営業所」には支店を含め、「その他」には出張所、駐在員事務所、倉庫等を含めます。所在地が海外であるものについては「工場」、「その他」の別にそれぞれの総数を記載してください。なお、「その他」には、店舗、営業所、支店、出張所、駐在員事務所、倉庫等を含めます。
 - エ 「⑤ 売上構成比」欄は、「品名又は事業部等」の売上高の多い順に記載してください。
 - オ 「⑦ 前期と比較して当期の業績（売上・利益等）に著しい変化がある場合の主な理由」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の前事業年度と比較して、当期に著しい変化がある場合、その主な理由について簡記してください。
- (10) 「⑧ 主要役員」欄は、代表取締役以外の役員については、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、法人が外国法人の場合には、本店（海外）の主要な役員について、就任期間の長い役員から順に記載してください。
- (11) 「⑨ 従業員数」欄は、役員を除く従業員数を記載してください。なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。また、法人が外国法人の場合には、役員を除く本店の従業員数を記載してください。この場合も使用人兼務役員は従業員に含めてください。
- (12) 「⑩ 申告書確認表等の活用状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「申告書確認表の活用有無（1有、2一部有、3無）」欄は、法人が「申告書確認表」の項目の全部を活用している場合には「1」を、項目の一部を活用している場合には「2」を、活用していない場合には「3」を記載してください。
 - ※ 自社作成のチェックシート等に「申告書確認表」の確認項目の全部又は一部を盛り込むなどのように間接的に活用している場合は「2」を記載してください。
 - ロ 「大規模法人における税務上の要注項目確認表の活用有無（1有、2一部有、3無）」欄は、法人が「大規模法人における税務上の要注項目確認表」の項目の全部を活用している場合には「1」を、項目の一部を活用している場合には「2」を、活用していない場合には「3」を記載してください。
 - ※ 自社作成のチェックシート等に「大規模法人における税務上の要注項目確認表」の確認項目の全部又は一部を盛り込むなどのように間接的に活用している場合は「2」を記載してください。

【注】 国税庁において、提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注項目確認表」として、国税庁ホームページ（ホーム）/税の届納・手続・用紙/申告手続・用紙/申告・申請・届出等/用紙/申告手続/用紙/確定申告書等/確定申告書/申告手続/申告手続に係る各種参考書類/「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査委託部管法人の皆様へ）に掲載しています。

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sarko/tkkhn>

「申告書確認表」は提出直前の申告書の自主点検に、「大規模法人における税務上の要注項目確認表」は申告書作成前の決算調査事項や申告書調査事項の把握等に関する自主監査にご活用いただくためのものです。これらの確認表の活用は任意であり、活用した場合であっても確定申告書に添付していただく必要はありません。

会社事業概況書の記載要領

この会社事業概況書は、法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第35条第4号、同第37条の12第5号、同第37条の17第4号、同第61条の5第1号及び同条第2号上に規定する「事業等の概況に関する書類」です。法人が調査委託部等の所管事務の範囲を定める省令（昭和24年8月1日大蔵省令第49号）に規定する調査委託部管法人の場合には、この様式を使用してください。（様式は国税庁ホームページに掲載しています。）

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/anna/hojin/shinkoku/01.htm>

当該会社事業概況書は、「1.総括表」、「2.子会社等の状況」、「3.ICIの概要」、「4.海外取引等の概要」、「5.外国法人」及び「6.適置（適法）子法人」で構成されており、それぞれの様式については、次により記載します。なお、「※」欄は記載しないでください。

1 【共通的事項】

- (1) 記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度（以下「当期」といいます。）の年度末時点の概況としてください。
- (2) 「1.総括表」～「4.海外取引等の概要」については、全ての法人において記載してください。なお、次の法人に該当する場合は「1.総括表」～「4.海外取引等の概要」の様式に加えて、それぞれ次の様式も記載してください。
 - ・法人税法（以下「法」といいます。）第2条第4号に規定する外国法人（以下「外国法人」といいます。）の場合、「5.外国法人」
 - ・法人税法（以下「法」といいます。）第2条第4号に規定する外国法人（以下「外国法人」といいます。）の場合、「5.外国法人」
 - ・「法」第2条第4号に規定する適置（適法）子法人（以下「適置（適法）子法人」といいます。）の場合、「6.適置（適法）子法人」
- (3) 「1.総括表」～「6.適置（適法）子法人」の各様式における「応答者」欄については、当該各様式に記載した者の氏名、部・課、役職名、電話番号を記載してください。

2 【1.総括表】

- (1) 法人が法第2条第3号に規定する内国法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、「□ 内国法人」の「□」にレ印を付してください。また、法人が外国法人の場合には、「□ 外国法人」の「□」にレ印を付してください。
- (2) 法人が外国法人の場合、当該「総括表」の各欄は、特に記載要領に説明のない限り、日本国内に所在する支店の状況について記載してください。
- (3) 「① 事業の内容」欄は、法人が営む事業について記載してください。また、法人が外国法人である場合、「外国法人全体の事業」と「国内において行う事業」（日本国内に所在する支店が営む事業）とに区分して、それぞれについて記載してください。
- (4) 「② 関係税理士」欄は、関係している税理士の氏名及び電話番号を記載してください。
- (5) 「③ 加入組合等」欄は、主な加入組合、団体等及び役職名を記載してください。
- (6) 「④ 上場している場合の市場名」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 法人が一の市場に上場している場合には「市場名1」欄にその市場名を記載してください。また、法人が複数の市場に上場している場合には主な市場名を2つ「市場名1」欄及び「市場名2」欄に記載してください。
 - ロ 「未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無（1有、2無）」欄は、法人が未上場の場合、当期中に株主の異動又は株主間の持株数の異動があった場合には「1」を、異動がなかった場合には「2」を記載してください。
- (7) 「⑤ 子会社等及び支店等数」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「子会社等」欄は、直接、間接を問わず出資割合又は総決権所有割合（以下「出資割合等」といいます。）が50%超の子会社等について、子会社等の所在地により国内及び海外それぞれに分けてその総数を記載してください。
 - ロ 「支店等」欄は、所在地が国内であるものについては「工場」、「店舗」、「営業所」、「その他」の別にそれぞれの総数を記載してください。なお、「営業所」には支店を含め、「その他」には出張所、駐在員事務所、倉庫等を含めます。所在地が海外であるものについては「工場」、「その他」の別にそれぞれの総数を記載してください。なお、「その他」には、店舗、営業所、支店、出張所、駐在員事務所、倉庫等を含めます。
 - エ 「⑤ 売上構成比」欄は、「品名又は事業部等」の売上高の多い順に記載してください。
 - オ 「⑦ 前期と比較して当期の業績（売上・利益等）に著しい変化がある場合の主な理由」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の前事業年度と比較して、当期に著しい変化がある場合、その主な理由について簡記してください。
- (10) 「⑧ 主要役員」欄は、代表取締役以外の役員については、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、法人が外国法人の場合には、本店（海外）の主要な役員について、就任期間の長い役員から順に記載してください。
- (11) 「⑨ 従業員数」欄は、役員を除く従業員数を記載してください。なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。また、法人が外国法人の場合には、役員を除く本店の従業員数を記載してください。この場合も使用人兼務役員は従業員に含めてください。
- (12) 「⑩ 申告書確認表等の活用状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「申告書確認表の活用有無（1有、2一部有、3無）」欄は、法人が「申告書確認表」の項目の全部を活用している場合には「1」を、項目の一部を活用している場合には「2」を、活用していない場合には「3」を記載してください。
 - ※ 自社作成のチェックシート等に「申告書確認表」の確認項目の全部又は一部を盛り込むなどのように間接的に活用している場合は「2」を記載してください。
 - ロ 「大規模法人における税務上の要注項目確認表の活用有無（1有、2一部有、3無）」欄は、法人が「大規模法人における税務上の要注項目確認表」の項目の全部を活用している場合には「1」を、項目の一部を活用している場合には「2」を、活用していない場合には「3」を記載してください。
 - ※ 自社作成のチェックシート等に「大規模法人における税務上の要注項目確認表」の確認項目の全部又は一部を盛り込むなどのように間接的に活用している場合は「2」を記載してください。

【注】 国税庁において、提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注項目確認表」として、国税庁ホームページ（ホーム）/税の届納・手続・用紙/申告手続・用紙/申告・申請・届出等/用紙/申告手続/用紙/確定申告書等/確定申告書/申告手続/申告手続に係る各種参考書類/「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査委託部管法人の皆様へ）に掲載しています。

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sarko/tkkhn>

「申告書確認表」は提出直前の申告書の自主点検に、「大規模法人における税務上の要注項目確認表」は申告書作成前の決算調査事項や申告書調査事項の把握等に関する自主監査にご活用いただくためのものです。これらの確認表の活用は任意であり、活用した場合であっても確定申告書に添付していただく必要はありません。

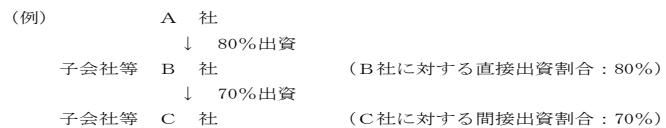
改 正 後

(25 会社事業概況書)

3 【2. 子会社等の状況】

- (1) 直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社等について記載してください。ただし、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社等については、省略しても構いません。
- (2) 当該「2. 子会社等の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、その資料を当該「2. 子会社等の状況」に代えて提出しても構いません。その場合、出資割合等が50%超でない子会社等が含まれていても構いません。
- (3) 「子会社等の名称(法人名)」欄は、日本に所在する子会社等である場合、確定申告書に記載している法人名を記載し、国外に所在する子会社等である場合、英語で法人名を記載してください。
- (4) 「資本金又は出資金の額」欄は、当該子会社等が内国子会社等の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社等の場合には、当該外国子会社等の現地通貨略号と資本金額(千現地通貨単位)を記載してください。
- (5) 「主たる事業」欄は、当該子会社等が現実に営んでいる主たる事業を簡記してください。
- (6) 「株式等の保有割合」の「間接」欄は、連鎖方式で算出した割合を記載してください。

(連鎖方式の例)



- (7) 「子会社等との当期の取引額(百万円)」欄は、掲記の各項目について、子会社等との当期の取引金額を記載してください。

4 【3. ICTの概要】

- (1) 「① システムにおける機器の構成状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの主たる機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。
 - ロ 「OS」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。
- (2) 「② 申告書作成ソフト名」欄は、確定申告書の作成に利用しているソフトがある場合に、ソフト名を記載してください。
- (3) 「③ 適用業務」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「システムの導入(コンピュータ利用)」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「1 自社開発」か「2 市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「1 自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を、「2 市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。
 - 適用業務のうち区分欄に記載のない業務(例えば在庫管理、原価管理、人事給与など)がある場合は、「()」に記載してください。
 - ロ 「ERPシステム」欄は、利用がある場合にはシステムの名称を記載してください。
- (4) 「④ 電子メールの状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「利用プログラム」の各欄は、利用しているソフトの名称を記載してください。
 - ロ 「保存状況等」の「メールサーバーの管理(1 自社、2 委託、3 クラウド)」及び「電子メールの取扱規定(1 有、2 無)」の各欄は、該当番号を記載してください。
 - ハ 「監視ツール等」欄は、メール監視ツールの名称を記載してください。
- (5) 「⑤ システム関連部門(委託会社等)の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「委託等の状況」欄は、該当番号を記載してください。
 - ロ 「担当部門又は委託会社等の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっている場合には該当区分別に委託会社又は派遣会社の名称及び所在地を記載してください。
- (6) 「⑥ 電子商取引の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「電子決済の利用業務(1 売上、2 仕入、3 材料、4 経費、5 その他)」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「()」に簡記してください。
 - ロ 「EDI取引」欄は、該当番号を記載してください。
 - ハ 「ネット販売サイト」欄は、ネット販売サイトの名称を記載してください。複数利用している場合には、主要なものの名称を記載してください。
 - ニ 「ネット販売取扱商品」欄は、該当番号を記載の上、主要商品名を記載してください。
- (7) 「⑦ 電子帳簿保存の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「適用」欄には、該当番号を記載してください。
 - ロ 「電磁的記録で保存している帳簿等の種類」欄は、該当する「□」にレ印を付し、その他等に該当する場合は、「()」に簡記してください。
 - なお、帳簿に関しては、「適用」欄が「1 有・優良帳簿」の場合は、記載不要です。
 - ハ 「作成に使用するプログラム」欄は、プログラム名称を記載するとともに、自己開発の有無について該当番号を記載してください。
- (8) 「⑧ その他」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「クラウドの運営・利用状況(1 運営、2 利用)」欄及び「クラウドサービスの利用有無(1 有、2 無)」の各欄は、該当番号を記載してください。
 - ロ 「クラウドサービス名」欄は利用しているクラウドサービスの名称を記載し、「クラウド運営事業者名」欄はサービスの運営会社の名称を記載してください。
 - ハ 「WEB会議システムの業務への導入有無(1 有、2 無)」欄は該当番号を記載し、「WEB会議システムの名称」欄は導入しているシステムの名称を記載してください。複数のシステムを利用している場合には主要なものの名称を記載してください。
- (9) 用語の意味
 - イ 「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」
企業活動(生産・販売・財務会計など)に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。
 - ロ 「EDI(Electronic Data Interchange)取引」
商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みを利用した取引です。
専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換取引があります。

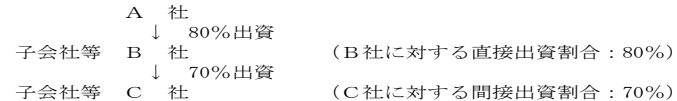
改 正 前

(24 会社事業概況書)

3 【2. 子会社等の状況】

- (1) 直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社等について記載してください。ただし、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社等については、省略しても構いません。
- (2) 当該「2. 子会社等の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、その資料を当該「2. 子会社等の状況」に代えて提出しても構いません。その場合、出資割合等が50%超でない子会社等が含まれていても構いません。
- (3) 「子会社等の名称(法人名)」欄は、日本に所在する子会社等である場合、確定申告書に記載している法人名を記載し、国外に所在する子会社等である場合、英語で法人名を記載してください。
- (4) 「資本金又は出資金の額」欄は、当該子会社等が内国子会社等の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社等の場合には、当該外国子会社等の現地通貨略号と資本金額(千現地通貨単位)を記載してください。
- (5) 「主たる事業」欄は、当該子会社等が現実に営んでいる主たる事業を簡記してください。
- (6) 「株式等の保有割合」の「間接」欄は、連鎖方式で算出した割合を記載してください。

(連鎖方式の例)



- (7) 「子会社等との当期の取引額(百万円)」欄は、掲記の各項目について、子会社等との当期の取引金額を記載してください。

4 【3. ICTの概要】

- (1) 「① システムにおける機器の構成状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの主たる機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。
 - ロ 「OS」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。
- (2) 「② 申告書作成ソフト名」欄は、確定申告書の作成に利用しているソフトがある場合に、ソフト名を記載してください。
- (3) 「③ 適用業務」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「システムの導入(コンピュータ利用)」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「1 自社開発」か「2 市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「1 自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を、「2 市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。
 - 適用業務のうち区分欄に記載のない業務(例えば在庫管理、原価管理、人事給与など)がある場合は、「()」に記載してください。
 - ロ 「ERPシステムの導入」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、使用パッケージソフト名及びメーカー名を記載してください。
 - ハ 「データの保存期間」欄には、「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。
- (4) 「④ システム関連部門(委託会社等)の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「委託等の状況」欄は、該当する「□」にレ印を付してください。
 - ロ 「担当部門又は委託会社等の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっている場合には該当区分別に委託会社又は派遣会社の名称及び所在地を記載してください。
- (5) 「⑤ 電子メールの状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「利用プログラム」の各欄は、利用しているソフトの名称を記載してください。
 - ロ 「保存状況等」の「メールサーバーの管理(1 有、2 無)」及び「電子メールの取扱規定(1 有、2 無)」の各欄は、該当番号を記載してください。また、「電子メールの保存期間(送信文書)」及び「電子メールの保存期間(受信文書)」の各欄には、それぞれの保存期間を「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。
- (6) 「⑥ 電子商取引の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「電子決済の利用業務(1 売上、2 仕入、3 材料、4 経費、5 その他)」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「()」に簡記してください。
 - ロ 「EDI取引」欄は、該当番号を記載してください。
 - ハ 「ネット販売サイト」欄は、ネット販売サイトの名称を記載してください。複数利用している場合には、主要なものの名称を記載してください。
 - ニ 「ネット販売取扱商品」欄は、該当番号を記載の上、主要商品名を記載してください。
- (7) 「⑦ 電子帳簿保存の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「適用」欄には、該当番号を記載してください。
 - ロ 「電磁的記録で保存している帳簿等の種類」欄は、該当する「□」にレ印を付し、その他等に該当する場合は、「()」に簡記してください。
 - なお、帳簿に関しては、「適用」欄が「1 有・優良帳簿」の場合は、記載不要です。
 - ハ 「作成に使用するプログラム」欄は、プログラム名称を記載するとともに、自己開発の有無について該当番号を記載してください。
- (8) 「⑧ その他」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「クラウドの運営・利用状況(1 運営、2 利用)」欄及び「クラウドサービスの利用有無(1 有、2 無)」の各欄は、該当番号を記載してください。
 - ロ 「クラウドサービス名」欄は利用しているクラウドサービスの名称を記載し、「クラウド運営事業者名」欄はサービスの運営会社の名称を記載してください。
 - ハ 「WEB会議システムの業務への導入有無(1 有、2 無)」欄は該当番号を記載し、「WEB会議システムの名称」欄は導入しているシステムの名称を記載してください。複数のシステムを利用している場合には主要なものの名称を記載してください。
- (9) 用語の意味
 - イ 「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」
企業活動(生産・販売・財務会計など)に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。
 - ロ 「EDI(Electronic Data Interchange)取引」
商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みを利用した取引です。
専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換取引があります。

改正後

(25 会社事業概況書)

- 5 【4. 海外取引等の概要】
- (1) 「① 外国子会社等」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「外国関係会社」欄は、租税特別措置法第66条の6第2項もしくは同法第68条の90第2項に規定する外国関係会社に該当する会社数を記載してください。
 - ロ 「海外工事現場を保有している事業所数」欄は、海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合に、その総数を記載してください。
 - ハ 「ローカルファイルを作成又は取得する国外関連者数」欄は、租税特別措置法第66条の4第8項もしくは同法第68条の88第8項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）を作成又は取得する国外関連者数を記載してください。
- (2) 「② 貿易取引等」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「取引金額（百万円）」欄は、当期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
 - ロ 「主な取物品目等」欄は、主要な取物品目等を、2、3種類、例えば、「電子計算機、原油」のように具体的に記載し、「海外工事」については具体的なプロジェクトの名称を記載してください。
 - ハ 「主な取引先」及び「国名」欄は、取引金額の多いところから取引先2、3社（取引先の名称を英語で把握している場合は、英語で記載してください。）とそれぞれの国名を記載してください。
 - ニ 「取引形態」の「輸出」及び「輸入」欄は、直接貿易を行っているものについて記載し、商社等との間で行う間接的な貿易については記載を要しません。
 - ホ 仲介貿易（三田間貿易）を行っている場合は、「その他」欄に記入してください。
- (3) 「③ 貿易外取引」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「債権」欄は、当期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
 - ロ 「債務」欄は、当期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
 - ハ 「主な取引先」及び「国名」欄は、取引金額の多いところから取引先2、3社（取引先の名称を英語で把握している場合は、英語で記載してください。）とそれぞれの国名を記載してください。
- (4) 「④ 外国為替取引」の「為替予約」欄は「個別予約対象通貨」欄及び「包括予約対象通貨」欄にそれぞれ該当通貨を記載してください。
- (5) 「⑤ オフバランス取引」欄は、取引がある場合には、その内容を記載してください。
- 6 【5. 外国法人】
- (1) 外国法人である場合に記載してください。
- (2) 「応答者」欄は、当該会社事業概況書（外国法人）に記載した者の氏名、部・課、役職名、所在地及び日本から日中連絡の取れる電話番号を記載してください。
- (3) 「責任者」欄は、国内において行う事業に係る税務内容に関して責任を有する者の氏名、部・課、役職名、所在地及び電話番号を記載してください。
- (4) 「① 本店の概要」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「所在地」欄は、外国法人の本店が所在する国名及び所在地を記載してください。
 - ロ 「資本金」欄は、外国法人の現地通貨時号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。
 - ハ 「主要株主又は出資者」欄は、保有割合が多い株主又は出資者から順に記載してください。
 - ニ 「国内源泉所得以外の所得の有無」欄は、当期において、国内源泉所得以外の所得（国外所得）がある場合、「有無」欄の「○」にレ印を付してください。
- (5) 「② 日本国内に所在する支店の概要」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「恒久的施設の種類」欄は、当期において、法第2条第12号の19イに規定する国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所がある場合は「支店、事務所等」欄の「○」にレ印を付し、法第2条第12号の19ロに規定する国内にある建設若しくは掘付けの工事又はこれらの指揮監督の提供を1年以上行う場所がある場合は「長期建設工事現場等」欄の「○」にレ印を付し、また、法第2条第12号の19ハに規定する国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者（又はこれに準ずる者）がある場合は「代理人」欄の「○」にレ印を付してください。また、日本国内に恒久的施設を有していない場合は「無」欄の「○」にレ印を付してください。
 - ロ 「主な取引先」欄は、取引金額が多い取引先について記載してください。
 - ハ 「事業部の状況」欄は、「責任部署の状況」欄は、支店の事業に責任を有する部署（例えば、事業部が業務内容について事業報告を行う本店の特定の部署、地域統括会社の特定の部署、親会社の特定の部署など）を記載してください。
 - ニ 「主要従業員の状況」欄は、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、国外から支払われる給与がある場合は「○」にレ印を付してください。
 - ホ 「従業員数」欄は、支店に所属する役員を除く従業員数を記載してください。なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。
 - ヘ 「従業員のうち国外からの給与がある者の数」欄は、「従業員数」欄に記載した人数のうち、国外から支払われる給与がある従業員数を記載してください。
 - 上 「本店からの配賦収益」欄は、当期において、本店から配賦された収益がある場合、「有無」欄の「○」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。
 - 下 「本店からの配賦費用」欄は、当期において、本店から配賦された費用がある場合、「有無」欄の「○」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。
 - リ 「財務諸表上の勘定科目」欄は、本店から配賦された金額が含まれている財務諸表上の主な勘定科目を記載してください。
 - ロ 「配賦計算方法」欄は、配賦の基礎となっている計算方法（例えば、本店と支店の従業員数で按分など）を簡記してください。
- 7 【6. 連結（連結）子法人】
- (1) 連結（連結）子法人である場合に記載してください。
- (2) 「① 連結（連結）グループ内での位置づけ等の概要」欄には、以下の内容を記載してください。
- イ 法人が連結（連結）グループに加入するに至った経緯、目的及び加入年月日
 - ロ 連結（連結）グループ内における法人の事業上の位置づけ・役割等
- (3) 「② 主要従業員の出向受入の状況」欄は、「総括表」の「② 主要従業員の状況」欄に記載した役員が他の法人からの出向者である場合に、当該役員の名前及び出向元法人名を記載してください。
- (4) 「③ 他の連結（連結）法人からの管理等の状況」の各欄は、親法人（法人に直接・間接に出資している法人）又は連結（連結）グループ内の他の法人（例えば、出資関係がない兄弟会社）（以下「親法人等」といいます。）からの管理（指揮・命令等）状況について、次により記載してください。
- イ 「管理部署等」欄は、親法人等の法人名及び管理部署を記載してください。
 - ロ 「統括管理部署」欄は、親法人等の管理部署ごとに法人の管理されている部署を記載してください。
 - ハ 「主な管理内容」欄は、親法人等へ報告等している内容等を記載してください。
- (5) 「④ 連結（連結）親法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人又は合弁の年次正法による修正前の法第2条第12号の9の7に規定する連結親法人（以下「連結（連結）親法人」といいます。）との当期の取引金額を記載してください。
- (6) 「⑤ 他の連結（連結）子法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、他の連結（連結）子法人との当期の取引金額を記載してください。
- (7) 「⑥ 連結（連結）グループ法人以外の法人との取引状況」欄は、連結（連結）親法人及び他の連結（連結）子法人以外の法人に対する売上高及び仕入高それぞれについて、取引金額が多い順に記載してください。

改正前

(24 会社事業概況書)

- 5 【4. 海外取引等の概要】
- (1) 「① 外国子会社等」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「外国子会社のうち100%子会社数」欄は、外国子会社のうち出資割合等が100%の外国子会社の総数を記載してください。
 - ロ 「外国関係会社数」欄は、租税特別措置法第66条の6第2項もしくは同法第68条の90第2項に規定する外国関係会社に該当する会社数を記載してください。
 - ハ 「海外工事現場を保有している事業所数」欄は、海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合に、その総数を記載してください。
 - ニ 「ローカルファイルを作成又は取得する国外関連者数」欄は、租税特別措置法第66条の4第8項もしくは同法第68条の88第8項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）を作成又は取得する国外関連者数を記載してください。
- (2) 「② 貿易取引等」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「取引金額（百万円）」欄は、当期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
 - ロ 「主な取物品目等」欄は、主要な取物品目等を、2、3種類、例えば、「電子計算機、原油」のように具体的に記載し、「海外工事」については具体的なプロジェクトの名称を記載してください。
 - ハ 「主な取引先」及び「国名」欄は、取引金額の多いところから取引先2、3社（取引先の名称を英語で把握している場合は、英語で記載してください。）とそれぞれの国名を記載してください。
 - ニ 「取引形態」の「輸出」及び「輸入」欄は、直接貿易を行っているものについて記載し、商社等との間で行う間接的な貿易については記載を要しません。
 - ホ 仲介貿易（三田間貿易）を行っている場合は、「その他」欄に記入してください。
- (3) 「③ 貿易外取引」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「債権」欄は、当期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
 - ロ 「債務」欄は、当期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
 - ハ 「主な取引先」及び「国名」欄は、取引金額の多いところから取引先2、3社（取引先の名称を英語で把握している場合は、英語で記載してください。）とそれぞれの国名を記載してください。
- (4) 「④ 外国為替取引」の「為替予約」欄は「個別予約対象通貨」欄及び「包括予約対象通貨」欄にそれぞれ該当通貨を記載してください。
- (5) 「⑤ オフバランス取引」欄は、取引がある場合には、その内容を記載してください。
- 6 【5. 外国法人】
- (1) 外国法人である場合に記載してください。
- (2) 「応答者」欄は、当該会社事業概況書（外国法人）に記載した者の氏名、部・課、役職名、所在地及び日本から日中連絡の取れる電話番号を記載してください。
- (3) 「責任者」欄は、国内において行う事業に係る税務内容に関して責任を有する者の氏名、部・課、役職名、所在地及び電話番号を記載してください。
- (4) 「① 本店の概要」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「所在地」欄は、外国法人の本店が所在する国名及び所在地を記載してください。
 - ロ 「資本金」欄は、外国法人の現地通貨時号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。
 - ハ 「主要株主又は出資者」欄は、保有割合が多い株主又は出資者から順に記載してください。
- (5) 「② 日本国内に所在する支店の概要」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「主な取引先」欄は、取引金額が多い取引先について記載してください。
 - ロ 「事業部の状況」欄の「責任部署の状況」欄は、支店の事業に責任を有する部署（例えば、事業部が業務内容について事業報告を行う本店の特定の部署、地域統括会社の特定の部署、親会社の特定の部署など）を記載してください。
 - ハ 「主要従業員の状況」欄は、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、国外から支払われる給与がある場合は「○」にレ印を付してください。
 - ニ 「従業員数」欄は、支店に所属する役員を除く従業員数を記載してください。なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。
 - ヘ 「従業員のうち国外からの給与がある者の数」欄は、「従業員数」欄に記載した人数のうち、国外から支払われる給与がある従業員数を記載してください。
 - 上 「本店からの配賦収益」欄は、当期において、本店から配賦された収益がある場合、「有無」欄の「○」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。
 - 下 「本店からの配賦費用」欄は、当期において、本店から配賦された費用がある場合、「有無」欄の「○」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。
 - リ 「財務諸表上の勘定科目」欄は、本店から配賦された金額が含まれている財務諸表上の主な勘定科目を記載してください。
 - ロ 「配賦計算方法」欄は、配賦の基礎となっている計算方法（例えば、本店と支店の従業員数で按分など）を簡記してください。
- 7 【6. 連結子法人】
- (1) 連結子法人である場合に記載してください。
- (2) 「① 連結グループ内での位置づけ等の概要」欄には、以下の内容を記載してください。
- イ 法人が連結グループに加入するに至った経緯、目的及び加入年月日
 - ロ 連結グループ内における法人の事業上の位置づけ・役割等
- (3) 「② 主要従業員の出向受入の状況」欄は、「総括表」の「② 主要従業員の状況」欄に記載した役員が他の法人からの出向者である場合に、当該役員の名前及び出向元法人名を記載してください。
- (4) 「③ 他の連結法人からの管理等の状況」の各欄は、親法人（法人に直接・間接に出資している法人）又は連結グループ内の他の法人（例えば、出資関係がない兄弟会社）（以下「親法人等」といいます。）からの管理（指揮・命令等）状況について、次により記載してください。
- イ 「管理部署等」欄は、親法人等の法人名及び管理部署を記載してください。
 - ロ 「統括管理部署」欄は、親法人等の管理部署ごとに法人の管理されている部署を記載してください。
 - ハ 「主な管理内容」欄は、親法人等へ報告等している内容等を記載してください。
- (5) 「④ 連結親法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人との当期の取引金額を記載してください。
- (6) 「⑤ 他の連結子法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、他の連結子法人との当期の取引金額を記載してください。
- (7) 「⑥ 連結グループ法人以外の法人との取引状況」欄は、連結親法人及び他の連結子法人以外の法人に対する売上高及び仕入高それぞれについて、取引金額が多い順に記載してください。

出資関係図の添付について**1 出資関係図の添付**

法人が、当該法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図(以下「出資関係図」といいます。)を添付することとされていますので(法人税法施行規則第35条第5号、同第61条の5第1号ト及び第2号ト、法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年財務省令第56号)による改正前の法人税法施行規則第37条の12第5号)、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。

出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人(内国法人及び外国法人)について記載していただくこととなります。

- (注) 1 完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係」(以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。)又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます(法人税法第2条第12号の7の6)。
- 2 連結確定申告書についても同様です。
なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。

2 記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

- (1) 決算期末時点における状況に基づいて記載します。
- (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者(法人又は個人)を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。
- (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)
- (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金の額又は出資金の額、完全支配関係発生日、決算期等の項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難です。次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

出資関係図の添付について**1 出資関係図の添付**

法人が、当該法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図(以下「出資関係図」といいます。)を添付することとされていますので(法人税法施行規則第35条第4号、同第37条の12第5号、同第61条の5第1号ト及び同条第2号ト)、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。

出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人(内国法人及び外国法人)について記載していただくこととなります。

- (注) 1 完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係」(以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。)又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます(法人税法第2条第12号の7の6)。
- 2 連結確定申告書についても同様です。
なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。

2 記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

- (1) 決算期末時点における状況に基づいて記載します。
- (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者(法人又は個人)を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。
- (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)
- (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金の額又は出資金の額、完全支配関係発生日、決算期等の項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難です。次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

改正後

(35 更正の理由書(青色申告(実地・署内調査)用)(正本))

(正本)

更正の理由

貴法人備付けの帳簿書類を調査した結果、所得金額等又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。

Large empty rectangular box for providing reasons for correction.

04.06 改正

改正前

(34 更正の理由書(青色申告(実地・署内調査)用)(正本))

(正本)

更正の理由

貴法人備付けの帳簿書類を調査した結果、所得金額等又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。

Large empty rectangular box with horizontal lines for providing reasons for correction.

24.12 改正

改正後

(36 更正の理由書(白色申告用)(正本))

(正本)

更正の理由

貴法人の法人税の申告書について、調査の結果、所得金額等又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。

04.06

改正前

(35 更正の理由書(白色申告用)(正本))

(正本)

更正の理由

貴法人の法人税の申告書について、調査の結果、所得金額等又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。

24.12

改正後

(37 更正の理由書 (青色申告・移転価格減額更正用))

(正本)

更正の理由

わが国が締結した租税条約に規定する権限のある当局間の協議による合意に基づき、次のとおり、申告所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。

04.06 改正

改正前

(36 更正の理由書 (青色申告・移転価格減額更正用))

(正本)

更正の理由

わが国が締結した租税条約に規定する権限のある当局間の協議による合意に基づき、次のとおり、申告所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。

03.06 改正

改正後

(38 決定の理由書(正本))

(正本)

決定の理由

貴法人は申告書を提出する義務があると認められますが、当該申告書を未だ提出しておりませんので、調査の結果、次のとおり、課税標準等及び税額等を決定しました。

04.06

改正前

(37 決定の理由書(正本))

(正本)

決定の理由

貴法人は申告書を提出する義務があると認められますが、当該申告書を未だ提出しておりませんので、調査の結果、次のとおり、課税標準等及び税額等を決定しました。


24.12

改正後

(39 処分の理由書(正本))

処分の理由

別紙



/

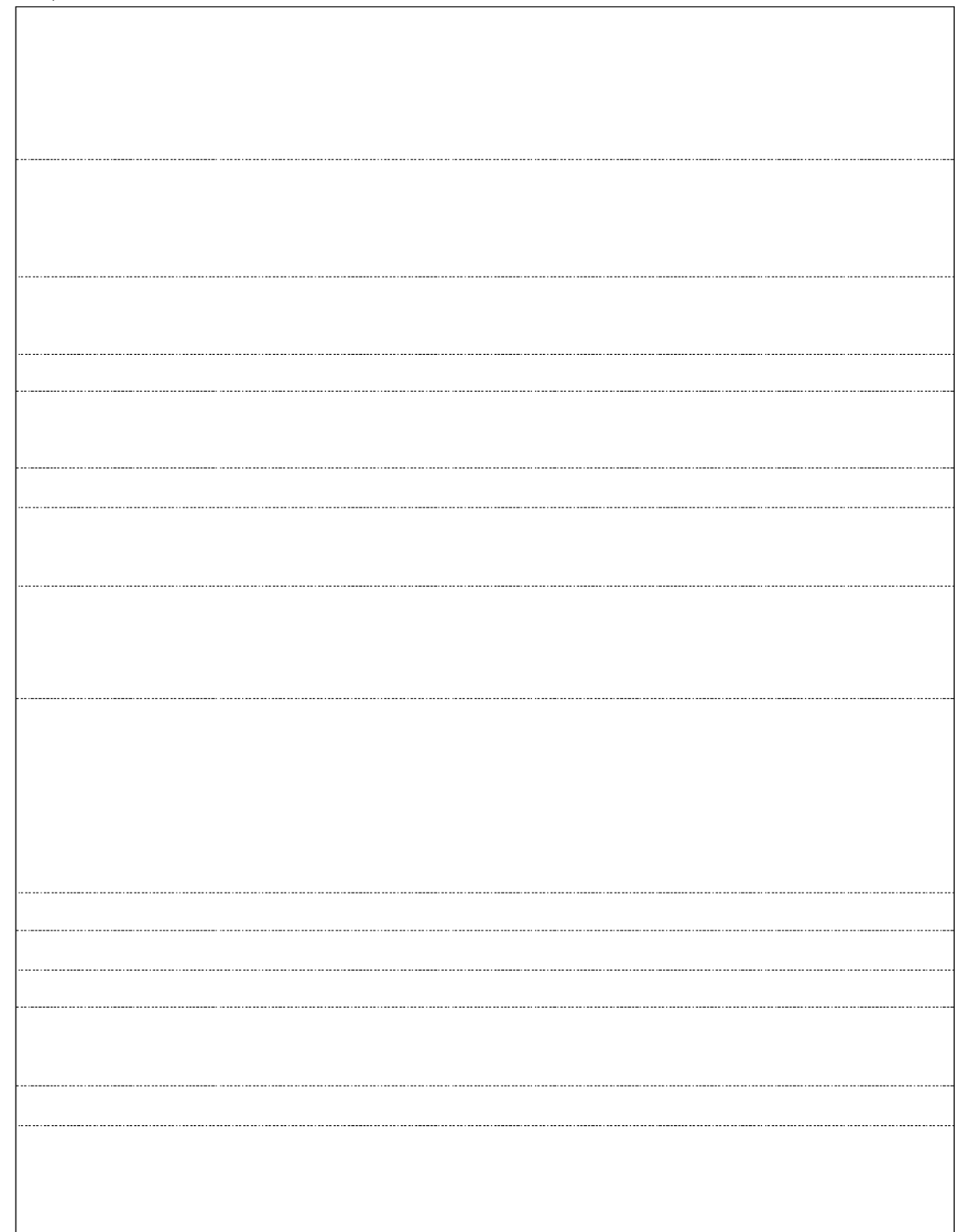
-

改正前

(38 処分の理由書(正本))

処分の理由

別紙



/

-

改正後

(43 更正の理由書(地方法人税)(青色申告(実地・署内調査)用)(正本))

(正本)

更正の理由

貴法人備付けの帳簿書類を調査した結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあることが認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

改正前

(42 更正の理由書(地方法人税)(青色申告(実地・署内調査)用)(正本))

(正本)

更正の理由

貴法人備付けの帳簿書類を調査した結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあることが認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

改正後

(44 更正の理由書(地方法人税)(白色申告用)(正本))

(正 本)

更正の理由

貴法人の地方法人税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

04.06

改正前

(43 更正の理由書(地方法人税)(白色申告用)(正本))

(正 本)

更正の理由

貴法人の地方法人税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

26.09

改正後

(45 更正の理由書(地方法人税)(青色申告(形式審査)用)(正本))

(正本)

更正の理由

貴法人の地方法人税の申告書及び可添付書類に記載された事項により見ると、法令の規定に従っていないことが明らかになりましたので、次のとおり、課税標準又は税額等を更正しました。

改正前

(44 更正の理由書(地方法人税)(青色申告(形式審査)用)(正本))

(正本)

更正の理由

貴法人の地方法人税の申告書及び可添付書類に記載された事項により見ると、法令の規定に従っていないことが明らかになりましたので、次のとおり、課税標準又は税額等を更正しました。

改正後

(46 更正の理由書 (地方法人税 (移転価格減額更正用))

(正本)

更正の理由

わが国が締結した租税条約に規定する権利のある当局間の協議による合意に基づき、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

04.06 改正

改正前

(45 更正の理由書 (地方法人税 (移転価格減額更正用))

(正本)

更正の理由

わが国が締結した租税条約に規定する権利のある当局間の協議による合意に基づき、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

03.06 改正

改正後

(48 更正の理由書(消費税)(正本))

(正本)

更正の理由

貴法人の消費税及び地方消費税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがある
と認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

04.06改正

改正前

(47 更正の理由書(消費税)(正本))

(正本)

更正の理由

貴法人の消費税及び地方消費税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがある
と認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

26.06改正

改正後

(49 更正の理由書(青色申告(形式審査)用)(正本))

(正本)

更正の理由

貴法人の法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりまして、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、申告所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。

04.06 改正

改正前

(48 更正の理由書(青色申告(形式審査)用)(正本))

(正本)

更正の理由

貴法人の法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりまして、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、申告所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。

24.12 改正

改正後

(53 申告期限の延長申請書)

申告期限の延長申請書

※整理番号

※通算グループ整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日	提出区分	納税地	〒
	<input type="checkbox"/> 通算親法人が提出する場合	(フリガナ)	電話() -
		法人名等	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	
		代表者住所	〒
事業種目		業	

税務署長殿

災害その他やむを得ない理由により、決算が確定しないため、又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、法人税法第75条、同法第144条の7又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の23の規定により

自 令和 年 月 日 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書の提出期限を下記の期日まで
至 令和 年 月 日

延長したいので申請します。

記

1 申告期限延長の指定を受けようとする期日 令和 年 月 日

2 確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

3 その他参考となるべき事項

(注) 定款の定めにより提出期限までに定時総会が招集されない常況にあること等の理由による場合には、「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	名簿 等	通信日付印	確 認
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 ・ <input type="checkbox"/> 親署 → 調査課				年 月 日		

(規格A4)

04.06 改正

改正前

(52 申告期限の延長申請書)

申告期限の延長申請書

※整理番号

※通算グループ整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日	提出区分	納税地	〒
	<input type="checkbox"/> 通算親法人が提出する場合	(フリガナ)	電話() -
		法人名等	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	
		代表者住所	〒
事業種目		業	

税務署長殿

自 令和 年 月 日 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書の提出期限を下記の期日まで延長したいので
至 令和 年 月 日

申請します。

記

1 申告期限延長の指定を受けようとする期日 令和 年 月 日

2 確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

3 その他参考となるべき事項

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	名簿 等	通信日付印	確 認
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 ・ <input type="checkbox"/> 親署 → 調査課				年 月 日		

(規格A4)

04.03 改正

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="74 153 409 184">(53 申告期限の延長申請書)</p> <p data-bbox="528 226 1012 258">申告期限の延長申請書の記載要領等</p> <p data-bbox="92 323 1472 548">1 この申請書は、災害その他やむを得ない理由によって、決算が確定しないため、<u>損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、又は連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため</u>、法人税の確定申告書又は連結確定申告書その提出期限までに提出できないときに、法人税法第75条、同法第144条の7又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の23の規定によりその提出期限の延長を申請する場合（国税通則法第11条の規定によって既にその提出期限延長が認められている場合を除きます。）に使用してください。</p> <p data-bbox="92 562 1472 632">なお、定款の定めにより提出期限までに定時総会が招集されない常況にあること等法人税法第75条の2第1項又は令和2年旧法人税法第81条の24の理由による場合には、「<u>定款の定め等による</u>申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。</p> <p data-bbox="74 661 192 693">(以下省略)</p>	<p data-bbox="1504 153 1840 184">(52 申告期限の延長申請書)</p> <p data-bbox="1952 226 2436 258">申告期限の延長申請書の記載要領等</p> <p data-bbox="1525 323 2905 470">1 この申請書は、災害その他やむを得ない理由によって決算が確定しない等のため、法人税の確定申告書又は連結確定申告書その提出期限までに提出できないときに、法人税法第75条、同法第144条の7又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の23の規定によりその提出期限の延長を申請する場合（国税通則法第11条の規定によって既にその提出期限延長が認められている場合を除きます。）に使用してください。</p> <p data-bbox="1525 485 2905 554">なお、定款の定めにより提出期限までに定時総会が招集されない常況にあること等法人税法第75条の2第1項又は令和2年旧法人税法第81条の24の理由による場合には、「申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。</p> <p data-bbox="1504 583 1596 615">(同 左)</p>

改 正 後 改 正 前

(55 定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書)

(54 申告期限の延長の特例の申請書)

定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書

申告期限の延長の特例の申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	提出区分	納 税 地	〒	
	<input type="checkbox"/> 通算親法人が提出する場合	(フリガナ)	電話() -	
		法 人 名 等		
		法 人 番 号		
		(フリガナ)		
		代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒			
	事 業 種 目	業		

令和 年 月 日 税務署長殿	提出区分	納 税 地	〒	
	<input type="checkbox"/> 通算親法人が提出する場合	(フリガナ)	電話() -	
		法 人 名 等		
		法 人 番 号		
		(フリガナ)		
		代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒			
	事 業 種 目	業		

定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの定めにより、若しくは特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあり、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の確定申告書を提出できない常況にあるため、
 自令和 年 月 日 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から、適用の取りやめをするまで
 至令和 年 月 日 提出期限の延長をし、延長月数の指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。
 記

自令和 年 月 日 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長をし、延長月数の指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。
 記

申告期限延長期間	(1) 申告期限が延長されていない法人 <input type="checkbox"/> 申告期限を1月(通算法人にあつては、2月)延長したい場合 <input type="checkbox"/> 申告期限の延長及び2月(通算法人にあつては、3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数()
	(2) 申告期限が1月(通算法人にあつては、2月)延長されている法人 <input type="checkbox"/> 2月(通算法人にあつては、3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数()
	(3) 2月(通算法人にあつては、3月)以上の延長月数の指定を受けている法人 <input type="checkbox"/> 延長月数の指定の取消しを受け、1月(通算法人にあつては、2月)延長としたい場合 取消し前の月数() <input type="checkbox"/> 2月(通算法人にあつては、3月)以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を 変更前の月数() 変更したい場合 変更後の月数()

申告期限延長期間	(1) 申告期限が延長されていない法人 <input type="checkbox"/> 申告期限を1月(通算法人にあつては、2月)延長したい場合 <input type="checkbox"/> 申告期限の延長及び2月(通算法人にあつては、3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数()
	(2) 申告期限が1月(通算法人にあつては、2月)延長されている法人 <input type="checkbox"/> 2月(通算法人にあつては、3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数()
	(3) 2月(通算法人にあつては、3月)以上の延長月数の指定を受けている法人 <input type="checkbox"/> 延長月数の指定の取消しを受け、1月(通算法人にあつては、2月)延長としたい場合 取消し前の月数() <input type="checkbox"/> 2月(通算法人にあつては、3月)以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を 変更前の月数() 変更したい場合 変更後の月数()

各事業年度終了の日の翌日から2月以内(延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から3月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から4月以内)に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由	根 拠 条 文	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項柱書(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)	書添類付等
		<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第1号(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)	
		<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第2号(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)	
		<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第2項(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)	
その他参考となるべき事項		1 定款等の写し 2 その他	

各事業年度終了の日の翌日から2月以内(延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から3月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から4月以内)に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由	根 拠 条 文	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項柱書(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)	書添類付等
		<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第1号(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)	
		<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第2号(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)	
		<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第2項(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)	
その他参考となるべき事項		1 定款等の写し 2 その他	

税 理 士 署 名

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿 等	通 信 日 付 印	確 認
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署	<input type="checkbox"/> 親署 → 調査課				年 月 日	

※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿 等	通 信 日 付 印	確 認
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署	<input type="checkbox"/> 親署 → 調査課				年 月 日	

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後

(55) 定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書

定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

- この申請書は、内国法人が法人税法第75条の2の規定により、外国法人が同法第144条の8の規定により、又は連結親法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の24の規定により、それぞれ次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に使用してください。
 - 定款等の定めにより、又は特別の事情があることにより、今後、各事業年度又は各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - 通算法人が多数に上ること、その他これに類する理由により法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - 会計監査人を置いており、かつ、定款等の定めにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月（通算法人にあっては、4月）又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月（通算法人にあっては、4月）又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から4月以内に法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長月数の指定を受けようとする場合
 - 特別の事情があることにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - ④～⑦に掲げる理由に変更が生じたことにより、延長されている月数の指定の取消しを受けようとする場合又は指定を受けた月数の変更をしようとする場合
なお、これらの規定は、平成22年9月30日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度には適用がありません。
- この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
 - 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで（通算法人にあっては、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から45日以内）
 - 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内
- 各欄は、次により記載します。
 - 「提出区分」欄は、通算親法人がこの申請書を提出する場合にレ印を付してください。
また、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「通算親法人が提出する場合」を「連結親法人が提出する場合」と読み替えてレ印を付してください。
 - 申請本文の

自令和	年	月	日
至令和	年	月	日

 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書 について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、

自令和	年	月	日
至令和	年	月	日

 連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書 と読み替えて記載してください。
 - 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「通算法人にあって」を「連結事業年度」と読み替えて記載してください。
また、2月以上（通算法人の確定申告書及び連結確定申告書にあっては、3月以上）の延長月数の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数(注)を「その月数（ ）」の（ ）内に、申告期限の延長月数の指定の取消しを受け1月（通算法人の確定申告書及び連結確定申告書にあっては、2月）延長しようとする場合には、その指定の取消しを受ける前の月数を「取消し前の月数（ ）」の（ ）内に記載し、申告期限の延長月数の変更をしようとする場合には、変更する前の月数を「変更前の月数（ ）」の（ ）内に、変更しようとする月数(注)を「変更後の月数（ ）」の（ ）内に記載してください。
(注) 申請の事由が上記1の④に該当する場合は、（ ）内には「2」から「4」までの数字を記載してください。
 - 「各事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から3月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、上記1の①から⑧までに掲げる事由が生ずることとなった理由を簡明に記載してください。
なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「連結事業年度事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には連結事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税

改 正 前

(54) 申告期限の延長の特例の申請書

申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

- この申請書は、内国法人が法人税法第75条の2の規定により、外国法人が同法第144条の8の規定により、又は連結親法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の24の規定により、それぞれ次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に使用してください。
 - 定款等の定めにより、又は特別の事情があることにより、今後、各事業年度又は各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - 通算法人が多数に上ること、その他これに類する理由により法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - 会計監査人を置いており、かつ、定款等の定めにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月（通算法人にあっては、4月）又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月（通算法人にあっては、4月）又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から4月以内に法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長月数の指定を受けようとする場合
 - 特別の事情があることにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - ④～⑦に掲げる理由に変更が生じたことにより、延長されている月数の指定の取消しを受けようとする場合又は指定を受けた月数の変更をしようとする場合
なお、これらの規定は、平成22年9月30日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度には適用がありません。
- この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
 - 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで（通算法人にあっては、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から45日以内）
 - 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内
- 各欄は、次により記載します。
 - 「提出区分」欄は、通算親法人がこの申請書を提出する場合にレ印を付してください。
また、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「通算親法人が提出する場合」を「連結親法人が提出する場合」と読み替えてレ印を付してください。
 - 申請本文の

自令和	年	月	日
至令和	年	月	日

 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書 について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、

自令和	年	月	日
至令和	年	月	日

 連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書 と読み替えて記載してください。
 - 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「通算法人にあって」を「連結事業年度」と読み替えて記載してください。
また、2月以上（通算法人の確定申告書及び連結確定申告書にあっては、3月以上）の延長月数の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数(注)を「その月数（ ）」の（ ）内に、申告期限の延長月数の指定の取消しを受け1月（通算法人の確定申告書及び連結確定申告書にあっては、2月）延長しようとする場合には、その指定の取消しを受ける前の月数を「取消し前の月数（ ）」の（ ）内に記載し、申告期限の延長月数の変更をしようとする場合には、変更する前の月数を「変更前の月数（ ）」の（ ）内に、変更しようとする月数(注)を「変更後の月数（ ）」の（ ）内に記載してください。
(注) 申請の事由が上記1の④に該当する場合は、（ ）内には「2」から「4」までの数字を記載してください。
 - 「各事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から3月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、上記1の①から⑧までに掲げる事由が生ずることとなった理由を簡明に記載してください。
なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「連結事業年度事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には連結事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税

改正後

(58 定款の定め等による申告期限の延長の特例の取りやめの届出書)

定款の定め等による申告期限の延長の特例の取りやめの届出書

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

令和 年 月 日 税務署長殿	提出区分	納税地	〒	
	<input type="checkbox"/> 通算組法人が提出する場合	(フリガナ) 法人名等	電話() -	
		法人番号		
		(フリガナ) 代表者氏名		
		代表者住所	〒	
		事業種目		業

自令和 年 月 日 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長の特例の適用を
 至令和 年 月 日
 やめますので届け出ます。

記

1 確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日
 年 月 日

2 確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由

3 その他参考となるべき事項

税理士署名	
-------	--

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	名簿 等	通信日付印	確認
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 親署 → 調査課					年 月 日	

(規格 A 4)

04.06 改正

改正前

(57 申告期限の延長の特例の取りやめの届出書)

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

令和 年 月 日 税務署長殿	提出区分	納税地	〒	
	<input type="checkbox"/> 通算組法人が提出する場合	(フリガナ) 法人名等	電話() -	
		法人番号		
		(フリガナ) 代表者氏名		
		代表者住所	〒	
		事業種目		業

自令和 年 月 日 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長の特例の適用をやめます
 至令和 年 月 日
 ので届け出ます。

記

1 確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日
 年 月 日

2 確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由

3 その他参考となるべき事項

税理士署名	
-------	--

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	名簿 等	通信日付印	確認
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 親署 → 調査課					年 月 日	

(規格 A 4)

04.03 改正

改 正 後

(58 定款の定め等による申告期限の延長の特例の取りやめの届出書)

定款の定め等による申告期限の延長の特例の取りやめの届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人税法第 75 条の 2 第 1 項の規定、同法第 144 条の 8 の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けている法人が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適用を受けることをやめようとする事業年度又は連結事業年度終了の日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
通算法人がこの申告期限の延長の特例の適用をやめようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人が当該通算親法人の納税地の所轄税務署長にこの届出書を提出してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出区分」欄は、通算親法人がこの届出書を提出する場合にレ印を付してください。
また、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「通算親法人が提出する場合」を「連結親法人が提出する場合」と読み替えてレ印を付してください。
 - (2) 届出本文の

自令和	年	月	日
至令和	年	月	日

 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書 について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、

自令和	年	月	日
至令和	年	月	日

 連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書 と読み替えて記載してください。
 - (3) 「確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があつたものとみなされた日」欄には、先に提出した「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。
なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「確定申告書」を「連結確定申告書」と読み替えてください。
 - イ 所轄税務署長から承認の通知又は延長月数についての指定の通知があつた場合には、当該通知に係る書面（通知書）に記載された年月日を記載してください。
 - ロ 最初に適用を受けようとした事業年度終了の日の翌日から 15 日（通算法人にあつては、2 月）又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に所轄税務署長から処分の通知がなかった場合には、当該事業年度終了の日の翌日から 15 日（通算法人にあつては、2 月）又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過した日を記載してください。
 - (4) 「確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由」欄には、延長の特例の適用をやめようとする理由を簡明に記載してください。
なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「確定申告書」を「連結確定申告書」と読み替えてください。
 - (5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(57 申告期限の延長の特例の取りやめの届出書)

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人税法第 75 条の 2 第 1 項の規定、同法第 144 条の 8 の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けている法人が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適用を受けることをやめようとする事業年度又は連結事業年度終了の日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
通算法人がこの申告期限の延長の特例の適用をやめようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人が当該通算親法人の納税地の所轄税務署長にこの届出書を提出してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出区分」欄は、通算親法人がこの届出書を提出する場合にレ印を付してください。
また、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「通算親法人が提出する場合」を「連結親法人が提出する場合」と読み替えてレ印を付してください。
 - (2) 届出本文の

自令和	年	月	日
至令和	年	月	日

 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書 について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、

自令和	年	月	日
至令和	年	月	日

 連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書 と読み替えて記載してください。
 - (3) 「確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があつたものとみなされた日」欄には、先に提出した「申告期限の延長の特例の申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。
なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「確定申告書」を「連結確定申告書」と読み替えてください。
 - イ 所轄税務署長から承認の通知又は延長月数についての指定の通知があつた場合には、当該通知に係る書面（通知書）に記載された年月日を記載してください。
 - ロ 最初に適用を受けようとした事業年度終了の日の翌日から 15 日（通算法人にあつては、2 月）又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に所轄税務署長から処分の通知がなかった場合には、当該事業年度終了の日の翌日から 15 日（通算法人にあつては、2 月）又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過した日を記載してください。
 - (4) 「確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由」欄には、延長の特例の適用をやめようとする理由を簡明に記載してください。
なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「確定申告書」を「連結確定申告書」と読み替えてください。
 - (5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(67 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)

税務署受付印

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書

※整理番号

令和 年 月 日	納 税 地	〒	電話 ()	—	
	(フリガナ)				
	法 人 の 名 称				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 の 氏 名				
	(フリガナ)				
	責 任 者 の 氏 名				
設 立 年 月 日	年	月	日		
資 本 金 の 額 又は出資金の額				円	

税務署長殿

法人税法第2条第29号ハ(1)に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、法人税法施行令第14条の4第3項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

① 法人が現に行っている事業の概要			
② 法人税法施行令第14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実にする旨	(イ) その引受けを行う信託に係る信託法第37条第1項に規定する書類又は電磁的記録及び同条第2項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実にする。	<input type="checkbox"/>	
	(ロ) (限定責任信託の場合)その引受けを行う信託に係る信託法第222条2項に規定する会計帳簿及び同条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実にする。	<input type="checkbox"/>	
③ 法人税法施行令第14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実にする旨	(イ) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示する。	<input type="checkbox"/>	
	(ロ) 会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させる。	<input type="checkbox"/>	

④ その他参考となるべき事項	添 付 書 類
	法人税法施行令第14条の4第1項第1号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類 〔 〕

税 理 士 署 名

※ 税 務 署 処 理 欄	部門	業種番号	番号	入力	整理簿	備考
---------------	----	------	----	----	-----	----

04.06改正

(規格A4)

改 正 前

(66 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)

税務署受付印

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書

※整理番号

令和 年 月 日	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 ()	—	
	納 税 地	〒			
	(フリガナ)				
	法 人 の 名 称				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 の 氏 名				
	(フリガナ)				
責 任 者 の 氏 名					
設 立 年 月 日	年	月	日		
資 本 金 の 額 又は出資金の額				円	

税務署長殿

法人税法第2条第29号ハ(1)に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、法人税法施行令第14条の4第3項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

① 法人が現に行っている事業の概要			
② 法人税法施行令第14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実にする旨	(イ) その引受けを行う信託に係る信託法第37条第1項に規定する書類又は電磁的記録及び同条第2項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実にする。	<input type="checkbox"/>	
	(ロ) (限定責任信託の場合)その引受けを行う信託に係る信託法第222条2項に規定する会計帳簿及び同条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実にする。	<input type="checkbox"/>	
③ 法人税法施行令第14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実にする旨	(イ) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示する。	<input type="checkbox"/>	
	(ロ) 会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させる。	<input type="checkbox"/>	

④ その他参考となるべき事項	添 付 書 類
	法人税法施行令第14条の4第1項第1号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類 〔 〕

税 理 士 署 名

※ 税 務 署 処 理 欄	部門	業種番号	番号	入力	整理簿	備考
---------------	----	------	----	----	-----	----

04.03改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(67 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等</p> <p>特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書をその納税地（連結子法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地。以下同じです。）の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていきますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類等 この申請書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第14条の4第1項第1号イからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して1通（調査課所管法人にあっては2通）を納税地の所轄税務署に提出してください。</p> <p>2 各欄の記載方法 (1) 「納税地」欄には、連結子法人が当該申請書を提出する場合にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (2) 「責任者の氏名」欄には、外国法人が当該申請書を提出する場合に、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。 (3) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 (4) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。 (5) 「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。 (6) 「② 法令第14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実に行う旨」欄及び「③ 法令第14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨」欄については、各項の該当する□にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。 (7) 「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記3(1)のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。 (8) 法人の名称、納税地又は代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。 (9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。 (10) 「※」欄は記載しないでください。</p> <p>3 留意事項 この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。 (1) 次のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当すること。 イ 信託会社（信託業法第2条第4項に規定する管理型信託会社を除きます。） ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関 ハ 資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人（その設立日以後1年を経過していないものを除きます。） (2) その引受けを行う信託に係る信託法第37条第1項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第2項に規定する会計帳簿及び同法第37条第2項又は同法第222条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。 (3) その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。 (4) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。 (5) 清算中でないこと。 (注) (1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。 一 内国法人 設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日） イ 合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日） ロ 分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日） ハ 被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日） 二 外国法人 恒久的施設を有することとなった日又は平成26年改正前の法人税法第141条第1号に掲げる外国法人に該当することとなった日</p>	<p>(66 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等</p> <p>特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書をその納税地（連結子法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地。以下同じです。）の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていきますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類等 この申請書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第14条の4第1項第1号イからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して1通（調査課所管法人にあっては2通）を納税地の所轄税務署に提出してください。</p> <p>2 各欄の記載方法 (1) 「責任者の氏名」欄には、外国法人が当該申請書を提出する場合に、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。 (2) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 (3) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。 (4) 「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。 (5) 「② 法令第14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実に行う旨」欄及び「③ 法令第14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨」欄については、各項の該当する□にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。 (6) 「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記3(1)のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。 (7) 法人の名称、納税地又は代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。 (8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。 (9) 「※」欄は記載しないでください。</p> <p>3 留意事項 この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。 (1) 次のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当すること。 イ 信託会社（信託業法第2条第4項に規定する管理型信託会社を除きます。） ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関 ハ 資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人（その設立日以後1年を経過していないものを除きます。） (2) その引受けを行う信託に係る信託法第37条第1項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第2項に規定する会計帳簿及び同法第37条第2項又は同法第222条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。 (3) その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。 (4) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。 (5) 清算中でないこと。 (注) (1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。 一 内国法人 設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日） イ 合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日） ロ 分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日） ハ 被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日） 二 外国法人 恒久的施設を有することとなった日又は平成26年改正前の法人税法第141条第1号に掲げる外国法人に該当することとなった日</p>

改正後

(127 欠損金の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日前開始事業年度等分))

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号

※連結グループ整理番号

税務署受付印

納税地、フリガナ、法人番号、代表者氏名、代表者住所、事業種目

所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

Table with columns: 欠損事業年度, 還付所得事業年度, 区分, 請求金額, ※金額

請求期限, 還付を受けようとする金融機関等

この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。

税理士署名

※税務署処理欄

04.06改正 (令和4年4月1日前開始事業年度等分)

(規格A4)

改正前

(126 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号

※連結グループ整理番号

税務署受付印

納税地、フリガナ、法人番号、代表者氏名、代表者住所、事業種目

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

Table with columns: 欠損事業年度, 還付所得事業年度, 区分, 請求金額, ※金額

請求期限, 還付を受けようとする金融機関等

この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。

税理士署名

※税務署処理欄

03.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(127 欠損金の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日前開始事業年度等分))</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用) 【令和4年4月1日前開始事業年度等分】</p> <p>1 この還付請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) <u>所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年改正法」といいます。)</u>による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法」といいます。)第80条第1項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 平成4年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までのみが対象となりますので、ご注意ください。</p> <p>① 次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額(新型コロナ特法第7条、<u>令和2年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。)</u>第66条の12、<u>令和2年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の13)</u></p> <p>イ 普通法人(投資法人、特定目的会社及び受託法人(令和2年旧法第4条の7に規定する受託法人をいいます。以下同じです。))を除きます。)のうち、その事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円(令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度(以下「特例事業年度」といいます。))については、10億円)以下であるもの(次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。))又は資本若しくは出資を有しないもの(次の(i)(ii)に掲げる法人を除きます。))</p> <p>(i) 大法人(次に掲げる法人をいいます。以下同じです。))との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(ii) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上(特例事業年度については、10億円超)である法人</p> <p>(iii) 保険業法第2条第5項に規定する相互会社及び同条第10項に規定する外国相互会社</p> <p>(iv) 受託法人</p> <p>(v) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 公益法人等又は協同組合等</p> <p>ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合</p> <p>ニ 人格のない社団等</p> <p>② 平成22年10月1日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額(<u>令和2年旧措置法第66条の12、令和2年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の13、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)附則第93条)</u>)</p> <p>③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額(特定設備廃棄等欠損金額)(<u>令和2年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の13、令和2年改正法附則第91条)</u>)</p> <p>イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者(同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備(以下「対象設備」といいます。))が記載された同法第18条第1項に規定する事業再編計画(以下「特定事業再編計画」といいます。))について令和2年3月31日以前に同条第1項の認定を受けたものに限ります。)である法人(①に掲げる法人を除きます。))であること。</p> <p>ロ 平成29年8月1日以後に終了する事業年度(<u>令和2年旧措置法第46条の2並びに同条の規定に係る同法第52条の2第1項及び第4項並びに同法第52条の3第1項から第3項まで、第11項及び第12項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。))において生じた欠損金額であること。</u></p> <p>ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業(農業競争力強化支援法第2条第7項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。))の用に供されていたものにつき、ロの事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画(同法第19条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの)に基づく設備廃棄等(その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。))を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。</p> <p>(2) <u>令和2年旧法第80条第4項の規定により、次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。))が生じた場合に、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</u></p> <p>イ 解散(適格合併による解散を除きます。))</p> <p>ロ 事業の全部の譲渡</p> <p>ハ 更生手続の開始</p> <p>ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡(これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるものに限り。))</p>	<p>(126 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用)</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法(以下「法」といいます。)第80条第1項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 平成4年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までのみが対象となりますので、ご注意ください。</p> <p>① 次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額(新型コロナ特法第7条、租税特別措置法第66条の12、<u>令2法律第8号改正法による改正前の租税特別措置法第66条の13)</u>)</p> <p>イ 普通法人(投資法人、特定目的会社及び受託法人(法第4条の7に規定する受託法人をいいます。以下同じです。))を除きます。))のうち、その事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円(令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度(以下「特例事業年度」といいます。))については、10億円)以下であるもの(次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。))又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法第2条第5項に規定する相互会社(以下「相互会社」といいます。))を除きます。))</p> <p>(i) 大法人(次に掲げる法人をいいます。以下同じです。))との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(ii) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上(特例事業年度については、10億円超)である法人</p> <p>(iii) 相互会社及び保険業法第2条第10項に規定する外国相互会社</p> <p>(iv) 受託法人</p> <p>(v) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 公益法人等又は協同組合等</p> <p>ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合</p> <p>ニ 人格のない社団等</p> <p>② 平成22年10月1日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額(<u>租税特別措置法第66条の12、令2法律第8号改正法による改正前の租税特別措置法第66条の13、平22法律第6号改正法附則第93条)</u>)</p> <p>③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額(<u>設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額(令2法律第8号改正法による改正前の租税特別措置法第66条の13、令2法律第8号改正法附則第91条)</u>)</p> <p>イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者(同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備(以下「対象設備」といいます。))が記載された同法第18条第1項に規定する事業再編計画(以下「特定事業再編計画」といいます。))について令和2年3月31日以前に同条第1項の認定を受けたものに限ります。)である法人(①に掲げる法人を除きます。))であること。</p> <p>ロ 平成29年8月1日以後に終了する事業年度(<u>租税特別措置法第46条の2並びに同条の規定に係る同法第52条の2第1項及び第4項並びに同法第52条の3第1項から第3項まで、第11項及び第12項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。))において生じた欠損金額であること。</u></p> <p>ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業(農業競争力強化支援法第2条第7項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。))の用に供されていたものにつき、ロの事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画(同法第19条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの)に基づく設備廃棄等(その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。))を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。</p> <p>(2) 法第80条第4項の規定により、次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。))が生じた場合に、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解散(適格合併による解散を除きます。))</p> <p>ロ 事業の全部の譲渡</p> <p>ハ 更生手続の開始</p> <p>ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡(これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるものに限り。))</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(127 欠損金の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日前開始事業年度等分))</p> <p>ホ 再生手続開始の決定</p> <p><u>なお、令和4年4月1日以後に開始する事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額について欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」(令和4年4月1日以後開始事業年度分)ではなく、この請求書を使用してください。</u></p> <p>2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付は、<u>欠損金の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度</u>(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、その欠損金額の生じた事業年度(以下「欠損事業年度」といいます。)まで連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は、2通)提出してください。この場合において、還付所得事業年度が2以上あるときには、別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 上記1(1)の場合(法第80条第1項の規定により提出する場合) 欠損事業年度の確定申告書の提出時</p> <p>上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>(2) 上記1(2)の場合(法第80条第4項の規定により提出する場合) 解散等の事実が生じた日以後1年以内</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p><u>なお、次の場合には、上記の「(1)」欄の金額は、それぞれ次に定める金額を控除した金額となります。</u></p> <p>(イ) <u>その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合</u> <u>その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄に記載した金額</u></p> <p>(ロ) <u>この請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について欠損金又は災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合</u> <u>その法人のその還付所得事業年度に係るこの請求書の「(2)」欄に記載した金額</u></p> <p>また、1(1)(注)③の特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額(災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額)のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注) 「(2)」欄の金額は、この請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額(5)」欄の金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。</p> <p>(イ) <u>還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合</u> <u>その法人のその還付所得事業年度に係るこの請求書の「(2)」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄の金額</u></p> <p>(ロ) <u>還付所得事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合</u> <u>その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄に記載した金額</u></p> <p>(4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年5月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p>	<p>(126 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>ホ 再生手続開始の決定</p> <p>2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、<u>欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度</u>(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、その欠損金額の生じた事業年度(以下「欠損事業年度」といいます。)まで連続して青色申告である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は、2通)提出してください。この場合において、還付所得事業年度が2以上あるときには、別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 上記1(1)の場合(法第80条第1項の規定により提出する場合) 欠損事業年度の確定申告書の提出時</p> <p>上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p><u>なお、特例事業年度(清算中に終了する事業年度を除きます。)である欠損事業年度の確定申告書を令和2年7月1日前に提出した法人(その欠損事業年度が特例事業年度でない事業年度であると仮定した場合における上記1(1)(注)①イからニまでに掲げる法人を除きます。)については、令和2年7月31日が請求書の提出期限となります(新型コロナ特法附則第4条)。</u></p> <p>(2) 上記1(2)の場合(法第80条第4項の規定により提出する場合) 解散等の事実が生じた日以後1年以内</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表一(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)、別表一(二)又は別表一(三))の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p><u>なお、その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。</u></p> <p>また、1(1)(注)③の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額(災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額)のうち当該設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注) <u>欠損事業年度の欠損金額</u>は、この請求書を提出する日までに確定した<u>還付所得事業年度の所得金額</u>が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表一(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)、別表一(二)又は別表一(三))の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、<u>その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額又は災害損失欠損金額</u>を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄)の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年5月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(127 欠損金の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日前開始事業年度等分))</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、<u>令和2年旧措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》</u>の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、<u>令和2年旧措置法第3章第5節の2《土地の譲渡等がある場合の特別税率》</u>の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 地方法人税の額の還付 地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の<u>10.3</u>(令和元年<u>9月30日以前に開始した</u>還付所得事業年度については100分の<u>4.4</u>)を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(<u>令和2年改正法による改正前</u>の地方法人税法第23条第1項)。</p>	<p>(126 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、<u>租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)</u>の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、<u>租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)</u>の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄(<u>平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄</u>)の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 地方法人税の額の還付 地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の<u>4.4</u>(令和元年<u>10月1日以後に開始する</u>還付所得事業年度については100分の<u>10.3</u>)を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(地方法人税法第23条第1項)。</p>

(128 欠損金の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

(128 欠損金の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※通関/グループ整理番号	

令和 年 月 日

税務署長殿

納税地	〒
(フリガナ)	
法人名等	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	還付所得事業年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額
欠損事業年度の欠損金額	欠 損 金 額 (1)	円	円
	同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額	(2)	
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額 (3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)	
	差引所得金額((3)-(4))	(5)	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)	
	控 除 税 額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	00
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)	
	税額控除超過額相当額等の加算額	(11)	
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12)	
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)	
差引法人税額((12)-(13))	(14)		
還付金額((14)×(2)/(5))	(15)		
請求期限	令和 年 月 日	確定申告書提出年月日	令和 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等

この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。

- 1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類
- 2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
- 3 特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

(規格A4)

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

(令和4年4月1日以後開始事業年度分)

(新 設)

改 正 後

(128 欠損金の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等
【令和4年4月1日以後開始事業年度分】

- 1 この還付請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第80条第1項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合
(注) 平成4年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から④までの欠損金額のみが対象となりますので、ご注意ください。
 - ① 次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法第66条の12、租税特別措置法施行令第1条の2第3項）
 - イ 普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人（法第4条の3に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうち、その事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するもの及び大通算法人（注）を除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（次の(i)(ii)に掲げる法人及び大通算法人を除きます。）
 - (i) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
 - (i) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
 - (ii) 保険業法第2条第5項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）及び同条第10項に規定する外国相互会社
 - (iii) 受託法人
 - (ii) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人
 - (注) 大通算法人とは、通算法人である普通法人又はその普通法人の各事業年度においてその普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人が次に掲げる法人に該当する場合におけるその普通法人をいいます。
 - i その事業年度終了の時ににおける資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
 - ii その事業年度終了の時ににおいて上記(i)若しくは(ii)に掲げる法人、相互会社又は受託法人に該当する法人
 - ロ 公益法人等又は協同組合等
 - ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合、敷地分割組合
 - ニ 人格のない社団等
 - ② 平成22年10月1日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度（通算子法人の清算中に終了する事業年度のうちその通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除きます。において生じた欠損金額（租税特別措置法第66条の12、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第93条）
 - ③ 銀行等保有株式取得機構の欠損金額
 - ④ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（特定設備廃棄等欠損金額）（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第91条）
 - イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者（同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第18条第1項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和2年3月31日以前に同条第1項の認定を受けたものに限ります。）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。
 - ロ 租税特別措置法第46条並びに同条の規定に係る同法第52条の2第1項及び第4項並びに同法第52条の3第1項から第3項まで、第11項及び第12項の規定の適用を受けていない事業年度において生じた欠損金額であること。
 - ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第2条第7項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第19条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。
- (2) 法第80条第4項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還

改 正 前

(128 欠損金の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(128 欠損金の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

(128 欠損金の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

付を請求する場合

- イ 解散(適格合併による解散を除き、通算子法人である場合には破産手続開始の決定による解散に限ります。)
- ロ 事業の全部の譲渡(通算法人である場合を除きます。)
- ハ 更生手続の開始
- ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡で、これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるもの(通算法人である場合を除きます。)
- ホ 再生手続開始の決定

なお、次に掲げる法人にあっては、それぞれ次に定める明細書(次の①又は②に掲げる法人のいずれにも該当する法人にあっては、①及び②に定める明細書)をこの還付請求書に添付して提出してください。

- ① 通算法人(その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度を法第80条第7項に規定する欠損事業年度として欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求するものに限り。)
「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」
- ② 通算法人(通算法人であった法人を含みます。)のうち令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受けて欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求するもの
「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」

(注) ①に該当する通算法人とは、欠損金額が生じた、又は欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度(その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するもの)に限ります。以下「欠損事業年度」といいます。)において通算法人である法人をいいます。したがって、それ以外の法人が還付を請求する場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の添付は不要です。

また、令和4年4月1日以後に開始する事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額について欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、この還付請求書ではなく、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」(令和4年4月1日前開始事業年度等分)を使用してください。

- 2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付は、欠損金の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)から欠損事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書(令和2年改正法附則第35条第2項の規定により青色申告書である確定申告書とみなされる連結確定申告書を含みます。)を提出している場合に限って請求することができます。
- 3 この還付請求書は、次に掲げる還付請求の区分に応じそれぞれ次に定める提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は、2通)提出してください。この場合において、還付所得事業年度が2以上あるときには、別業に作成して提出してください。

- (1) 上記1(1)の場合(法第80条第1項の規定により提出する場合) 欠損事業年度の確定申告書の提出時
上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの還付請求書を提出してください。
- (2) 上記1(2)の場合(法第80条第4項の規定により提出する場合) 解散等の事実が生じた日以後1年以内

4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。

- (1) 「※」欄は、記載しないでください。
- (2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

- イ 「欠損金額(1)」欄には、通算法人(その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度を欠損事業年度として欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求するものに限り。イにおいて同じです。)以外の法人にあっては欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)(注)を、通算法人にあっては「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」のその通算法人に係る「繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(14)」欄に記載した金額を、それぞれ記載してください。

(注) 法第64条の8の規定の適用がある欠損金額は、この金額には含みません。

- ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、「(1)」欄の金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

なお、次に掲げる場合には、上記の「(1)」欄の金額は、それぞれ次に定める金額を控除した金額となります。

- (イ) その欠損事業年度において生じた法第80条第5項に規定する災害損失欠損金額(以下「災害損失欠損金額」といいます。)について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合
その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄に記載した金額

- (ロ) この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について欠損金又は災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合
その法人のその還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「(2)」欄に記載した金額

(注) 「(2)」欄の金額は、この還付請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額(5)」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

- (3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

- イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額(その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。

改 正 後

(128 欠損金の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

なお、通算法人（通算法人であった法人を含みます。）が、令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受けて欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、上記にかかわらず、「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」のその通算法人に係る「還付所得事業年度の所得金額とされる金額（5）」欄の金額を記載してください。

- ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。
 - (イ) 還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合 その法人のその還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「(2)」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄の金額
 - (ロ) 還付所得事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄に記載した金額

(4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

それぞれ次のとおり記載してください。

なお、通算法人（通算法人であった法人を含みます。）が、令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受けて欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、下記イからへまでにかかわらず、「納付の確定した法人税額（6）」欄から「税額控除超過額相当額等の加算額（11）」欄までの各欄には記載せず、「法人税額（12）」欄には、「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」のその通算法人に係る「還付所得事業年度の法人税額とされる金額（23）」欄の金額を記載してください。

イ 「(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄の金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。

ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年5月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。

ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

へ 「(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「税額控除超過額相当額等の加算額」欄の金額（その還付所得事業年度において租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ又は第7号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の規定の適用がある場合にあっては、その金額からこれらの規定により法人税の額に加算される金額を控除した金額）を記載してください。

ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。

- (イ) 還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合 その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）
- (ロ) 還付所得事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 その還付を請求する法人税額

(5) 「還付金額(15)」欄には、
$$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$$
 の算式によって計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(7) 「税理士署名」欄は、この還付請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2) 地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第23条第1項）。

改 正 前

(128 欠損金の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

改正後

(129 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))

欠損金の繰戻しによる還付請求書 (外国法人用)

※整理番号

Form with fields for tax office address, company name, and contact information. Includes a stamp area for the tax office and a date field.

法人税法第 144 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Table with columns for '欠損事業年度' and '還付所得事業年度', and rows for '区別' (Category) and '金額' (Amount) for various tax items.

Form for '請求期限' (Request deadline) and '還付を受けようとする金融機関等' (Financial institutions for refund).

この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。
1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類
2 法人税法第 144 条の 13 第 9 項又は第 10 項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
3 特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項の証明に係る同条第 2 項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

税理士署名

Table with columns for tax office details: 税務署, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認.

04.06 改正

改正前

(127 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))

欠損金の繰戻しによる還付請求書 (外国法人用)

※整理番号

Form with fields for tax office address, company name, and contact information. Includes a stamp area for the tax office and a date field.

法人税法第 144 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Table with columns for '欠損事業年度' and '還付所得事業年度', and rows for '区別' (Category) and '金額' (Amount) for various tax items.

Form for '請求期限' (Request deadline) and '還付を受けようとする金融機関等' (Financial institutions for refund).

この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。
1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類
2 法人税法第 144 条の 13 第 9 項又は第 10 項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
3 設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項の証明に係る同条第 2 項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

税理士署名

Table with columns for tax office details: 税務署, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認.

03.06 改正

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(129 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、外国法人が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 144 の 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 平成 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までのみが対象となりますので、ご注意ください。</p> <p>① 次のイ又はロに掲げる法人の欠損金額（新型コロナ特税法第 7 条、<u>租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条の 12、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下「令和 2 年改正法」といいます。）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 66 条の 12、令和 2 年改正法第 15 条の規定による改正前の措置法第 66 条の 13、<u>租税特別措置法施行令 1 の 2</u>）</u></p> <p>イ 普通法人（受託法人（<u>法第 4 条の 3</u>に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうち、その事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円（令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度（以下「特例事業年度」といいます。）については、10 億円）以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第 2 条第 10 項に規定する外国相互会社（以下「外国相互会社」といいます。）を除きます。）</p> <p>(i) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(ii) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上（特例事業年度については、10 億円超）である法人</p> <p>(iii) 保険業法第 2 条第 5 項に規定する相互会社及び外国相互会社</p> <p>(iv) 受託法人</p> <p>(v) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 人格のない社団等</p> <p>② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（<u>措置法第 66 条の 12、令和 2 年旧措置法第 66 条の 12、令和 2 年改正法第 15 条の規定による改正前の措置法第 66 条の 13、所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）附則第 93 条</u>）</p> <p>③ <u>銀行等保有株式取得機構の欠損金額</u></p> <p>④ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（<u>特定設備廃棄等欠損金額（令和 2 年改正法第 15 条の規定による改正前の措置法第 66 条の 13、令和 2 年改正法附則第 91 条</u>）</p> <p>イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和 2 年 3 月 31 日以前に同条第 1 項の認定を受けたものに限り。）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。</p> <p>ロ 平成 29 年 8 月 1 日以後に終了する事業年度（<u>措置法第 46 条及び令和 2 年旧措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。</u>）において生じた欠損金額であること。</p> <p>ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。</p> <p>(2) 法第 144 条の 13 第 9 項又は第 10 項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 事業の全部の譲渡</p> <p>ハ 更生手続の開始</p> <p>ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるものに限り。）</p> <p>ホ 再生手続開始の決定</p> <p>2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）までの各事業年度（法第 144 条の 6 第 1 項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除きます。）について、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は、2 通）提出してください。この場合において、還付所得事業年度が 2 以上あるときには、別葉に作成して提出してください。</p>	<p>(127 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、外国法人が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 144 の 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 平成 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までのみが対象となりますので、ご注意ください。</p> <p>① 次のイ又はロに掲げる法人の欠損金額（新型コロナ特税法第 7 条、<u>租税特別措置法第 66 条の 12、令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13</u>）</p> <p>イ 普通法人（受託法人（<u>法第 4 条の 7</u>に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうち、その事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円（令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度（以下「特例事業年度」といいます。）については、10 億円）以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第 2 条第 10 項に規定する外国相互会社（以下「外国相互会社」といいます。）を除きます。）</p> <p>(i) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(ii) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上（特例事業年度については、10 億円超）である法人</p> <p>(iii) 保険業法第 2 条第 5 項に規定する相互会社及び外国相互会社</p> <p>(iv) 受託法人</p> <p>(v) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 人格のない社団等</p> <p>② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（<u>租税特別措置法第 66 条の 12、令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13、平 22 法律第 6 号改正法附則第 93 条</u>）</p> <p>(追 加)</p> <p>③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（<u>設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額（令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13、令 2 法律第 8 号改正法附則第 91 条</u>）</p> <p>イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和 2 年 3 月 31 日以前に同条第 1 項の認定を受けたものに限り。）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。</p> <p>ロ 平成 29 年 8 月 1 日以後に終了する事業年度（<u>租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。</u>）において生じた欠損金額であること。</p> <p>ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。</p> <p>(2) 法第 144 条の 13 第 9 項又は第 10 項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 事業の全部の譲渡</p> <p>ハ 更生手続の開始</p> <p>ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるものに限り。）</p> <p>ホ 再生手続開始の決定</p> <p>2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）までの各事業年度（法第 144 条の 6 第 1 項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除きます。）について、連続して青色申告である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は、2 通）提出してください。この場合において、還付所得事業年度が 2 以上あるときには、別葉に作成して提出してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(129 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p>(1) 上記1(1)の場合(法第144条の13第1項又は第2項の規定により提出する場合) 欠損事業年度の確定申告書の提出時 上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>(2) 上記1(2)の場合(法第144条の13条第9項又は第10項の規定により提出する場合) 解散等の事実が生じた日以後1年以内</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「請求金額」の各欄 イ 「法第144条の13第1項第1号」欄には、法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。 ロ 「法第144条の13第1項第2号又は第2項」欄には、法第141条第1号ロ又は法第141条第2号に掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>(3) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄 イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。 ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。 なお、次の場合には、上記の「(1)」欄の金額は、それぞれ次に定める金額を控除した金額となります。 <u>(イ) その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合</u> その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)」の「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す災害損失欠損金額(2)」欄に記載した金額 <u>(ロ) この請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について欠損金又は災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合</u> その法人のその還付所得事業年度に係るこの請求書の「(2)」欄に記載した金額 また、1(1)(注)③の特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額(災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額)のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。 (注)「(2)」欄の金額は、この請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額(5)」欄の金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄 イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。 ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。 <u>(イ) 還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合</u> その法人のその還付所得事業年度に係るこの請求書の「(2)」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)」の「(2)」欄の金額 <u>(ロ) 還付所得事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合</u> その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)」の「(2)」欄に記載した金額</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄 イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。 ロ 「所得税額控除(7)」欄及び「外国税額控除(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額控除を記載してください。 なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。 ハ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ニ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、措置法第3章第5節の2《土地の譲渡等がある場合の特別税率》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「リース特別控除取戻税額等」欄の金額を記載してください。 ヘ 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金 又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してくださ</p>	<p>(127 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p>(1) 上記1(1)の場合(法第144条の13第1項又は第2項の規定により提出する場合) 欠損事業年度の確定申告書の提出時 上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。 なお、特例事業年度(清算中に終了する事業年度を除きます。)である欠損事業年度の確定申告書を令和2年7月1日前に提出した法人(その欠損事業年度が特例事業年度でない事業年度であると仮定した場合における上記1(1)(注)①イ及びロに掲げる法人を除きます。)については、令和2年7月31日が請求書の提出期限となります(新型コロナ税法附則第4条)。</p> <p>(2) 上記1(2)の場合(法第144条の13条第9項又は第10項の規定により提出する場合) 解散等の事実が生じた日以後1年以内</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「請求金額」の各欄 イ 「法第144条の13第1項第1号」欄には、法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。 ロ 「法第144条の13第1項第2号又は第2項」欄には、法第141条第1号ロ又は法第141条第2号に掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>(3) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄 イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。 ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。 なお、その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。</p> <p>また、1(1)(注)③の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額(災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額)のうち当該設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。 (注)欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄 イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。 ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄 イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。 ロ 「所得税額控除(7)」欄及び「外国税額控除(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額控除を記載してください。 なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。 ハ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ニ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「リース特別控除取戻税額等」欄の金額を記載してください。 ヘ 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金 又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してくださ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(129 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p>い。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$\left[\frac{(14) \times (2)}{(5)} \right]$ の算式によって計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。</p> <p>(7) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 地方法人税の額の還付 地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第23条第1項）。</p>	<p>(127 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p>い。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$\left[\frac{(14) \times (2)}{(5)} \right]$ の算式によって計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。</p> <p>(7) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 地方法人税の額の還付 地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4（令和元年10月1日以後に開始する還付所得事業年度については100分の10.3）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第23条第1項）。</p>

改 正 後

(131 災害により生じた損失の額に関する明細書)

災害により生じた損失の額に関する明細書の記載要領等
【令和4年4月1日前開始事業年度等又は連結事業年度分】

- 1 この明細書は、次に掲げる場合に該当する場合において、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産（以下「棚卸資産等」といいます。）について災害により生じた損失の額を算出するために作成し、申告書別表七(一)又は別表七の二付表三に添付して提出してください。
また、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
なお、連結法人については、各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
 - (1) 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法」といいます。）第58条第1項（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）に規定する災害による損失若しくは令和2年改正法による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和2年旧震災特例法」といいます。）第15条第1項（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）に規定する震災関連原状回復費用に係る損失が生じた場合で翌事業年度以後に令和2年旧法第58条第1項の規定の適用を受けようとするとき、令和2年旧法第78条（所得税額等の還付）若しくは第144条の11（所得税額等の還付）の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による中間申告をする場合に限りです。）又は令和2年旧法第80条第5項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項の規定若しくは第144条の13第11項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により還付の請求をする場合
 - (2) 令和2年旧法第81条の5の2第2項（連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の損金算入）に規定する益金の額に算入される金額のうち各連結法人に帰せられる金額を計算する場合、連結親法人が令和2年旧法第81条の29（所得税額等の還付）の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による連結中間申告をする場合に限りです。）又は連結親法人が令和2年旧法第81条の31第5項（連結欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項の規定により還付の請求をする場合
- 2 この明細書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその棚卸資産等の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。）を記載してください。
 - (2) 「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日（令和2年旧法第58条第1項の規定の適用を受けようとする場合において大規模な災害の場合その他やむを得ない事情があるときはその災害のやんだ日の翌日から3年を経過した日とし、令和2年旧震災特例法第15条第1項に規定する震災関連原状回復費用にあつては東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情がやんだ日の翌日から3年を経過した日とします。）の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額を記載してください。
 - (3) 「災害により生じた損失の額」の「被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その棚卸資産等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額を記載してください。
 - (4) 「保険金又は損害賠償金等の額」欄には、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を記載してください。
 - (5) 「災害損失特別勘定」の「被害資産の現状回復のための費用等に係る損失の額」及び「計」の欄には、当該事業年度又は連結事業年度において繰り入れた災害損失特別勘定の金額を記載してください。

改 正 前

(129 災害により生じた損失の額に関する明細書)

災害により生じた損失の額に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、次に掲げる場合に該当する場合において、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産（以下「棚卸資産等」といいます。）について災害により生じた損失の額を算出するために作成し、別表七(一)又は別表七の二付表三に添付して提出してください。
また、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
なお、連結法人については、各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
 - (1) 法人税法第58条第1項（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）に規定する災害による損失若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第15条第1項（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）に規定する震災関連原状回復費用に係る損失が生じた場合で翌事業年度以後に法人税法第58条第1項の規定の適用を受けようとするとき、同法第78条（所得税額等の還付）若しくは第144条の11（所得税額等の還付）の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による中間申告をする場合に限りです。）又は同法第80条第5項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項の規定若しくは第144条の13第11項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により還付の請求をする場合
 - (2) 法人税法第81条の5の2第2項（連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の損金算入）に規定する益金の額に算入される金額のうち各連結法人に帰せられる金額を計算する場合、連結親法人が同法第81条の29（所得税額等の還付）の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による連結中間申告をする場合に限りです。）又は連結親法人が同法第81条の31第5項（連結欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項の規定により還付の請求をする場合
- 2 この明細書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその棚卸資産等の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。）を記載してください。
 - (2) 「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日（法人税法第58条第1項の規定の適用を受けようとする場合において大規模な災害の場合その他やむを得ない事情があるときはその災害のやんだ日の翌日から3年を経過した日とし、震災特例法第15条第1項に規定する震災関連原状回復費用にあつては東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情がやんだ日の翌日から3年を経過した日とします。）の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額を記載してください。
 - (3) 「災害により生じた損失の額」の「被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その棚卸資産等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額を記載してください。
 - (4) 「保険金又は損害賠償金等の額」欄には、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を記載してください。
 - (5) 「災害損失特別勘定」の「被害資産の現状回復のための費用等に係る損失の額」及び「計」の欄には、当該事業年度又は連結事業年度において繰り入れた災害損失特別勘定の金額を記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(131 災害により生じた損失の額に関する明細書)</p> <p style="text-align: center;">災害により生じた損失の額に関する明細書の記載要領等 【令和4年4月1日以後開始事業年度分】</p> <p>1 この明細書は、法人税法（以下「法」といいます。）第58条第1項に規定する災害損失金額若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第15条第1項に規定する震災関連原状回復費用に係る損失の額（以下「災害損失金額等」といいます。）が生じた場合で翌事業年度以後に法第58条第1項に規定する欠損金額のうち災害損失金額等に達するまでの金額につき法第57条第1項の規定の適用を受けようとするとき、法第78条若しくは第144条の11の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による中間申告をする場合に限り、）又は法第80条第5項において準用する同条第1項の規定若しくは第144条の13第11項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により還付の請求をする場合において、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産（以下「棚卸資産等」といいます。）について災害により生じた損失の額を算出するために作成し、申告書別表七(一)に添付して提出してください。</p> <p>また、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>2 この明細書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその棚卸資産等の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。）を記載してください。</p> <p>(2) 「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日（上記1の達するまでの金額につき法第57条第1項の規定の適用を受けようとする場合において大規模な災害の場合その他やむを得ない事情があるときはその災害のやんだ日の翌日から3年を経過した日とし、震災特例法第15条第1項に規定する震災関連原状回復費用にあつては東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情がやんだ日の翌日から3年を経過した日とします。）の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額を記載してください。</p> <p>(3) 「災害により生じた損失の額」の「被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その棚卸資産等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額を記載してください。</p> <p>(4) 「保険金又は損害賠償金等の額」欄には、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を記載してください。</p> <p>(5) 「災害損失特別勘定」の「被害資産の現状回復のための費用等に係る損失の額」及び「計」の欄には、当該事業年度において繰り入れた災害損失特別勘定の金額を記載してください。</p>	<p>(129 災害により生じた損失の額に関する明細書)</p> <p>(追 加)</p>

改正後

(132 災害損失の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日前開始事業年度等分))

<div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div>		災害損失の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
				※連絡グループ整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒		電話() -	
	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				
	代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目			業		
所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。					
記					
災 害 欠 損 事 業 年 度	自 平成・令和 年 月 日	〔 確定 申告書 〕	還 付 所 得 事 業 年 度	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日
災 害 欠 損 事 業 年 度	至 平成・令和 年 月 日	〔 中間 申告書 〕	還 付 所 得 事 業 年 度	自 平成・令和 年 月 日	至 平成・令和 年 月 日
災 害 の あ っ た 日	平成・令和 年 月 日	災 害 の 詳 細			
区 分		請 求 金 額	※ 金 額		
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災 害 損 失 欠 損 金 額	(1)			
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	(2)			
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額	(3)			
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	(4)			
	差引所得金額((3)-(4))	(5)			
還付所得事業年度の法人税額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額	(6)	00		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)			
	控 除 税 額	(8)			
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額	(9)	00		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)			
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額	(11)			
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12)			
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)			
差引法人税額((12)-(13))	(14)				
還 付 金 額 ((14) × (2) / (5))	(15)				
請 求 期 限	令和 年 月 日	確定申告書等提出年月日	平成・令和 年 月 日		
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合		3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合
	銀行	本店・支店	貯金口座の記号番号	—	
	金庫・組合	出張所			
	漁協・農協	本所・支所			
	預金 口座番号				

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

04.06 改正 (令和4年4月1日前開始事業年度等分)

改正前

(130 災害損失の繰戻しによる還付請求書)

<div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div>		災害損失の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
				※連絡グループ整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒		電話() -	
	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				
	代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目			業		
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。					
記					
災 害 欠 損 事 業 年 度	自 平成・令和 年 月 日	〔 確定 申告書 〕	還 付 所 得 事 業 年 度	自 平成・令和 年 月 日	至 平成・令和 年 月 日
災 害 欠 損 事 業 年 度	至 平成・令和 年 月 日	〔 中間 申告書 〕	還 付 所 得 事 業 年 度	自 平成・令和 年 月 日	至 平成・令和 年 月 日
災 害 の あ っ た 日	平成・令和 年 月 日	災 害 の 詳 細			
区 分		請 求 金 額	※ 金 額		
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災 害 損 失 欠 損 金 額	(1)			
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	(2)			
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額	(3)			
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	(4)			
	差引所得金額((3)-(4))	(5)			
還付所得事業年度の法人税額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額	(6)	00		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)			
	控 除 税 額	(8)			
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額	(9)	00		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)			
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額	(11)			
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12)			
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)			
差引法人税額((12)-(13))	(14)				
還 付 金 額 ((14) × (2) / (5))	(15)				
請 求 期 限	令和 年 月 日	確定申告書等提出年月日	平成・令和 年 月 日		
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合		3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合
	銀行	本店・支店	貯金口座の記号番号	—	
	金庫・組合	出張所			
	漁協・農協	本所・支所			
	預金 口座番号				

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

03.06 改正 (令和4年4月1日前開始事業年度等分)

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(132 災害損失の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日前開始事業年度等分))</p> <p style="text-align: center;">災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載要領等</p> <p style="text-align: center;">【令和4年4月1日前開始事業年度等分】</p> <p>1 この還付請求書は、法人が<u>所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年改正法」といいます。)</u>による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法」といいます。)第80条(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する<u>令和2年旧法第72条第1項</u>に規定する期間(当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。)において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間(以下「災害欠損事業年度」といいます。)開始の日前1年(当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年)以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。</p> <p>なお、この<u>還付請求書</u>には「災害損失欠損金額に関する明細書(付表)」を添付して提出してください。</p> <p>また、<u>令和4年4月1日以後に開始する事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度において生じた災害損失欠損金額について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」(令和4年4月1日以後開始事業年度分)ではなく、この還付請求書を使用してください。</u></p> <p>2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が<u>災害損失の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度</u>(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に(仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に)納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)提出してください。</p> <p>なお、この<u>災害欠損事業年度の確定申告書等はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの還付請求書を提出してください。</u></p> <p>また、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を請求する場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「災害欠損事業年度」欄には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。</p> <p>また「(確定・中間 申告書)」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。</p> <p>(3) 「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類(震災、風水害、火災等)など災害の内容を具体的に記載してください。</p> <p>なお、災害の呼称がある場合は、その災害の呼称を記載してください。</p> <p>(4) 「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書(付表)」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>(注) 「(1)」欄の金額は、この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「(2)」欄に記載した金額を控除した金額となります。なお、「(2)」欄の金額は、この還付請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額(5)」欄の金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「1」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。</p> <p>ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「(2)」欄の金額又は「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄の金額を記載してください。</p>	<p>(130 災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方</p> <p>1 この還付請求書は、法人が法人税法第80条(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する<u>同法第72条第1項</u>に規定する期間(当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。)において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間(以下「災害欠損事業年度」といいます。)開始の日前1年(当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年)以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。</p> <p>なお、この<u>請求書</u>には「災害損失欠損金額に関する明細書(付表)」を添付して提出してください。</p> <p>2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が<u>災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度</u>(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に(仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に)納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)提出してください。</p> <p>なお、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「災害欠損事業年度」欄には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。</p> <p>また「(確定・中間 申告書)」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書(付表)」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を「<u>差引所得金額(5)</u>」欄の金額を限度として記載してください。</p> <p>(注) この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度の所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)、別表一(二)又は別表一(三))の「1」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。</p> <p>ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った災害損失欠損金額又は欠損金額を記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(132) 災害損失の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日前開始事業年度等分)</p> <p>(6) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年5月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、<u>令和2年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。)</u>第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、<u>令和2年旧措置法第3章第5節の2</u>(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(7) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(8) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。</p> <p>(注) 各事業年度において還付を請求する場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(9) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この<u>還付請求書</u>を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 地方法人税の額の還付</p> <p>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の<u>10.3</u>(令和元年9月30日以前に開始した還付所得事業年度については100分の4.4)を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(<u>令和2年改正法による改正前</u>の地方法人税法第23条第1項)。</p>	<p>(130) 災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄(<u>平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄</u>)の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年5月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、<u>租税特別措置法第62条第1項</u>(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、<u>租税特別措置法第3章第5節の2</u>(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄(<u>平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄</u>)の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(7) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を<u>受けようとする</u>場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。</p> <p>(注) 各事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(8) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この<u>請求書</u>を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 地方法人税の額の還付</p> <p>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の<u>4.4</u>(令和元年10月1日以後に開始する還付所得事業年度については100分の10.3)を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(地方法人税法第23条第1項)。</p>

改正後


改正前

(133 災害損失の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

(133 災害損失の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※種別/グループ整理番号	

 令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒
	(フリガナ)	
	法人名等	
	法人番号	
	(フリガナ)	
	代表者氏名	
代表者住所	〒	
事業種目		業

(新設)

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

災害欠損事業年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	〔確定申告書〕 〔中間申告書〕	還付所得事業年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
災害のあった日	令和 年 月 日	災害の詳細		
区分		請求金額	※金額	
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災害損失欠損金額	(1)	円	円
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	(2)		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)		
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引所得金額((3)-(4))	(5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	税額控除超過額相当額等の加算額	(11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12)		
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
差引法人税額((12)-(13))	(14)			
還付金額((14)×(2)/(5))	(15)			
請求期限	令和 年 月 日	確定申告書等提出年月日	令和 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	
			3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等	

税理士署名

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認
---------	----	-----	------	----	-----	----	-------	-----	----

(令和4年4月1日以後開始事業年度分)

(規格A4)

(133 災害損失の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

【令和4年4月1日以後開始事業年度分】

- 1 この還付請求書は、法人が法人税法（以下「法」といいます。）第80条の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する法第72条第1項に規定する期間（その期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限り、以下「中間期間」といいます。）において生じた法第80条第5項に規定する災害損失欠損金額（以下「災害損失欠損金額」といいます。）を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間開始の日前1年（その事業年度又は中間期間に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書（以下「確定申告書等」といいます。）が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。
- なお、次に掲げる法人にあっては、それぞれ次に定める明細書（次の(1)又は(2)に掲げる法人のいずれにも該当する法人にあっては、(1)及び(2)に定める明細書）をこの還付請求書に添付して提出してください。
- (1) 通算法人（その通算法人に係る通算親法人の事業年度又は中間期間終了の日に終了する事業年度又は中間期間を法第80条第8項に規定する欠損事業年度として災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求するものに限り、以下「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」
- (2) 通算法人（通算法人であった法人を含みます。）のうち所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第35条第2項の規定の適用を受けて災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求するもの 「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」
- (注) (1)に該当する通算法人とは、災害損失欠損金額が生じた、又は災害損失欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度又は中間期間（その通算法人に係る通算親法人の事業年度又は中間期間終了の日に終了するものに限り、以下「災害欠損事業年度」といいます。）において通算法人である法人をいいます。したがって、それ以外の法人が還付を請求する場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」ではなく「通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書」を添付してください。
- なお、令和4年4月1日以後に開始する事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度において生じた災害損失欠損金額について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、この還付請求書ではなく、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」（令和4年4月1日前開始事業年度等分）を使用してください。
- 2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が災害損失の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書（令和2年改正法附則第35条第2項の規定により青色申告書である確定申告書とみなされる連結確定申告書を含みます。）を提出している場合に限りて請求をすることができます。
- 3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。
- なお、この災害欠損事業年度の確定申告書等はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの還付請求書を提出してください。
- また、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を請求する場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。
- 4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。
- (1) 「※」の各欄は、記載しないでください。
- (2) 「災害欠損事業年度」欄には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。
- また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。
- (3) 「災害のあった日」及び「災害の詳細」欄は、1(1)に該当する通算法人以外の法人がこの還付請求書を使用して法人税額の還付を請求する場合に記載してください。
- なお、「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。
- また、災害の呼称がある場合は、その災害の呼称を記載してください。
- (注) 1(1)に該当する通算法人がこの還付請求書に「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とさ

(133 災害損失の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

(新 設)

改 正 後

(133 災害損失の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

れる金額に関する明細書」を添付して法人税額の還付を請求する場合には、同明細書の対応する欄に記載してください。

(4) 「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄

イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、1(1)に該当する通算法人以外の法人にあつては「通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書(付表)」の「(1)」の欄に記載した金額(注)を、1(1)に該当する通算法人にあつては「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額(15)」の欄に記載した金額を、それぞれ記載してください。

(注) 法第64条の8の規定の適用がある欠損金額は、この金額には含みません。

ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、1(1)に該当する通算法人以外の法人にあつては「通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書(付表)」の「繰り戻す災害損失金額(3の①)」欄又は「(3の②)」欄に記載した金額を、1(1)に該当する通算法人にあつては「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(16の①)」欄又は「(16の②)」欄に記載した金額を、それぞれ記載してください。

(注) 「(1)」欄の金額は、この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について災害損失又は欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「(2)」欄に記載した金額を控除した金額となります。なお、「(2)」欄の金額は、この還付請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額(5)」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

(5) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額(その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。

なお、通算法人(通算法人であった法人を含みます。)が、令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受けて災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、上記にかかわらず、「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」のその通算法人に係る「還付所得事業年度の所得金額とされる金額(5)」欄の金額を記載してください。

ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「(2)」欄の金額又は「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄の金額を記載してください。

(6) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

それぞれ次のとおり記載してください。

なお、通算法人(通算法人であった法人を含みます。)が、令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受けて災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、下記イからへまでにかかわらず、「納付の確定した法人税額(6)」欄から「税額控除超過額相当額等の加算額(11)」欄までの各欄は記載せず、「法人税額(12)」欄には、「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」のその通算法人に係る「還付所得事業年度の法人税額とされる金額(23)」欄の金額を記載してください。

イ 「(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄の金額(その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。

ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年5月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。

改 正 前

(133 災害損失の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

改 正 後

(133 災害損失の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

- ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ヘ 「税額控除超過額相当額等の加算額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「税額控除超過額相当額等の加算額」欄の金額(その還付所得事業年度において租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ又は第7号(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。))の規定の適用がある場合にあっては、その金額からこれらの規定により法人税の額に加算される金額を控除した金額)を記載してください。
- ト 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しによりその法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。

(7) 「還付金額(15)」欄には、
$$\left((14) \times \frac{(2)}{(5)} \right)$$
の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。

(8) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。

(注) 各事業年度において還付を請求する場合には、この欄の記載は不要です。

(9) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(10) 「税理士署名」欄は、この還付請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2) 地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時に確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(地方法人税法第23条第1項)。

改 正 前

(133 災害損失の繰戻しによる還付請求書(令和4年4月1日以後開始事業年度分))

改正後

(134 通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

付表

通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書		事業年度	・ ・	法人名	
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書					
災害損失欠損金額	(1)	円	繰り戻す還付所得事業年度		繰り戻す災害損失欠損金額
					(3)
			令	・	円
			令	・	
(1)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額	(2)		令	・	円
			令	・	

(規格A4)

04.06改正

改正前

(131 災害損失欠損金額に関する明細書)

付表

災害損失欠損金額に関する明細書		事業年度	・ ・	法人名	
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書					
災害損失欠損金額 (別表七(一)「15の③」欄)	(1)	円	繰り戻す還付所得事業年度		繰り戻す災害損失欠損金額
					(3)
			平/令	・	円
			平/令	・	
(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰り戻す金額	(2)		平/令	・	円
			平/令	・	

(規格A4)

01.07改正

改 正 後	改 正 前
<p>(134 <u>通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書</u>)</p> <p style="text-align: center;"><u>通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書の記載要領等</u></p> <p>1 この明細書は、<u>通算法人（注）以外の法人が「災害損失の繰戻しによる還付請求書」を使用して法人税額の還付を請求する場合に、同請求書に添付して提出してください。</u></p> <p><u>（注）この「通算法人」とは、法人税法（以下「法」といいます。）第80条第5項に規定する災害損失欠損金額（以下「災害損失欠損金額」といいます。）が生じた、又は災害損失欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度又は法第72条第1項に規定する期間（その期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）（その通算法人に係る通算親法人の事業年度又は中間期間終了の日に終了するものに限ります。）において通算法人である法人をいいます。以下同じです。</u></p> <p><u>なお、通算法人が「災害損失の繰戻しによる還付請求書」を使用して法人税額の還付を請求する場合には、この明細書ではなく、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」を作成し、同請求書に添付して提出してください。</u></p> <p>2 「災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「災害損失欠損金額(1)」欄には、<u>申告書別表七(一)の「繰戻しの対象となる災害損失欠損金額15の③」欄の金額を記載してください。</u></p> <p>(2) 「(1)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄の<u>金額のうち前2年内還付所得事業年度（その災害損失欠損金額が生じた事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始した還付所得事業年度（災害損失の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度をいいます。以下同じです。）をいいます。以下同じです。）に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</u></p> <p>(3) 「繰り戻す災害損失欠損金額(3)」欄には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年内還付所得事業年度の各還付所得事業年度に災害損失の繰戻しをしようとする<u>災害損失欠損金額</u>をそれぞれ記載してください。</p>	<p>(131 災害損失欠損金額に関する明細書)</p> <p style="text-align: center;"><u>災害損失欠損金額に関する明細書の記載の仕方</u></p> <p>1 この明細書は、法人が法人税法第80条(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第72条第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前1年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。</p> <p>2 「災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「災害損失欠損金額(1)」欄には、別表七(一)の「繰戻しの対象となる災害損失欠損金額15の③(平成29年4月1日前終了事業年度分については、繰越控除の対象となる損失の額)」欄の金額を記載してください。</p> <p>(2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰り戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄のうち当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得事業年度（以下「前2年以内還付所得事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額を限度として記載してください。</p> <p><u>（注）前2年以内還付所得事業年度の所得について、当該事業年度前に既に法人税法第80条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受けている場合、この「(2)」欄の金額は、前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額からこの規定の適用を受けた部分の所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。</u></p> <p>(3) 「繰り戻す災害損失欠損金額(3)」欄には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得事業年度の各還付所得事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする<u>金額</u>をそれぞれ記載してください。</p>

改 正 後

(135 通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書)

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

		事業年度	：	：	法人名		
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(法人税法第80条第7項)の計算							
法人名		通算親法人					計
欠損金額		(1)	円	円	円	円	円
通算対象外分	通算対象外欠損金額	(2)					
	(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)					
通算対象外分	通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額 ((2)-(3))	(4)					
	(2)を超える欠損金額((1)-(2)) (マイナスの場合は0)	(5)					
通算対象外分	(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)					
	差引((5)-(6))	(7)					
通算対象外分	前年度内の事業年度の所得金額	(8)					
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)					
通算対象外分	差引((8)-(9))	(10)					
	(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額 ((10)-(4)) (マイナスの場合は0)	(11)					
通算対象外分	他の通算法人の(11)の合計額 ((11の計)-(11))	(12)					
	通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((7の計)×(11)/(11)+(12))	(13)					円
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額 ((4)+(13))		(14)					

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算							
法人名		通算親法人					計
発生欠損金額(1)		(a)	円	円	円	円	円
還付所得事業年度へ繰り戻す金額		(b)					
(a)と(b)のいずれか少ない金額		(c)					
通算対象外分	通算対象外欠損金額(2)	(d)					
	(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)					
通算対象外分	差引((d)-(e))	(f)					
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(f)のいずれか少ない金額)	(g)					
通算対象外分	発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)					
	(14)と(b)のいずれか少ない金額	(i)					
通算対象外分	通算対象外欠損金額(2)	(j)					
	(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)					
通算対象外分	差引((j)-(k))	(l)					
	還付所得事業年度へ繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((i)-(l)) (マイナスの場合は0)	(m)					
通算対象外分	通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7の計)	(n)					
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((h)×(mの計)/(nの計))	(o)	円	円	円	円	円
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((g)+(o))		(p)					

改 正 前

(135 通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(135 通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書)</p> <p style="text-align: center;">通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書の記載要領等</p> <p>1 この明細書は、通算法人が、その通算法人の各事業年度において生じた欠損金額又は他の通算法人のその各事業年度終了の日に終了する事業年度において生じた欠損金額について法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 7 項の規定を適用して同条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含みます。）の規定により法人税額の還付を請求する場合に作成し、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。</p> <p>また、通算法人が、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下「令和 2 年改正法」といいます。）附則第 35 条第 2 項の規定の適用を受けて欠損金の繰戻しによる還付請求を行う場合には、この明細書のほかに、「令和 2 年改正法附則第 35 条第 2 項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」を作成して「欠損金の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。</p> <p>(注) この明細書を使用する通算法人とは、欠損金額が生じた、又は欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。以下「欠損事業年度」といいます。）において通算法人である法人をいいます。したがって、それ以外の法人が還付を請求する場合には、この明細書は使用しないで、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」のみを使用してください。</p> <p>2 この明細書の各欄は、欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する通算法人及び他の通算法人（その通算法人の欠損事業年度終了の日に事業年度が終了するものに限ります。）について記載します。</p> <p>したがって、その通算法人のその欠損事業年度に係る確定申告書の法定申告期限までにその欠損事業年度終了の日に終了する事業年度に係る確定申告書を提出していない他の通算法人については記載しません。</p> <p>(注) この明細書に記載する「他の通算法人」とは、その通算法人の欠損事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある法人で、その事業年度が同日に終了する法人をいいます。したがって、それ以外の法人については記載しません。</p> <p>なお、租税特別措置法第 66 条の 12 第 1 項の規定の適用を受ける法人の欠損金額については、欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求することはできませんので、法第 66 条第 6 項に規定する大通算法人である通算法人であっては、次に掲げる欠損金額が生じたものについてのみ記載してください。</p> <p>(1) 法第 80 条第 4 項の規定に該当する場合の同項に規定する事業年度において生じた欠損金額</p> <p>(2) 令和 2 年改正法附則第 91 条第 2 項に規定する特定設備廃棄等欠損金額</p> <p>3 この明細書の「繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額（法人税法第 80 条第 7 項）の計算」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「欠損金額（1）」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額）を記載してください。</p> <p>(2) 「通算対象外欠損金額分」の各欄</p> <p>イ 「通算対象外欠損金額（2）」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額と法人税法第 64 条の 6 の規定によりないものとされる金額（申告書別表七の三「通算対象外欠損金額（15）」欄に記載された金額）のうちいずれか少ない金額を記載してください。</p> <p>ロ 「(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額（3）」欄には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（e）」欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>(3) 「通算対象外欠損金額以外の欠損金額分」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>イ 「(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額（6）」欄には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分（k）」欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>ロ 「前 1 年内事業年度の所得金額」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>なお、「前 1 年内事業年度の所得金額（8）」欄から「差引（10）」欄までの各欄は、通算法人のうちその欠損事業年度開始の日前 1 年以内に開始した事業年度（以下「前 1 年内事業年度」といいます。）開始の日以後にその通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった法人（令和 2 年改正法附則第 35 条第 2 項の規定の適用を受けるものを除きます。）のその通算完全支配関係を有することとなった日の前日以前に終了する事業年度については、記載しません。</p> <p>また、記載に当たって欄が不足する場合には、適宜別紙に記載して添付し、この「差引（10）」欄にはその別紙の合計額を記載してください。</p> <p>(イ) 「前 1 年内事業年度の所得金額（8）」欄には、前 1 年内事業年度の申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載した所得金額（その前 1 年内事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載し、欠損金額の場合には 0</p>	<p>(135 通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(135 通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書)</p> <p>と記載してください。</p> <p>なお、令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受ける通算法人については、上記にかかわらず、「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」の対応する法人の「還付所得事業年度の所得金額とされる金額(5)」欄の金額を記載してください。</p> <p>(ロ) 「既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額(9)」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。</p> <p>(i) 前1年内事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合 その通算法人のその前1年内事業年度に係る「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄の金額</p> <p>(ii) 前1年内事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 その通算法人のその前1年内事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄に記載した金額</p> <p>(※) 「繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(14)」欄に記載した金額を、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「欠損金額(1)」欄に記載してください。</p> <p>4 この明細書の「欠損金の繰戻し還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算」の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「通算対象外欠損金額分」の各欄</p> <p>イ 「還付所得事業年度へ繰り戻す金額(b)」欄には、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>なお、記載に当たって欄が不足する場合には、適宜別紙に記載して添付し、この「(b)」欄にはその別紙の合計額を記載してください。</p> <p>ロ 「(d)のうち災害損失の繰戻し還付の基礎とする金額(e)」欄には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分(e)」欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>(2) 「通算対象外欠損金額以外の欠損金額分」の「分子」の「(j)のうち災害損失の繰戻し還付の基礎とする金額(k)」欄には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分(e)」欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>(※) この明細書を添付して欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する通算法人及び他の通算法人は、この明細書の「欠損金の繰戻し還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算」に記載した次に掲げる金額を、それぞれ次に定める別表の欄に記載してください。</p> <p>① 当該通算法人及び当該他の通算法人の「欠損金の繰戻し還付の基礎となった金額とされる金額(p)」欄に記載した金額(当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求のほかに災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額とされる金額(1)」欄に記載した金額との合計額) 当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七(一)の「同上のうち」の「青色欠損金」の「欠損金の繰戻し額(4)」欄</p> <p>② 当該通算法人及び当該他の通算法人の「欠損金の繰戻し還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分(g)」欄に記載した金額(当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求のほかに災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分(e)」欄に記載した金額との合計額) 当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七(二)の「当期分」の「通算対象外欠損金額による繰戻し額(3)」欄</p> <p>③ 当該通算法人及び当該他の通算法人の「欠損金の繰戻し還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分(o)」欄に記載した金額(当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求のほかに災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分(k)」欄に記載した金額との合計額) 当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七(二)の「当期分」の「(3)以外の欠損金による繰戻し額(6)」欄</p>	<p>(135 通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書)</p>

改 正 後

(136 通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書)

通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書

事業年度		法人名	
災害のあった日		令和 年 月 日	
災害の詳細			
繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額(法人税法第80条第8項)の計算			
法人名	通算親法人	計	
災害損失欠損金額	(1)	円	円
通算対象外欠損金額	(2)		
(2)のうち災害損失の繰戻しの対象とされる金額 ((1)と(2)のいずれか少ない金額)	(3)		
通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額((1)-(2))(マイナスの場合は0)	(4)		
前の前2年内事業年度の所得金額	(5)		
既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(6)		
差引((5)-(6))(マイナスの場合は0)	(7)		
前2年内事業年度の所得金額	(8)		
既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)		
差引((8)-(9))(マイナスの場合は0)	(10)		
差引合計額((7)+(10))	(11)		
(3)を超える差引前2年内事業年度の所得合計額 ((11)-(3))(マイナスの場合は0)	(12)		
他の通算法人の(12)の合計額 ((12)の計)-(12))	(13)		
通算対象外欠損金額以外の災害欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((4)の計)×(12)÷((12)+(13))	(14)		円
繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額 ((3)+(14))	(15)		
還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書			
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額	(16)	円	円
事業年度別	(5)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	①	
年度細	(8)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	②	

災害損失の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第13項)とされるため、欠損金の繰越控除及び欠損金の繰戻還付の対象とならない金額の計算			
法人名	通算親法人	計	
発生災害損失欠損金額(1)	(a)	円	円
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(16)	(b)		
(a)と(b)のいずれか少ない金額	(c)		
通算対象外欠損金額(2)	(d)		
災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(d)のいずれか少ない金額)	(e)		
通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額(4)	(f)		
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(b)	(g)		
通算対象外欠損金額を超えない災害損失欠損金額(3)	(h)		
還付所得事業年度に繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分((g)-(h))(マイナスの場合は0)	(i)		
通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額の合計額(4)の計	(j)	円	円
災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分 ((f)×(i)の計)÷(j)の計)	(k)	円	円
災害損失の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((e)+(k))	(l)		

改 正 前

(136 通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書)

(新 設)

改 正 後

(136 通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書)

通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書の記載要領等

- この明細書は、通算法人が、その通算法人の各事業年度若しくは法人税法（以下「法」といいます。）第72条第1項に規定する期間（その期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた法第80条第5項に規定する災害損失欠損金額又は他の通算法人のその各事業年度若しくは中間期間終了の日に終了する事業年度若しくは中間期間において生じた同項に規定する災害損失欠損金額（以下これらをまとめて「災害損失欠損金額」といいます。）について同条第8項の規定を適用して同条第5項において準用する同条第1項の規定により法人税額の還付を請求する場合に作成し、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

また、通算法人が、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第35条第2項の規定の適用を受けて災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、この明細書のほかに、「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」を作成して「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

(注) この明細書を使用する通算法人とは、災害損失欠損金額が生じた、又は災害損失欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度又は中間期間（その通算法人に係る通算親法人の事業年度又は中間期間終了の日に終了するものに限ります。）において通算法人である法人をいいます。したがって、それ以外の法人が還付を請求する場合には、この明細書は使用しないで、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」及び「通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書」を使用してください。
- この明細書の各欄は、災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する通算法人及び他の通算法人（その通算法人の法第80条第8項に規定する欠損事業年度（以下「災害欠損事業年度」といいます。）終了の日に事業年度又は中間期間が終了するものに限ります。）について記載します。

したがって、その通算法人のその災害欠損事業年度に係る確定申告書又は中間申告書の法定申告期限までにその災害欠損事業年度終了の日に終了する事業年度又は中間期間に係る確定申告書又は中間申告書を提出していない他の通算法人については記載しません。

(注) この明細書に記載する「他の通算法人」とは、その通算法人の災害損失欠損金額が生じた、又は災害損失欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度又は中間期間終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある法人で、その事業年度又は中間期間が同日に終了する法人をいいます。したがって、それ以外の法人については記載しません。
- この明細書の「災害のあった法人名」、「災害のあった日」及び「災害の詳細」の各欄は、この明細書を使用して法人税額の還付を請求する通算法人以外の他の通算法人に生じた災害に係る災害損失欠損金額について還付を請求する場合であっても、できる限り記載してください。

なお、「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。

また、災害の呼称がある場合には、その災害の呼称を記載してください。
- この明細書の「繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額（法人税法第80条第8項）の計算」の各欄は、次により記載してください。
 - 「災害損失欠損金額（1）」欄には、災害欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額（申告書別表七（一）の「繰戻しの対象となる災害損失欠損金額（15の③）」欄に記載した金額）を記載してください。
 - 「通算対象外欠損金額分」の「(2)」欄には、災害欠損事業年度において生じた欠損金額と法第64条の6の規定によりないものとされる金額（申告書別表七の三「通算対象外欠損金額（15）」欄に記載された金額）のうちいずれか少ない金額を記載してください。
 - 「通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分」の「前2年内事業年度の所得合計額」の各欄は、次により記載してください。

なお、「前2年内事業年度の所得金額（5）」欄から「差引（7）」欄までの各欄及び「前2年内事業年度の所得金額（8）」欄から「差引（10）」欄までの各欄は、通算法人のうちその災害欠損事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度（以下「前2年内事業年度」といいます。）開始の日以後にその通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった法人（令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受けるものを除きます。）のその通算完全支配関係を有することとなった日の前日以前に終了する事業年度については、記載しません。

また、記載に当たって欄が不足する場合には、適宜別紙に記載して添付し、この「差引合計額（11）」欄には

改 正 前

(136 通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書)

(新 設)

改 正 後

(136 通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書)

その別紙の合計額を記載してください。

イ 「(5)」欄には、前2年内事業年度のうち最も古い事業年度に係る申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額(その前2年内事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載し、欠損金額の場合には0と記載してください。

なお、通算法人が、令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受けて災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、上記にかかわらず、その通算法人及び他の通算法人の上記の最も古い事業年度終了の日に終了する事業年度に係る「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」の対応する法人の「還付所得事業年度の所得金額とされる金額(5)」欄の金額を記載してください。

ロ 「既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額(6)」欄には、上記イの事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。

ハ 「(8)」欄には、前2年内事業年度のうち上記イの事業年度の次に古い事業年度に係る申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額(その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載し、欠損金額の場合には0と記載してください。

なお、令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受ける通算法人については、上記にかかわらず、その通算法人及び他の通算法人の上記の次に古い事業年度終了の日に終了する事業年度に係る「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」の「還付所得事業年度の所得金額とされる金額(5)」欄の金額を記載してください。

ニ 「既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額(9)」欄には、上記ハの事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付所得事業年度(欠損金又は災害損失の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度をいいます。)に係る「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄の金額を記載してください。

(※) 「繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額(15)」欄に記載した金額を、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「災害損失欠損金額(1)」欄に記載してください。

5 この明細書の「還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載してください。

なお、記載に当たって欄が不足する場合には、適宜別紙に記載して添付し、この「(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(16)」欄にはその別紙の合計額を記載してください。

(1) まず、「(15)」欄に記載した金額のうち次に掲げる金額を、それぞれの事業年度の所得金額(その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を限度として、それぞれ次に定める欄に記載してください。

イ 上記4(3)イの事業年度に繰戻しをしようとする金額 「(5)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(16の①)」欄

ロ 上記4(3)ハの事業年度に繰戻しをしようとする金額 「(8)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(16の②)」欄

(※) 「(16の①)」欄に記載した金額又は「(16の②)」欄に記載した金額を、災害損失の繰戻しをしようとする前2年内還付所得事業年度の「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄に記載してください。

(2) 「(16)」欄には、上記(1)により「(16の①)」欄に記載した金額及び「(16の②)」欄に記載した金額の合計額を記載してください。

(※) この明細書を添付して災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する通算法人及び他の通算法人は、この明細書の「災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額(法人税法第80条第13項)とされるため、欠損金の繰越控除及び欠損金の繰戻し還付の対象とならない金額の計算」に記載した次に掲げる金額を、それぞれ次に定める別表の欄に記載してください。

① 当該通算法人及び当該他の通算法人の「災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額とされる金額(1)」欄に記載した金額(当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求のほか欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の「欠損金額の繰戻し還付の基礎となった金額とされる金額(p)」欄に記載した金額との合計額) 当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七(一)

改 正 前

(136 通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書)

改 正 後

(136 通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書)

の「同上のうち」の「青色欠損金」の「欠損金の繰戻し額（４）」欄

② 当該通算法人及び当該他の通算法人の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（e）」欄に記載した金額（当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求のほか欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（g）」欄に記載した金額との合計額） 当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七（二）の「当期分」の「通算対象外欠損金額による繰戻し額（３）」欄

③ 当該通算法人及び当該他の通算法人の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分（k）」欄に記載した金額（当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求のほか欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分（o）」欄に記載した金額との合計額） 当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七（二）の「当期分」の「（３）以外の欠損金による繰戻し額（６）」欄

改 正 前

(136 通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書)

改正後

(137 令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書)

令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書

		事業年度	：	：	法人名		
前2年内事業年度(還付所得連結事業年度)		令 令					
還付所得事業年度の法人税額とされる金額及び所得金額とされる金額(令2法律第8号改正法附則第35条第2項)の計算							
法人名		連結親法人				計	
所得金額の計算	連所得金額	還付所得連結事業年度の連結所得金額	(1)			円	
	結金額	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	(2)				
	差引	差引((1)-(2))	(3)				
	個別金額	還付所得連結事業年度の個別所得金額	(4)	円	円	円	
法人税額の計算	納付	還付所得連結事業年度の所得金額とされる金額((3の計)×(4)/(4の計))	(5)				
	還付	納付の確定した法人税額	(6)				
	所得	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)				
	連結	控除税額	(8)				
	事業	使途秘匿金額に対する税額	(9)				
	年度	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)				
	の	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)				
	法人	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12)				
	税	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた金額	(13)				
	額	差引法人税額((12)-(13))	(14)				
	個人税額の計算	差引	差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額	(15)	円	円	円
		別	(8)に係る個別帰属額	(16)			
		帰	(9)に係る個別帰属額	(17)			
		属	(10)に係る個別帰属額	(18)			
の		(11)に係る個別帰属額	(19)				
額		(12)に係る個別帰属額((15)+(16)-(17)-(18)-(19))	(20)				
うち		負担	(13)に係る個別帰属額	(21)			
			(14)に係る個別帰属額((20)-(21)) (マイナスの場合は0)	(22)			
算		還付所得事業年度の法人税額とされる金額((14の計)×(22)/(22の計))	(23)				

改正前

(137 令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>(137 令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書)</p> <p style="text-align: center;">令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書の記載要領等</p> <p>1 この明細書は、連結納税制度から通算制度に移行した内国法人（旧連結法人）の移行後に生じた欠損金又は災害損失について、その欠損金又は災害損失が生じた法人税法第80条第1項（同条第5項において準用する場合を含みます。）に規定する欠損事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）開始の前2年以内に開始した各事業年度（以下「前2年内事業年度」といいます。）が連結事業年度である場合に、その内国法人が、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第35条第2項の規定によって法人税額及び所得金額があるものとされたいずれかの前2年内事業年度に繰り戻して法人税額の還付を請求するときに作成し、次の場合に応じてそれぞれ次に掲げる書類に添付して提出してください。</p> <p>(1) 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 「欠損金の繰戻しによる還付請求書」</p> <p>(2) 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 「災害損失の繰戻しによる還付請求書」</p> <p>2 この明細書の「前2年内事業年度（還付所得連結事業年度）」欄には、欠損金又は災害損失を繰り戻す前2年内事業年度（連結事業年度に限るものとし、災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求しない場合には、欠損事業年度開始の前1年以内に開始した各事業年度に限ります。以下同じです。）を記載してください。</p> <p>なお、2以上の前2年内事業年度の法人税額について還付を請求する場合には、その前2年内事業年度ごとに、この明細書を作成してください。</p> <p>3 この明細書の「還付所得事業年度の法人税額とされる金額及び所得金額とされる金額（令和2年改正法附則第35条第2項）の計算」の各欄は、その内国法人及びその前2年内事業年度終了の日においてその内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人について、次により記載してください。</p> <p>(1) 「法人名」には、前2年内事業年度終了の日における各連結法人の法人名を記載し、同日における連結法人の法人名（旧法人名）がこの明細書の提出日現在における法人名と異なる場合にはその旧法人名を括弧書で（旧：〇〇）等と記載してください。</p> <p>(2) 「所得金額の計算」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額」の各欄</p> <p>(イ) 「還付所得連結事業年度の連結所得の金額（1）」欄には、その還付所得連結事業年度（連結欠損金の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度をいいます。以下同じです。）の申告書別表一の二の「連結所得金額又は連結欠損金額（1）」欄に記載された連結所得金額（その還付所得連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。</p> <p>(ロ) 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額（2）」欄には、還付連結所得事業年度について、既に災害損失（連結事業年度において生じたものに限ります。）又は連結欠損金の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った災害損失欠損金額又は連結欠損金額を記載してください。</p> <p>ロ 「個別所得金額」の「還付所得連結事業年度の個別所得金額（4）」欄には、その還付所得連結事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額（1）」欄に記載された個別所得金額（その還付所得連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額に基づく「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額（1）」欄に記載されるべき更正後の個別所得金額）を記載し、個別欠損金額の場合には0と記載してください。</p> <p>(※) 「還付所得事業年度の所得金額とされる金額（5）」欄に記載した金額を、次に掲げる場合に応じてそれぞれ次に定める明細書及び請求書の各欄に記載してください。</p> <p>① 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の「前1年内事業年度の所得金額（8）」欄及び「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「還付所得事業年度の所得金額」の「所得金額（3）」欄</p> <p>② 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「前2年内事業年度の所得金額（5）」欄又は「前2年内事業年度の所得金額（8）」欄及び「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「還付所得事業年度の所得金額」の「所得金額（3）」欄</p>	<p>(137 令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前						
<p>(137 令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書)</p> <p>(注) この明細書を作成する内国法人が欠損事業年度において通算法人でない場合又はこの明細書を作成する通算法人の欠損事業年度終了の日がその通算法人に係る通算親法人の事業年度又は法第72条第1項に規定する期間(その期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限ります。)終了の日でない場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」及び「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の提出は不要です。</p> <p>(3) 「法人税額の計算」の各欄</p> <p>イ 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>(イ) 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>(ロ) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>(ハ) 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>(ニ) 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、令和2年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。)第68条の67第1項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>(ホ) 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、令和2年旧措置法第3章第18節の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>(ヘ) 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>(ト) 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>ロ 「差引法人税額に係る個別帰属額のうち負担額」の各欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p>(イ) 「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額(15)」欄には、その前2年内事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額(12)」欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>(ロ) 「(8)に係る個別帰属額(16)」欄には、その前2年内事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「所得税の額の個別帰属額(33)」欄に記載した金額と「外国税額の個別帰属額(34)」欄に記載した金額との合計額を記載してください。</p> <p>(ハ) 「(9)に係る個別帰属額(17)」欄には、その前2年内事業年度の「各連結法人税の個別帰属額の届出書」の「連結法人税個別帰属額計(10)」欄の外書に記載した金額を記載してください。</p> <p>(ニ) 「(10)に係る個別帰属額(18)」欄には、その前2年内事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「同上に対する税額(7)」欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>(ホ) 「(11)に係る個別帰属額(19)」欄には、その前2年内事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額(5)」欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>(ヘ) 「(13)に係る個別帰属額(21)」欄には、その前2年内事業年度後の連結事業年度において生じた連結欠損金又は災害損失連結欠損金について既に繰り戻して法人税額の還付を受けている場合に、次の(算式)により計算した金額を記載してください。</p> <p>(算式)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">×</td> <td style="width: 70%; border-bottom: 1px solid black;"> 欠損連結事業年度又は災害欠損連結事業年度の申告書別表七の二付表一の「連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額(24)」欄に記載した金額 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">「(13)」欄に記載した金額</td> <td></td> <td> 欠損連結事業年度又は災害欠損連結事業年度の申告書別表七の二付表一の「各連結法人の連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の合計額(26)」欄に記載した金額 </td> </tr> </table>		×	欠損連結事業年度又は災害欠損連結事業年度の申告書別表七の二付表一の「連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額(24)」欄に記載した金額	「(13)」欄に記載した金額		欠損連結事業年度又は災害欠損連結事業年度の申告書別表七の二付表一の「各連結法人の連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の合計額(26)」欄に記載した金額	<p>(137 令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書)</p>
	×	欠損連結事業年度又は災害欠損連結事業年度の申告書別表七の二付表一の「連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額(24)」欄に記載した金額					
「(13)」欄に記載した金額		欠損連結事業年度又は災害欠損連結事業年度の申告書別表七の二付表一の「各連結法人の連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の合計額(26)」欄に記載した金額					

改 正 後	改 正 前
<p>(137 令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書)</p> <p>(※) 「還付所得事業年度の法人税額とされる金額(23)」欄に記載した金額を、次に掲げる場合に応じてそれぞれ次に定める請求書の各欄に記載してください。</p> <p>① 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「還付所得事業年度の所得金額」の「法人税額(12)」欄</p> <p>② 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「還付所得事業年度の所得金額」の「法人税額(12)」欄</p>	<p>(137 令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書)</p>

改正後

(138 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))

災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)

Form for disaster loss carryback refund request (Foreign Corporation). Includes fields for tax office name, address, dates, disaster details, and a detailed table for tax amounts and carryback calculations.

(規格 A 4)

04.06 改正

改正前

(132 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))

災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)

Form for disaster loss carryback refund request (Foreign Corporation) - previous version. Similar to the current version but with a different table structure for tax amounts and carryback calculations.

(規格 A 4)

03.06 改正

改 正 後	改 正 前
(138 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))	(132 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))
災害損失の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載要領等	災害損失の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載の仕方
<p>1 この還付請求書は、外国法人が法人税法（以下「法」といいます。）第144条の13（災害損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する法第144条の4第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前1年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。</p> <p>なお、この<u>還付請求書</u>には「災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用)(付表)」を添付して提出してください。</p> <p>2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、外国法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を<u>請求する</u>場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。</p> <p><u>なお、この災害欠損事業年度の確定申告書等はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの還付請求書を提出してください。</u></p> <p><u>また、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を請求する場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別業にしてください。</u></p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「災害欠損事業年度」には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。</p> <p>また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。</p> <p>(3) 「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。</p> <p><u>なお、災害の呼称がある場合は、その災害の呼称を記載してください。</u></p> <p>(4) 「請求金額」の各欄</p> <p>イ 「法第144条の13第1項第1号」欄には、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る災害損失欠損金額をその災害欠損事業年度開始の日前1年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>ロ 「法第144条の13第1項第2号又は第2項」欄には、法人税法第141条第1号ロ又は同条第2号に掲げる国内源泉所得に係る災害損失欠損金額をその災害欠損事業年度開始の日前1年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>(5) 「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用)(付表)」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>(注) 「(1)」欄の金額は、この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「(2)」欄に記載した金額を控除した金額となります。<u>なお、「(2)」欄の金額は、この還付請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額(5)」欄の金額が限度となりますからご注意ください。</u></p> <p>(6) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額）を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。</p> <p>ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「(2)」欄の金額又は「欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄の金額を記載してくださ</p>	<p>1 この還付請求書は、外国法人が法人税法第144条の13（災害損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第144条の4第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前1年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。</p> <p>なお、この<u>請求書</u>には「災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用)(付表)」を添付して提出してください。</p> <p>2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、外国法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を<u>受けようとする</u>場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。</p> <p><u>なお、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別業にしてください。</u></p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「災害欠損事業年度」には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。</p> <p>また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。</p> <p>(追 加)</p> <p>(3) 「請求金額」の各欄</p> <p>イ 「法第144条の13第1項第1号」欄には、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る災害損失欠損金額をその災害欠損事業年度開始の日前1年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>ロ 「法第144条の13第1項第2号又は第2項」欄には、法人税法第141条第1号ロ又は同条第2号に掲げる国内源泉所得に係る災害損失欠損金額をその災害欠損事業年度開始の日前1年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>(4) 「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用)(付表)」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引所得金額(5)」欄の金額を限度として記載してください。</p> <p>(注) この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度の所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、<u>その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額</u>となります。</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額）を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。</p> <p>ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、<u>その繰戻しを行った災害損失欠損金額又は欠損金額</u>を記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(138 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p>い。</p> <p>(7) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額等」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「所得税額控除(7)」欄及び「外国税額控除(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ハ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ニ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2《土地の譲渡等がある場合の特別税率》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(8) 「還付金額(15)」欄には、$(14) \times \frac{(2)}{(5)}$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(9) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。</p> <p>(注) 各事業年度において還付を請求する場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(10) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(11) 「税理士署名」欄は、この還付請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p>	<p>(132 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p>(6) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額等」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「所得税額控除(7)」欄及び「外国税額控除(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ハ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ニ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2《土地の譲渡等がある場合の特別税率》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(7) 「還付金額(15)」欄には、$(14) \times \frac{(2)}{(5)}$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(8) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。</p> <p>(注) 各事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(9) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p>
<p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 地方法人税の額の還付</p> <p>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3(令和元年9月30日以前に開始した還付所得事業年度については100分の4.4)を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(地方法人税法第23条第1項)。</p>	<p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 地方法人税の額の還付</p> <p>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4(令和元年10月1日以後に開始する還付所得事業年度については100分の10.3)を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(地方法人税法第23条第1項)。</p>

改 正 後

(139 災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人))

災害損失欠損金額に関する明細書 (外国法人用)		事業 年 度	: : : :	法人名	
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書					
		法第144条の13第1項第1号		法第144条の13第1項第2号又は第2項	
災 害 損 失 欠 損 金 額	(1)	円		円	
(1)のうち前2年以内に開始した 還付所得事業年度に繰り戻す金額		(2)			
(2) の内 訳	繰り戻す還付所得事業年度		繰り戻す災害損失欠損金額		繰り戻す災害損失欠損金額
			(3)		(3)
	平/令 平/令	円	円	
	①				
平/令 平/令				

(規格A4)

04.06改正

改 正 前

(133 災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人))

災害損失欠損金額に関する明細書 (外国法人用)		事業 年 度	: : : :	法人名		付 表
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書						
		法第144条の13第1項第1号		法第144条の13第1項第2号又は第2項		
災 害 損 失 欠 損 金 額 (別表七(一)「15の③」欄)	(1)	円		円		
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額		(2)				
(2) の内 訳	繰り戻す還付所得事業年度		繰り戻す災害損失欠損金額		繰り戻す災害損失欠損金額	
			(3)		(3)	
	平/令 平/令	円	円		
	①					
平/令 平/令					

(規格A4)

01.07改正

改 正 後

(139 災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人))

災害損失欠損金額に関する明細書（外国法人用）の記載要領等

- 1 この明細書は、外国法人が法人税法（以下「法」といいます。）第144条の13（災害損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する法第144条の4第1項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。）において生じた法第80条第5項に規定する災害損失欠損金額（以下「災害損失欠損金額」といいます。）を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前1年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
- 2 「災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「災害損失欠損金額(1)」欄には、申告書別表七(一)の「繰戻しの対象となる災害損失欠損金額15の③(平成29年4月1日前終了事業年度分については、繰越控除の対象となる損失の額)」欄の金額を記載してください。
 - (2) 「(1)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄のうち当該災害欠損事業年度開始の日前2年以内に開始した還付所得事業年度（以下「前2年内還付所得事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年内還付所得事業年度の所得金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）の合計額を限度として記載してください。
 (注) 前2年内還付所得事業年度について、既に法第144条の13の規定の適用を受けている場合、この「(2)」欄の金額は、前2年内還付所得事業年度の所得金額の合計額からこの規定の適用を受けた部分の所得の金額を控除した金額を限度として記載することとなります。
 - (3) 「繰り戻す災害損失欠損金額(3)」欄には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年内還付所得事業年度の各還付所得事業年度に災害損失の繰戻しをしようとする災害損失欠損金額をそれぞれ記載してください。

改 正 前

(133 災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人))

災害損失欠損金額に関する明細書（外国法人用）の記載の仕方

- 1 この明細書は、外国法人が法人税法第144条の13（災害損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する回法第144条の4第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前1年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
- 2 「災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「災害損失欠損金額(1)」欄には、別表七(一)の「繰戻しの対象となる災害損失欠損金額15の③(平成29年4月1日前終了事業年度分については、繰越控除の対象となる損失の額)」欄の金額を記載してください。
 - (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰り戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄のうち当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得事業年度（以下「前2年以内還付所得事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額を限度として記載してください。
 (注) 前2年以内還付所得事業年度の所得について、当該事業年度前に既に法人税法第144条の13（欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けている場合、この「(2)」欄の金額は、前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額からこの規定の適用を受けた部分の所得の金額を控除した金額を限度として記載することとなります。
 - (3) 「繰り戻す災害損失欠損金額(3)」欄には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得事業年度の各還付所得事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする災害損失欠損金額をそれぞれ記載してください。

改 正 後

(144 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

令和 年 月 日 税務署長殿		収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書		※整理番号		
		納 税 地	〒 電話() -			
		(フリガナ)				
		法 人 名 等				
		法 人 番 号				
		(フリガナ)				
代 表 者 氏 名						
代 表 者 住 所		〒				
事 業 種 目		業				
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	電話 () -		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名				整 理 簿	
代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課		
事 業 種 目	業					
租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第64条の2第1項の規定による収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記						
措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようと す る ・ し な い						
(設定期間の延長を必要とする理由)						
措置法第64条の2第1項に規定する収用等のあった年月日		措置法第64条の2第1項に規定する補償金、対価又は清算金の額		措置法第64条の2第4項第1号に規定する特別勘定の金額		
年 月 日		円		円		
取 代 替 資 産 の 予 定 内 容	種 類					
	構 造					
	規 模					
代 替 資 産 の 取 得 予 定 年 月 日		
(収用等に係る事業の施行の状況)		(事業の完了見込年月日 . . .)				
(生態影響調査の実施の状況)		(調査の完了予定年月日 . . .)				
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認	

04.03 改正

(規格A4)

改 正 前

(138 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

(同 左)

改 正 後	改 正 前
<p>(144 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">収用等に伴い特別勘定を設けた場合における 特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 39 条第 23 項第 1 号イ若しくはロ若しくは第 2 号の規定又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の措置法施行令（以下「令和 2 年旧措置法施行令」といいます。）第 39 条の 99 第 9 項第 1 号イ若しくはロ若しくは第 2 号の規定により収用等に伴い特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより 4 年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この申請書は、収用等があった日後 4 年を経過する日から 2 月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) ～ (6) (省 略)</p> <p>(7) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第 39 条第 23 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法施行令第 39 条の 99 第 9 項第 2 号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(138 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">収用等に伴い特別勘定を設けた場合における 特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 39 条第 19 項第 1 号イ若しくはロ若しくは第 2 号の規定又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の措置法施行令（以下「令和 2 年旧措置法施行令」といいます。）第 39 条の 99 第 5 項第 1 号イ若しくはロ若しくは第 2 号の規定により収用等に伴い特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより 4 年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この申請書は、収用等があった日後 4 年を経過する日から 2 月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) ～ (6) (同 左)</p> <p>(7) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第 39 条第 19 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法施行令第 39 条の 99 第 5 項第 2 号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(145 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(145 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条の 2 第 1 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 85 第 1 項に規定する先行取得土地等（以下「先行取得土地等」といいます。）に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後 10 年以内に、その法人が有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（その譲渡の日以後に行われるものに限ります。以下「適格分割等」といいます。）によってその先行取得土地等をその適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときにおいて、措置法第 66 条の 2 第 7 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 85 第 7 項の規定の適用を受けようとする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「租税特別措置法第 66 条の 2 第 9 項の規定」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 85 第 9 項の規定」と読み替えてください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄には、適格分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「譲渡した他の土地等」の各欄には、措置法第 66 条の 2 第 7 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 85 第 7 項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、措置法第 66 条の 2 第 7 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 85 第 7 項の規定により損金の額に算入される金額（帳簿価額を減額した金額）及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p style="padding-left: 2em;">法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(151 投資簿価修正における簿価純資産価額の特例計算に関する経過措置を適用する旨の届出書)</p> <p style="text-align: center;">「投資簿価修正における簿価純資産価額の特例計算に関する経過措置を適用する旨の届出書」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第137号）（以下「令和4年改正令」といいます。）附則第6条第3項（有価証券の一単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合に使用してください。</p> <p>1 提出期限等 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）（以下「令和2年改正法」といいます。）附則第29条第1項の規定により法人税法第64条の9第1項の規定による承認があったものとみなされた内国法人（令和2年改正法による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法」といいます。）第2条第12号の6の7に規定する連結親法人であったものに限ります。以下「経過連結親法人」といいます。）が、令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>(1) 「経過適格合併の日」欄には、この届出に係る経過適格合併（経過連結親法人の令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日以前に行われた適格合併のうち、次の合併をいいます。以下同じです。）の日を記載してください。</p> <p>イ 経過対象子法人（その適格合併の日の前日においてその経過連結親法人との間に令和2年旧法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係（以下「連結完全支配関係」といいます。以下同じです。）があった法人をいいます。）を被合併法人及び合併法人とする合併</p> <p>ロ 経過対象子法人のみを被合併法人とする合併で法人を設立するもの</p> <p>(2) 「被合併法人」欄には、この届出の対象とする経過適格合併に係る被合併法人について記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(3) 「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(4) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(151 投資簿価修正における簿価純資産価額の特例計算に関する経過措置を適用する旨の届出書)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後

(152 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却等の償却限度額の計算に関する付表

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表
令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(特別償却又は割増償却の名称)	1	()	()
該 当 条 項		() 措置法・震災特例法 () 措置法・震災特例法	() 条(の) 第()項()号() () 条(の) 第()項()号()
事 業 の 種 類	2		
(機械・装置の耐用年数表等の番号) 資 産 の 種 類	3	()	()
構造、用途、設備の種類又は区分	4		
細 目	5		
取 得 等 年 月 日	6	・	・
事業の用に供した年月日 又は 支 出 年 月 日	7	・	・
取 得 価 額 又 は 支 出 金 額	8		円
対象となる取得価額又は支出金額	9		円
普 通 償 却 限 度 額	10		円
特別償却率又は割増償却率	11	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$
特別償却限度額又は割増償却限度額 (9-10)、(9×11)又は(10×11)	12		円
償 却 ・ 準 備 金 方 式 の 区 分	13	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金
適	14		円
用	15		
要	16	・	・ ()
件	16	・	・ ()
等	17		

中 小 企 業 者 又 は 中 小 連 結 法 人 の 判 定

発 行 済 株 式 又 は 出 資 の 総 数 又 は 総 額	18		大 規 模 法 人	株 式 数 又 は 出 資 金 の 額
(18)のうちその有する自己の株式 又は出資の総数又は総額	19		1	26
差 引(18)-(19)	20			27
常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数	21	人		28
大 規 模 法 人 の 保 有 割 合 第1順位の株式数又は 出資金の額 (26)	22			29
保 有 割 合 $\frac{(22)}{(20)}$	23	%		30
大 規 模 法 人 の 保 有 す る 株 式 数 等 の 計 (32)	24			31
保 有 割 合 $\frac{(24)}{(20)}$	25	%	計 (26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)	32

改 正 前

(152 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表)

(新 設)

改 正 後

(152 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表の記載の仕方

- 1 この付表は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3又は令和2年改正法（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）をいいます。以下同じです。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年改正前措置法」といいます。）第68条の41の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産の特別償却限度額又は割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 3 「該当条項1」は、対象資産が措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定のうちいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、中段の措置法又は震災特例法のいずれかを○で囲むとともに、下段の（ ）内に該当条項号等を記載します。
 なお、税制改正前の措置法又は震災特例法の規定を受ける場合には、中段の（ ）内に該当改正年を末尾に旧を付した上で記載します（例：令4旧）。
 ただし、連結法人が令和2年改正前措置法又は令和2年改正法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下「令和2年改正前震災特例法」といいます。）の規定の適用を受ける場合にあつては、中段の（ ）内に「令2改正前」と記載します。
 おつて、連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）第12条の規定による改正前の令和2年改正前措置法の規定の適用を受ける場合には、中段の（ ）内に「令4旧令2改正前」と記載します。
 また、その適用を受ける措置法又は震災特例法の特別償却又は割増償却の名称を上段の（ ）内に記載します。
- 4 「事業の種類2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業（対象資産が繰延資産である場合にあつては、その支出する費用の対象事業）の種類を記載します。
- 5 「資産の種類3」には、減価償却資産にあつては法人税

- 法施行令第13条の規定に基づき対象資産の種類（建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産並びに生物）を、繰延資産にあつては繰延資産と記載します。
- また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二の該当の番号を記載します。
- ただし、その機械及び装置について措置法第43条の3第1項、震災特例法第18条の2第1項、令和2年改正前措置法第68条の18第1項又は令和2年改正前震災特例法第26条の2第1項の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3又は令和2年改正前措置法第68条の41の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。6において「被災代替資産等の特別償却の規定の適用を受ける場合」といいます。）には、（ ）内に昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表10（以下「耐用年数通達付表10」といいます。）の該当の番号を記載します。
- 6 「構造、用途、設備の種類又は区分4」には、その対象資産が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次の事項を記載します。
- (1) 耐用年数省令別表第一に掲げる資産…その資産について同表に定める構造又は用途
 - (2) 耐用年数省令別表第二に掲げる資産…その資産について同表に定める設備の種類（被災代替資産等の特別償却の規定の適用を受ける場合には、その資産について耐用年数通達付表10に定める設備の種類）
 - (3) 耐用年数省令別表第三及び別表第四に掲げる資産…その資産についてこれらの表に定める種類
 - (4) 耐用年数省令別表第五及び別表第六に掲げる資産…その資産について公害防止用減価償却資産及び開発研究用減価償却資産の別
 - (5) その他の資産…その資産について区分がある場合には、その区分
- 7 「細目5」には、その対象資産について耐用年数省令別表に細目が定められている場合に、その細目を記載します。
- 8 「取得価額又は支出金額8」には、その減価償却資産の取得価額又は繰延資産の支出金額を記載します。
- ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49

改 正 前

(152 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(152 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p>条までの規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額(積立限度超過額を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載します。なお、適用を受けようとする制度によっては、取得価額要件を満たすものである必要があります。</p> <p>9 「対象となる取得価額又は支出金額9」には、次のいずれの場合に該当するかに応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) (2)から(4)までの場合以外の場合…「8」に記載した金額</p> <p>(2) 基準取得価額が定められている場合…基準取得価額</p> <p>(3) 対象となる取得価額又は支出金額の合計額に上限額が定められている場合で、その上限額を超えるとき…「8」×取得価額又は支出金額の合計額の上限額／「資産の取得価額等の合計額14」</p> <p>(4) 建物、建物附属設備その他の減価償却資産について特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合で、対象資産とならない部分があるとき…その取得価額のうち対象資産となる部分に対応する取得価額</p> <p>10 「普通償却限度額10」には、即時償却又は割増償却の適用を受ける場合にその対象資産につき「9」に係る普通償却限度額を記載します。</p> <p>11 「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄には、適用を受けようとする措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定に定められた特別償却率又は割増償却率に対応する数値を記載します。</p> <p>即時償却の適用を受ける場合には、記載を要しません。</p> <p>12 「特別償却限度額又は割増償却限度額12」には、即時償却の適用を受ける場合には「(9)－(10)」の算式によって求めた金額を、特別償却の適用を受ける場合には「(9)×(11)」の算式によって求めた金額を、割増償却の適用を受ける場合には「(10)×(11)」の算式によって求めた金額を記載します。</p> <p>13 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却若しくは割増償却を行うか、又は特別償却若しくは割増償却に代えて特別償却限度額若しくは割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>14 「資産の取得価額等の合計額14」には、当期における対象資産の取得価額若しくは支出金額の合計額が一定額以上である必要があるもの又は対象資産の取得価額若しくは支出金額の合計額が一定額以上である場合にその一部のみが対象となるものについて、対象資産ごとの取得価額の合計額を記載します。</p> <p>15 「区域の名称等15」には、「1」に記載した適用条項等に応じ、対象資産を事業の用に供した区域の名称、対象資産の設備の区分等を記載します。</p> <p>16 「認定等年月日16」には、「1」に記載した適用条項等に応じ、認定年月日、指定年月日、確認年月日等を記載し、()内に認定、指定、確認等の区分を記載します。</p> <p>この欄の記載に当たっては、上欄から順に使用し、3以上の日付の記載が必要となるため、書ききれない場合には、「その他参考となる事項17」に記載してください。</p> <p>17 「その他参考となる事項17」には、適用を受けようとする措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定に定められた適用要件を満たす旨等参考となる事項を記載します。</p> <p>18 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その特別償却又は割増償却の適用を受ける法人又は連結法人(以下「判定法人」といいます。)が中小企業者(措置法第42条の4第19項第7号又は令和2年改正前措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者をいいます。以下同じです。)又は中小連結法人(令和2年改正前措置法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人をいいます。以下同じです。)であることを要する等の場合に、その対象資産の取得等をした日及びその対象資産を事業の用に供した日の現況により判定法人の発行済株式等の状況(その判定法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況)を記載するほか、次によります。</p> <p>(1) 「保有割合23」が50%以上となる場合又は「保有割合25」が3分の2(66.666…%)以上となる場合(その判定法人が通算法人である場合にあっては、他の通算法人(注)のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当するときを含みます。)には、中小企業者以外の法人又は中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。</p> <p>イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人</p> <p>ロ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人である場合</p> <p>ハ 「保有割合23」が50%以上又は「保有割合25」が3分の2(66.666…%)以上となる法人</p> <p>(注) その判定法人が対象資産の取得等をした日(対象資産を事業の用に供した日の現況により判定する場合には、同日)及びその判定法人の適用事業年度終了の日のいずれにおいてもその判定法人との間に通算完全支配関係がある法人に限ります。</p> <p>(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細26～31」の各欄は、その判定法人の株主等のうち大規模法人(注)に</p>	<p>(152 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(152 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p>ついて、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</p> <p>(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。</p> <p>イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人</p> <p>ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人</p> <p>ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人</p> <p>(イ) 大法人(次に掲げる法人をいいます。以下同じです。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</p> <p>B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人</p> <p>C 受託法人</p> <p>(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人((イ)の法人を除きます。)</p> <p>(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。</p> <p>(4) 中小企業者又は中小連結法人に該当する法人が適用除外事業者(その事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度又は各連結事業年度(以下「基準年度」といいます。)の所得金額(別表一の「1」等の金額がマイナスの場合は0)又は連結所得金額(別表一の二の「1」の金額がマイナスの場合は0)の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(年平均額)が15億円を超える</p> <p>法人又は連結親法人及びその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人をいいます。以下同じです。)に該当する場合には、適用できない制度等がありますので、注意してください。</p> <p>なお、中小企業者については、設立後3年を経過していない法人は、適用除外事業者には該当しません。</p> <p>また、基準年度において欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合、基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合、基準年度において連結法人に該当していたことがある場合、基準年度において公益法人等若しくは人格のない社団等が収益事業を行っていた場合など租税特別措置法施行令(以下「措置法令」といいます。)第27条の4第26項各号又は法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第3条の規定による改正前の措置法令(以下「令和2年改正前措置法令」といいます。)第27条の4第22項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。</p> <p>中小連結法人についても、基準年度において連結欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合や基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合など令和2年改正前措置法令第39条の39第21項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。</p> <p>(5) 中小企業者に該当する法人が通算法人である場合には、他の通算法人(注)のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当するときについても、(4)の適用できない制度等について、一定の場合を除き、適用できないこととなりますので、注意してください。</p> <p>(注) その中小企業者に該当する法人の適用事業年度終了の日においてその法人との間に通算完全支配関係があるものに限りです。</p>	<p>(152 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表)</p>

改正後

(153 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書)

(廃止)

改正前

(153 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官

㊞

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書

から令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する

国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請に

ついては、その全部
下記 の国税関係帳簿について、これを承認しましたので通知します。
記

(承認対象の国税関係帳簿)

改正後

(154 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認通知書)

(廃止)

改正前

(154 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官

㊟

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認通知書

から令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する国税
関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、
その全部
下記
の国税関係書類について、これを承認しましたので通知します。

記

(承認対象の国税関係書類)

改正後

(155 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認通知書)

(廃止)

改正前

(155 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官

㊞

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認通知書

から令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する国税
関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、
その全部
下記 の国税関係書類について、これを承認しましたので通知します。

記

(承認対象の国税関係書類)

改正後

改正前

(156 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書)

(156 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

(同 左)

納 税 地 等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書

から令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、その全部 下 記 の国税関係帳簿書類について、これを承認しましたので通知します。

記

(承認対象の国税関係帳簿書類)

改 正 後

(156 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書)

(廃 止)

改 正 前

(156 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書)

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書
 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認通知書
 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認通知書
 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書

1 使用目的

この通知書は、電子帳簿保存法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の承認をする場合に使用する。
 なお、通知書は、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。
 (注) 1 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を承認する場合(例えば、一部の帳簿について法第4条第1項の承認を、また、他の帳簿について法第5条第1項の承認をする場合)には、別葉とする。
 2 一部承認の通知書を作成する場合には、併せて、一部却下の通知書を作成することに留意する。

2 記載要領

項 目	内 容
から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
平成・令和 年 月 日付	この承認に係る申請書が提出された年月日を記載する。
第 条 第 項	申請書の本文に記載された承認の適用条項(法第4条1項、同条第2項、同条第3項、第5条第1項、同条第2項又は同条第3項)を記載する。
そ の 全 部 下 記	承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。
(承認対象の国 税関係帳簿又は 国税関係書類)	申請の一部を承認する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 (注) 申請の全部を承認する場合には、「記」及び「(承認対象の国税関係帳簿又は国税関係書類)」を抹消する。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改正後

(157 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の却下通知書)

(廃止)

改正前

(157 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の却下通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官



国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書

から令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する
 国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請について
 その全部
 は、下記 1 の国税関係帳簿について、下記 2 の理由により（同法第9条において
 準用する）同法第6条第3項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知しま
 す。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(158 国税関係書類の電磁的記録等による保存の却下通知書)

(廃止)

(158 国税関係書類の電磁的記録等による保存の却下通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官

㊟

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書

から令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する

国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請について

は、その全部
下記 1 の国税関係書類について、下記 2 の理由により（同法第 9 条において準

用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知します。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(159 国税関係書類の電磁記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書)

(廃止)

(159 国税関係書類の電磁記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官

㊟

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書

から令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する

国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請について

は、その全部
下記 1 の国税関係書類について、下記 2 の理由により（同法第 9 条において準
用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知します。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後	改 正 前
<p>(159 国税関係書類の電磁記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(159 国税関係書類の電磁記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税 務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国 税 局 長 対 して 再 調 査 の 請 求 又 は 国 税 不 服 審 判 所 長 （ 提 出 先 は 、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

改 正 後

(159 国税関係書類の電磁記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書)

改 正 前

(159 国税関係書類の電磁記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書)

- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正後

(160 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)
(廃止)

改正前

(160 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書

から令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する

国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請について

は、その全部
下記 1 の国税関係帳簿書類について、下記 2 の理由により（同法第 9 条において
準用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知しま
す。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(160 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

(廃 止)

改 正 前

(160 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないもの
を除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、
当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税
不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該
審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起するこ
とができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の
翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該
当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係
る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、そ
の他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正後	改正前
<p>(160 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)</p>	<p>(160 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ul style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(160 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

(廃 止)

改 正 前

(160 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書
国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書
国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書
国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書

1 使用目的

この通知書は、電子帳簿保存法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の却下をする場合に使用する。
なお、通知書は教示文とともに、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

(注)1 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を却下する場合(例えば、一部の帳簿について電帳法第4条第1項の承認申請の却下を、また、他の帳簿について電帳法第5条第1項の承認申請の却下をする場合)には、別葉とする。

2 一部却下の通知書を作成する場合には、併せて、一部承認の通知書を作成することに留意する。

2 記載要領

項 目	内 容
から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
令和年月日付	この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。
第 条第 項	申請書の本文に記載された承認の適用条項(法第4条1項、同条第2項、同条第3項、第5条第1項、同条第2項又は同条第3項)を記載する。
(同法第9条において準用する)	申請書の本文に記載された承認の適用条項が電帳法第4条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には抹消し、同法第5条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には、「()及び()」を抹消する。
その全部 下 記 1	承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。
第6条第3項 第 号	却下の理由に応じて、電帳法第6条第3項の該当号を記載する。
却 下 の 対 象	申請の一部を却下する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を、申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 (注)申請の全部を却下する場合には、「1 却下の対象」を抹消する。
却 下 の 理 由	却下の理由を記載する。 この場合、却下対象の国税関係帳簿書類について、 ① 法第6条第3項第1号該当の場合には、同号に規定された各事実 ② " 第2号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が同法第4条第1項、第2項又は第3項に規定する財務省令第3条第1項から第6項に定めるところに従って行われないと認められる相当な理由 があることを、却下対象の国税関係帳簿書類に応じて(複数の国税関係帳簿書類を却下対象とする場合で、却下の事由が同じであるときは、取りまとめて)、具体的に記載することに留意する。 (注)この箇所を書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を抹消する。
教 示 文	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「...3月以内に 税務署長に対して...」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「... (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) ...」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「...3月以内に 国税局長に対して...」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「... (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) ...」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改正後

改正前

(161 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

(161 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

第 号
令和 年 月 日

(新 設)

納 税 地 等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書

から令和 年 月 日付でされた所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、その全部の国税関係帳簿書類について、下記2の理由により（同法第9条において下記1準用する）同法第6条第3項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知します。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(161 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にさ
れていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の
処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達
があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすること
ができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があ
るときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴
訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は
当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次
のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することがで
きます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該
更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消し
を求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要
があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(161 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

(新 設)

改 正 後

(161 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされて
いないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の
処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達
があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすること
ができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があ
るときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴
訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は
当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次
のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することが
できます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該
更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消し
を求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要
があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(161 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

改正後

(161 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書)

(廃止)

改正前

(161 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官

㊟

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記
1の国税関係帳簿に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8
条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係帳簿	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

改正前

(162 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書)

(162 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書)

第 号
令和 年 月 日

(新 設)

納 税 地 等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記1の国税関係帳簿に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係帳簿	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

(162 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書)

(廃止)

改正前

(162 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官



国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記1の国税関係書類に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 _____ の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

改正前

(163 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書)

(163 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書)

第 号
令和 年 月 日

(新 設)

納 税 地 等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書

所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記1の国税関係書類に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(163 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書)

(廃止)

(163 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官

㊟

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づき下記1の国税関係書類に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

(164 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

(廃止)

改正前

(164 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官

㊞

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記1の国税関係帳簿書類に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係帳簿書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正後	改正前
<p>(164 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書) (廃止)</p>	<p>(164 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正後

(164 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

改正前

(164 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(164 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)
(廃 止)

改 正 前

(164 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書
 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書
 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書
 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書

1 使用目的

この通知書は、電子帳簿保存法第8条第1項又は第9条において準用する第8条第1項の規定により、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の全部又は一部の取消しをする場合に使用する。

なお、通知書は教示文とともに、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

(注) 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る取消しを行う場合には、別葉とする。

2 記載要領

項 目	内 容
第8条第1項第 号	取消しの理由に応じて電帳法第8条第1項の該当号を記載する。
(同法第9条において準用する)	承認の適用条項が電帳法第4条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には抹消し、同法第5条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には、「()及び()」を抹消する。
取 消 し の 対 象	取消しの対象とする国税関係帳簿書類の承認時の申請書又は承認通知書に基づいて、その名称等、承認の適用条項及び承認年月日(みなし承認の場合にはみなし承認年月日)を記載する。
取 消 し の 理 由	取消の理由を記載する。 この場合、取消対象の国税関係帳簿書類について、 ① 法第8条第1項第1号該当の場合は、電磁的記録の備付け又は保存が行われていない事実 ② " 第2号該当の場合は、電磁的記録の備付け又は保存が同法第4条第1項、第2項又は第3項に規定する財務省令第3条第1項から第6項に定めるところに従って行われていない事実 があることを、取消対象の国税関係帳簿書類に応じて(複数の国税関係帳簿書類を取消しの対象となる場合で、取消しの事由が同じであるときは、取りまとめて)、具体的に記載することに留意する。 (注) この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を抹消する。
教 示 文	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

(164 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書)

(164 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書)

第 号
令和 年 月 日

(新 設)

納 税 地 等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書

所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記1の国税関係書類に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

(165 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書

所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記1の国税関係帳簿書類に係る承認については、下記2の理由により（同法第9条において準用する）同法第8条第1項第 号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の国税関係帳簿書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日
	同法第 条第 項	平成・令和 年 月 日

2 取消しの理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正前

(165 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

(新設)

改 正 後

(165 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にさ
れていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の
処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達
があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすること
ができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があ
るときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴
訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は
当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次
のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することがで
きます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該
更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消し
を求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要
があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(165 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

(新 設)

改 正 後

(165 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされて
いないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の
処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達
があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすること
ができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があ
るときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴
訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は
当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次
のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することが
できます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該
更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消し
を求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要
があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(165 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書)

(新 設)

改 正 後

(166 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 4 号）による改正前の法人税法第 53 条第 5 項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第 57 条の 5 第 13 項及び同法第 57 条の 6 第 9 項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また、法人税法（以下「法」といいます。）第 31 条第 3 項、第 32 条第 3 項及び第 52 条第 7 項並びに法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 133 条の 2 第 3 項及び第 139 条の 4 第 8 項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除きます。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法 3 1 ③	2 1 の 2	(削 除)	(削 除)
3 2 ③	2 1 の 3	6 8 の 4 6 ⑦(注 3)	2 2 の 4 8 (注 4)
4 2 ⑦	2 4 の 3	5 7 の 4 ⑩	2 1 の 1 1 ②
4 4 ⑤	2 4 の 6	6 8 の 5 4 ⑨(注 3)	2 2 の 5 5 ②(注 4)
4 5 ⑦	2 4 の 7	5 7 の 5 ⑬	2 1 の 1 2 ②
4 7 ⑦	2 4 の 8	6 8 の 5 5 ⑭(注 3)	2 2 の 5 6 ②(注 4)
4 8 ⑦	2 4 の 1 0	5 7 の 6 ⑨	2 1 の 1 3
4 9 ⑤	2 4 の 1 2	6 8 の 5 6 ⑩(注 3)	2 2 の 5 7 (注 4)
5 0 ⑥	2 5	5 7 の 8 ⑩	2 1 の 1 4 ②
5 2 ⑦	2 5 の 6	6 8 の 5 8 ⑩(注 3)	2 2 の 5 8 ②(注 4)
5 3 ⑤(注 1)	2 5 の 8 (注 2)	5 8 ⑨	2 1 の 1 5 ⑦
法令 1 3 3 の 2 ③	2 7 の 1 8	6 8 の 6 1 ⑨(注 3)	2 2 の 5 9 ⑦(注 4)
1 3 9 の 4 ⑧	2 8 の 3		

(注 1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 4 号）による改正前の法

(注 2) 法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年財務省令第 13 号）による改正前の法人税法施行規則

(注 3) 所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法

(注 4) 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年財務省令第 56 号）による改正前の租税特別措置法施行規則

(以下省略)

改 正 前

(165 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 4 号）による改正前の法人税法第 53 条第 5 項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第 57 条の 5 第 13 項及び同法第 57 条の 6 第 9 項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また、法人税法（以下「法」といいます。）第 31 条第 3 項、第 32 条第 3 項及び第 52 条第 7 項並びに法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 133 条の 2 第 3 項及び第 139 条の 4 第 8 項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除きます。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法 3 1 ③	2 1 の 2	5 6 ⑦	2 1 の 5
3 2 ③	2 1 の 3	6 8 の 4 6 ⑦(注 3)	2 2 の 4 8 (注 4)
4 2 ⑦	2 4 の 3	5 7 の 4 ⑩	2 1 の 1 1 ②
4 4 ⑤	2 4 の 6	6 8 の 5 4 ⑨(注 3)	2 2 の 5 5 ②(注 4)
4 5 ⑦	2 4 の 7	5 7 の 5 ⑬	2 1 の 1 2 ②
4 7 ⑦	2 4 の 8	6 8 の 5 5 ⑭(注 3)	2 2 の 5 6 ②(注 4)
4 8 ⑦	2 4 の 1 0	5 7 の 6 ⑨	2 1 の 1 3
4 9 ⑤	2 4 の 1 2	6 8 の 5 6 ⑩(注 3)	2 2 の 5 7 (注 4)
5 0 ⑥	2 5	5 7 の 8 ⑩	2 1 の 1 4 ②
5 2 ⑦	2 5 の 6	6 8 の 5 8 ⑩(注 3)	2 2 の 5 8 ②(注 4)
5 3 ⑤(注 1)	2 5 の 8 (注 2)	5 8 ⑨	2 1 の 1 5 ⑦
法令 1 3 3 の 2 ③	2 7 の 1 8	6 8 の 6 1 ⑨(注 3)	2 2 の 5 9 ⑦(注 4)
1 3 9 の 4 ⑧	2 8 の 3		

(注 1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 4 号）による改正前の法

(注 2) 法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年財務省令第 13 号）による改正前の法人税法施行規則

(注 3) 所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法

(注 4) 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年財務省令第 56 号）による改正前の租税特別措置法施行規則

(以下省略)

改 正 後

改 正 前

(170 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

(169 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

**適格分割等による保険差益等に係る
特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書**

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒	電話()	-
	(フリガナ)			
	法 人 名 等			
	法 人 番 号			
	(フリガナ)			
	代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所		〒		
事 業 種 目				業

(同 左)

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	

適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。
記

適格分割等に係る 分割承継法人等	法 人 名 等					
	納 税 地					
	代 表 者 氏 名					
適 格 分 割 等 の 日						
特 別 勘 定 に 係 る も の	所有固定資産の種 類、構造及び規模					
	保 険 金 等 の 支 払 を 受 け た 日		年	月	日	
	指 定 日		年	月	日	
	取得又は改良を することが見込ま れる代替資産等	種 類、構 造 及 び 規 模				円
		取 得 又 は 改 良 に 要 す る 金 額				円
	取 得 又 は 改 良 予 定 日		年	月	日	
金 額					円	
期 中 特 別 勘 定 に 係 る も の	所有固定資産の種 類、構造及び規模					
	保 険 金 等 の 支 払 を 受 け た 日		年	月	日	
	指 定 日		年	月	日	
	取得又は改良を することが見込ま れる代替資産等	種 類、構 造 及 び 規 模				円
		取 得 又 は 改 良 に 要 す る 金 額				円
	取 得 又 は 改 良 予 定 日		年	月	日	
金 額					円	

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(170 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 保 険 差 益 等 に 係 る 特 別 勘 定 の 金 額 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第 48 条第 9 項の規定により届け出る場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 48 条第 8 項第 2 号の適格分割等に係る同号の分割承継法人等について記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等の日」欄は、適格分割の日を記載してください。</p> <p>(4) 次のイからホまでの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。</p> <p>イ 「取得固定資産の種類、構造及び規模」欄は、法第 48 条第 1 項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第 47 条第 1 項に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>ロ 「指定日」欄は、法第 48 条第 1 項に規定する指定日（災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から 2 年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日）がある場合には、その指定日を記載してください。</p> <p>ハ 「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」欄は、法第 48 条第 8 項第 2 号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第 47 条第 1 項に規定する代替資産又は損壊資産等について記載してください。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(169 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 保 険 差 益 等 に 係 る 特 別 勘 定 の 金 額 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第 48 条第 9 項の規定により届け出る場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 48 条第 8 項第 2 号の適格分割等に係る同号の分割承継法人等について記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等の日」欄は、適格分割の日を記載してください。</p> <p>(4) 次のイからホまでの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。</p> <p>イ 「取得固定資産の種類、構造及び規模」欄は、法第 48 条第 1 項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第 47 条第 1 項に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>ロ 「指定日」欄は、法第 48 条第 1 項に規定する指定日（災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から 2 年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日）がある場合には、その指定日を記載してください。</p> <p>ハ 「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」欄は、法第 48 条第 8 項第 2 号又は第 3 号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第 47 条第 1 項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産について記載してください。</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後

(172 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地 (フリガナ)	〒 電話() -	※整理番号	
	法 人 名 等			
	法 人 番 号 (フリガナ)			
	代 表 者 氏 名			
	代 表 者 住 所	〒		
	事 業 種 目			業

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署) 電話 () -		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分等により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について

租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)
 第64条第11項(措置法第64条の2第15項又は措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。)
 第65条第6項
 第64条の2第3項(措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。)

により下記のとおり届出を行います。
 記

適格分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名				
適 格 分 割 等 の 日		年	月	日	
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日		年	月	日	
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類 補償金等、対価、清算金の金額又は 保 留 地 の 対 価 の 額					円
交 換 取 得 資 産 の 価 額					円
代 替 資 産 又 は 交 換 取 得 資 産	種 類 構 造 規 模				
取得(予定)日		年	月	日	
減額した金額又は期中特別勘定の金額					円
添付明細(別表等)					
(その他参考となるべき事項)					

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	--------

04.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(171 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地 (フリガナ)	〒 電話() -	※整理番号	
	法 人 名 等			
	法 人 番 号 (フリガナ)			
	代 表 者 氏 名			
	代 表 者 住 所	〒		
	事 業 種 目			業

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署) 電話 () -		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分等により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について

租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)
 第64条第10項(措置法第64条の2第15項又は措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。)
 第65条第6項
 第64条の2第3項(措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。)

により下記のとおり届出を行います。
 記

適格分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名				
適 格 分 割 等 の 日		年	月	日	
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日		年	月	日	
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類 補償金等、対価、清算金の金額又は 保 留 地 の 対 価 の 額					円
交 換 取 得 資 産 の 価 額					円
代 替 資 産 又 は 交 換 取 得 資 産	種 類 構 造 規 模				
取得(予定)日		年	月	日	
減額した金額又は期中特別勘定の金額					円
添付明細(別表等)					
(その他参考となるべき事項)					

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	--------

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(172 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)

**適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い
取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した
期中特別勘定に関する届出書の記載要領等**

- 1 法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第64条の2第2項及び所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の71第3項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。）を行う場合において、措置法等の下記の規定に基づき、収用等又は換地処分等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額したとき又は期中特別勘定を設定したときのその期中特別勘定の金額等の届出を行う場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文
(1) 収用等により取得等をした代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第 <u>9</u> 項 (措置法第64の2第8項) 措置法第68条の70第 <u>8</u> 項(※) (措置法第68の71第9項)(※)	措置法第64条第 <u>11</u> 項 (措置法第64条の2第15項) 措置法第68条の70第 <u>10</u> 項(※) (措置法第68条の71第16項)(※)
(2) 換地処分等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項(※)	措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項(※)
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項(※)	措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項(※)

※ 令和2年旧措置法

(注) (1)及び(3)は、措置法第65条第3項又は令和2年旧措置法第68条の72第3項において準用する場合を含みます。2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。

3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「措置法第64条第11項(措置法第64条の2第15項又は措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。)」を「令和2年旧措置法第68条の70第10項(令和2年旧措置法第68条の71第16項又は令和2年旧措置法第68条の72第3項において準用する場合を含みます。)」と、「第65条第6項」を「令和2年旧措置法第68条の72第6項」と、「第64条の2第3項(措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。)」を「令和2年旧措置法第68条の71第4項(令和2年旧措置法第68条の72第3項において準用する場合を含みます。)」とそれぞれ読み替えてください。
- (3) ～ (6) (省 略)
- (7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第64条第9項若しくは令和2年旧措置法第68条の70第8項、措置法第64条の2第8項若しくは令和2年旧措置法第68条の71第9項若しくは措置法第64条の2第2項若しくは令和2年旧措置法第68条の71第3項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は措置法第65条第1項若しくは令和2年旧措置法第68条の72第1項に規定する補償金等若しくは保留地の対価の額を記載してください。
- (8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第65条第1項又は令和2年旧措置法第68条の72第1項に規定する交換取得資産の価額を記載してください。
- (9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第64条第1項若しくは令和2年旧措置法第68条の70第1項に規定する代替資産又は措置法第65条第5項若しくは令和2年旧措置法第68条の72第5項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第22条の2第9項第6号若しくは法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年財務省令第56号)による改正前の措置法施行規則第22条の64第8項第7号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
- (10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第64条第9項(措置法第64条の2第8項において準用する場合を含みます。)若しくは令和2年旧措置法第68条の70第8項(令和2年旧措置法第68条の71第9項において準用する場合を含みます。)若しくは措置法第65条第5項若しくは令和2年旧措置法第68条の72第5項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第64条の2第2項若しくは令和2年旧措置法第68条の71第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(以下省略)

改 正 前

(171 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)

**適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い
取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した
期中特別勘定に関する届出書の記載要領等**

- 1 法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第64条の2第2項及び所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の71第3項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。）を行う場合において、措置法等の下記の規定に基づき、収用等又は換地処分等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額したとき又は期中特別勘定を設定したときのその期中特別勘定の金額等の届出を行う場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文
(1) 収用等により取得等をした代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第 <u>8</u> 項 (措置法第64の2第8項) 措置法第68条の70第 <u>7</u> 項(※) (措置法第68の71第9項)(※)	措置法第64条第 <u>10</u> 項 (措置法第64条の2第15項) 措置法第68条の70第 <u>9</u> 項(※) (措置法第68条の71第16項)(※)
(2) 換地処分等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項(※)	措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項(※)
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項(※)	措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項(※)

※ 令和2年旧措置法

(注) (1)及び(3)は、措置法第65条第3項又は令和2年旧措置法第68条の72第3項において準用する場合を含みます。2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。

3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「措置法第64条第10項(措置法第64条の2第15項又は措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。)」を「令和2年旧措置法第68条の70第9項(令和2年旧措置法第68条の71第16項又は令和2年旧措置法第68条の72第3項において準用する場合を含みます。)」と、「第65条第6項」を「令和2年旧措置法第68条の72第6項」と、「第64条の2第3項(措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。)」を「令和2年旧措置法第68条の71第4項(令和2年旧措置法第68条の72第3項において準用する場合を含みます。)」とそれぞれ読み替えてください。
- (3) ～ (6) (同 左)
- (7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第64条第8項若しくは令和2年旧措置法第68条の70第7項、措置法第64条の2第8項若しくは令和2年旧措置法第68条の71第9項若しくは措置法第64条の2第2項若しくは令和2年旧措置法第68条の71第3項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は措置法第65条第1項若しくは令和2年旧措置法第68条の72第1項に規定する補償金等若しくは保留地の対価の額を記載してください。
- (8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第65条第1項又は令和2年旧措置法第68条の72第1項に規定する交換取得資産の価額を記載する。
- (9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第64条第1項若しくは令和2年旧措置法第68条の70第1項に規定する代替資産又は措置法第65条第5項若しくは令和2年旧措置法第68条の72第5項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第22条の2第9項第6号若しくは法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年財務省令第56号)による改正前の措置法施行規則第22条の64第8項第7号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
- (10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第64条第8項(措置法第64条の2第8項において準用する場合を含みます。)若しくは令和2年旧措置法第68条の70第7項(令和2年旧措置法第68条の71第9項において準用する場合を含みます。)若しくは措置法第65条第5項若しくは令和2年旧措置法第68条の72第5項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第64条の2第2項若しくは令和2年旧措置法第68条の71第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(同 左)

改 正 後

(196 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書		※整理番号					
令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地	〒						
		(フリガナ)	電話() -						
		法 人 名 等							
		法 人 番 号							
		(フリガナ)							
		代 表 者 氏 名							
税務署長殿		代 表 者 住 所	〒						
		事 業 種 目	業						
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号				
	法 人 名 等				部 門				
	本店又は主たる 事務所所在地	〒 (局 署)			決 算 期				
	(フリガナ)				業 種 番 号				
	代 表 者 氏 名				整 理 簿				
代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課					
事 業 種 目	業								
適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第 55 条第 9 項及び租税特別措置法施行令 第 32 条の 2 第 10 項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記									
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法 人 名 等								
	納 税 地								
	代 表 者 氏 名								
適 格 分 割 等 の 日	年 月 日								
特 定 法 人 の 名 称									
積 立 金 額	円								
添 付 明 細 (別 表 等)									
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項									
提 出 書 類 (認 定 書 等)									
税 理 士 署 名									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

04.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(195 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書		※整理番号					
令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地	〒						
		(フリガナ)	電話() -						
		法 人 名 等							
		法 人 番 号							
		(フリガナ)							
		代 表 者 氏 名							
税務署長殿		代 表 者 住 所	〒						
		事 業 種 目	業						
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号				
	法 人 名 等				部 門				
	本店又は主たる 事務所所在地	〒 (局 署)			決 算 期				
	(フリガナ)				業 種 番 号				
	代 表 者 氏 名				整 理 簿				
代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課					
事 業 種 目	業								
適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、 所得税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 8 号) 第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法第 55 条第 9 項及び法人税法施行令等の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第 207 号) による改正前の租税特別措置法施行令第 32 条の 2 第 10 項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記									
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法 人 名 等								
	納 税 地								
	代 表 者 氏 名								
適 格 分 割 等 の 日	年 月 日								
特 定 法 人 の 名 称									
積 立 金 額	円								
添 付 明 細 (別 表 等)									
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項									
提 出 書 類 (認 定 書 等)									
税 理 士 署 名									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(196 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である法人又は連結申告法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条第 2 項第 6 号又は第 68 条の 43 第 2 項第 6 号の特定株式等を移転する場合において、措置法第 55 条第 9 項又は第 68 条の 43 第 9 項及び租税特別措置法施行令第 32 条の 2 第 10 項又は第 39 条の 72 第 7 項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「連結子法人」欄は、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「租税特別措置法第 55 条第 9 項」を「租税特別措置法第 68 条の 43 第 9 項」と、「租税特別措置法施行令第 32 条の 2 第 10 項」を「租税特別措置法施行令第 39 条の 72 第 7 項」とそれぞれ読み替えてください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 55 条第 8 項又は第 68 条の 43 第 8 項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「特定法人の名称」の欄は、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第 55 条第 1 項各号又は第 68 条の 43 第 1 項各号に掲げる法人を記載してください。</p> <p>(6) 「積立金額」欄は、措置法第 55 条第 8 項又は第 68 条の 43 第 8 項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p>(7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(8) 「提出書類（認定書等）」欄は、<u>租税特別措置法施行規則第 21 条第 7 項又は第 22 条の 45 第 5 項</u>に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(195 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である法人又は連結申告法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条第 2 項第 6 号又は<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）</u>第 68 条の 43 第 2 項第 6 号の特定株式等を移転する場合において、<u>令和 2 年旧措置法第 55 条第 9 項若しくは第 68 条の 43 第 9 項及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の措置法施行令（以下「令和 2 年旧措置法施行令」といいます。）</u>第 32 条の 2 第 10 項若しくは第 39 条の 72 第 7 項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「連結子法人」欄は、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「租税特別措置法第 55 条第 9 項」を「租税特別措置法第 68 条の 43 第 9 項」と、「租税特別措置法施行令第 32 条の 2 第 10 項」を「租税特別措置法施行令第 39 条の 72 第 7 項」とそれぞれ読み替えてください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 55 条第 8 項又は<u>令和 2 年旧措置法第 68 条の 43 第 8 項</u>に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「特定法人の名称」の欄は、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第 55 条第 1 項各号又は<u>令和 2 年旧措置法第 68 条の 43 第 1 項各号</u>に掲げる法人を記載してください。</p> <p>(6) 「積立金額」欄は、措置法第 55 条第 8 項又は<u>令和 2 年旧措置法第 68 条の 43 第 8 項</u>に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p>(7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(8) 「提出書類（認定書等）」欄は、<u>措置法施行規則第 21 条第 7 項又は法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年財務省令第 56 号）による改正前の措置法施行規則第 22 条の 45 第 5 項</u>に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後

(200 適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地	〒	電話() -	
		(フリガナ)			
連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	法人名等	〒	(局 署)	※ 税務署	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	処 理	部 門
	代表者氏名			欄	決 算 期
	代表者住所	〒			業 種 番 号
	事業種目				整 理 簿
					回 付 先
				<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署	<input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等による特別償却準備金の損金算入について、租税特別措置法第52条の3第14項の規定により 下記のとおり届け出ます。					
記					
分割承継法人等	法人名等	納 税 地			
	代表者氏名				
適 格 分 割 等 の 年 月 日	年 月 日				
特別償却対象資産	種 類				
	構造若しくは用途				
	細目又は設備の種類区分				
	耐用年数等	年			
特別償却に関する規定の区分					
特別償却準備金の金額 円					
添付明細(別表等)					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

04.06 改正

(規格A4)

改 正 前

(199 適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地	〒	電話() -	
		(フリガナ)			
連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	法人名等	〒	(局 署)	※ 税務署	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	処 理	部 門
	代表者氏名			欄	決 算 期
	代表者住所	〒			業 種 番 号
	事業種目				整 理 簿
					回 付 先
				<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署	<input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等による特別償却準備金の損金算入について、租税特別措置法第52条の3第14項の規定により 下記のとおり届け出ます。					
記					
分割承継法人等	法人名等	納 税 地			
	代表者氏名				
適 格 分 割 等 の 年 月 日	年 月 日				
特別償却対象資産	種 類				
	構造若しくは用途				
	細目又は設備の種類区分				
	耐用年数	年			
特別償却に関する規定の区分					
特別償却準備金の金額 円					
添付明細(別表等)					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

04.03 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(200 適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特別償却準備金の 損金算入に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 52 条の 3 第 14 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 41 第 14 項の規定により、適格分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「租税特別措置法第 52 条の 3 第 14 項」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 41 第 14 項」と読み替えてください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項若しくは第 12 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 41 第 11 項若しくは第 12 項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項若しくは第 12 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 41 第 11 項若しくは第 12 項に規定する適格分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「特別償却対象資産」の各欄には、措置法 52 条の 3 第 11 項若しくは第 12 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 41 第 11 項若しくは第 12 項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数（繰延資産にあっては、その繰延資産に係る支出の<u>効果の及ぶ期間。</u>）を記載してください。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(199 適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特別償却準備金の 損金算入に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 52 条の 3 第 14 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 41 第 14 項の規定により、適格分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「租税特別措置法第 52 条の 3 第 14 項」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 41 第 14 項」と読み替えてください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項若しくは第 12 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 41 第 11 項若しくは第 12 項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項若しくは第 12 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 41 第 11 項若しくは第 12 項に規定する適格分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「特別償却対象資産」の各欄には、措置法 52 条の 3 第 11 項若しくは第 12 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 41 第 11 項若しくは第 12 項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を記載してください。</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後

(204 組織再編成に係る主要な事項の明細書)

組織再編成に係る主要な事項の明細書

		連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	
提出対象法人の区分、 組織再編成の態様 及び組織再編成の日	1	区 分	態 様		組織再編成の日
		被合併法人・合併法人・分割法人・分割承継法人・現物出資法人（株式交付以外）・被現物出資法人（株式交付以外）・株式交付親会社・現物分配法人・被現物分配法人（適格現物分配）・株式交換完全親法人・株式交換完全子法人・株式移転完全親法人・株式移転完全子法人	合併・分割型分割（単独新設分割型分割以外）・単独新設分割型分割・分社型分割・中間型分割・現物出資（株式交付以外）・株式交付・現物分配（株式交付以外）・株式分配・株式交換・株式移転		・ ・
相手方の区分、 名称及び所在地	2	区 分	名 称	所 在 地	
		合併法人・被合併法人・分割承継法人・分割法人・被現物出資法人・現物出資法人（株式交付以外）・株式交付子会社・被現物分配法人・現物分配法人・株式交換完全子法人・株式交換完全親法人・株式移転完全子法人・株式移転完全親法人			
移転した（又は 交付した）資産 又は負債の明細	3	資産・負債の種類	価額等	株式交付にあつては左の算定根拠	
移転を受けた資産 又は負債の明細	4	資産・負債の種類	価額等		
適 格 判 定 に 係 る 主 要 な 事 項					
適 格 区 分	5	適 格（法第2条第 号 該当） その他			
株 式 保 有 関 係	6	令第4条の3第 項 第 号 該当	株式の保有割合	組織再編成前	組織再編成後
			直接保有	%	%
			間接保有	%	%
従 業 者 の 数	7	組織再編成前	組織再編成後		
		人	人		
組 織 再 編 成 前 の 主 要 事 業 等	8	(継 続 ・ 関 連)			
関 連 事 業	9				
事 業 規 模	10	指 標	左 の 指 標 に よ る 規 模 の 比 較		
		売上金額・資本金の額又は出資金の額 ・従業員の数・その他（			
特 定 役 員 等 の 役 職 名 及 び 氏 名	11	組織再編成前の役職名	組織再編成後の役職名	氏 名	
支 配 株 主 の 株 式 の 保 有 状 況	12	氏 名 又 は 名 称	旧 株 数	新株継続保有 見込の有無	
			株	有・無 有・無 有・無	
		(合 計)			
		被合併法人等の発行済株式等の数	株		

改 正 前

(204 組織再編成に係る主要な事項の明細書)

(新 設)

改

正

後

改

正

前

(225 組織再編成に係る主要な事項の明細書)

(225 組織再編成に係る主要な事項の明細書)

組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方

(新 設)

- 1 この明細書は組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴うその新株予約権付社債についての社債の給付を除きます。以下同じ。）、法人税法（以下「法」といいます。）第2条第12号の5の2（定義）に規定する現物分配（以下「現物分配」といいます。）、株式交換又は株式移転をいいます。以下同じ。）が行われた場合に、その組織再編成の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める法人に係る令和2年改正前の法人税法第81条の22第2項（連結確定申告）の規定により連結確定申告書に添付する令和2年改正前の法人税法施行規則第37条の12第7号（連結確定申告書の添付書類）に規定する明細書として使用します。
 - イ 合併 その合併に係る被合併法人及び合併法人
 - ロ 分割 その分割に係る分割法人及び分割承継法人
 - ハ 株式交付以外の現物出資 その現物出資に係る現物出資法人及び被現物出資法人
 - ニ 現物分配 その現物分配に係る現物分配法人及びその現物分配（適格現物分配に限ります。）に係る被現物分配法人
 - ホ 株式交換 その株式交換に係る株式交換完全親法人及び株式交換完全子法人
 - ヘ 株式移転 その株式移転に係る株式移転完全親法人及び株式移転完全子法人
 - ト 株式交付 その株式交付に係る株式交付親会社（会社法第774条の3第1項第1号（株式交付計画）に規定する株式交付親会社をいいます。以下同じ。）
なお、その組織再編成が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める各欄の記載は要しません。
 - チ 株式分配以外の現物分配 「株式保有関係6」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄
 - リ 株式分配又は単独新設分割型分割（分割型分割に該当する分割で法人税法施行令（以下「施行令」といいます。）第4条の3第6項第1号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する単独新設分割であるものをいい、中間型分割（分割法人が分割により交付を受ける法第2条第12号の9イに規定する分割対価資産の一部のみをその分割法人の株主等に交付する分割をいいます。）を除きます。） 「株式保有関係6」、「事業規模10」及び「支配株主の株式の保有状況12」の各欄
 - ヌ 株式交付 「適格区分5」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄

- の組織再編成ごとに、組織再編成に係る相手方が複数ある場合にはその相手方ごとに作成し、この明細書に記載しきれない項目については適宜の用紙に記載し添付してください。
- 2 「提出対象法人の区分、組織再編成の態様及び組織再編成の日1」の「区分」欄はこの明細書の提出対象法人の組織再編成に係る法人区分を○で囲み、「態様」欄は該当する組織再編成を○で囲みます。
また、「組織再編成の日」欄は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める日を記載します。
 - イ 合併 合併の効力を生ずる日（新設合併（法第2条第12号の8イに規定する新設合併をいいます。以下同じ。）の場合は、新設合併に係る合併法人の設立登記の日）
 - ロ 分割 分割の効力を生ずる日（新設分割（施行令第4条の3第6項第1号に規定する新設分割をいいます。以下同じ。）の場合は、新設分割に係る分割承継法人の設立登記の日）
 - ハ 株式交付以外の現物出資 資産又は負債の移転があった日（新設現物出資（施行令第4条の3第13項第1号に規定する新設現物出資をいいます。以下同じ。）の場合は、新設現物出資に係る被現物出資法人の設立登記の日）
 - ニ 現物分配 資産の移転があった日
 - ホ 株式交換 株式交換の効力を生ずる日
 - ヘ 株式移転 株式移転完全親法人の設立登記の日
 - ト 株式交付 株式交付の効力を生ずる日
- 3 「相手方の区分、名称及び所在地2」の「区分」欄は、この明細書の提出対象法人の組織再編成に係る相手方の法人区分を○で囲みます。
なお、「名称」及び「所在地」欄は、その相手方の名称及び所在地を記載します。
また、その相手方が連結親法人又は連結子法人の場合には、その旨並びにその連結子法人に係る連結親法人の名称及び所在地も併せて記載します。
- 4 「移転した（又は交付した）資産又は負債の明細3」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。
 - イ 合併、分割、株式交付以外の現物出資及び現物分配 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人その他の株主等に移転した資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、移転直前の帳簿価額）を記載します。

改 正 後	改 正 前
<p>(225 組織再編成に係る主要な事項の明細書)</p> <p>ロ 株式交付 株式交付子会社（会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社をいいます。以下同じ。）の株主に対して交付した株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額を記載するとともに、「株式交付にあっては左の算定根拠」欄にはその算定根拠を記載します。また、その株式交付子会社の株主に対して交付したその株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類をこの明細書に添付してください。</p> <p>5 「移転を受けた資産又は負債の明細4」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>イ 合併、分割、株式交付以外の現物出資及び適格現物分配 被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。以下同じ。）から移転を受けた資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、被合併法人等の移転直前の帳簿価額）を記載します。</p> <p>ロ 株式交換、株式移転及び株式交付 株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主又は株式交付子会社の株主から移転を受けた資産の種類及び取得価額を記載します。</p> <p>6 「適格区分5」は、その組織再編成が適格組織再編成（適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、適格株式分配、適格株式交換等又は適格株式移転をいいます。以下同じ。）の場合には「適格」を○で囲み、該当する条項を（ ）内に記載します。また、その組織再編成が適格組織再編成以外の組織再編成の場合には「その他」を○で囲みます。</p> <p>7 「株式保有関係6」は、当事者間の株式保有関係が施行令第4条の3第2項、第3項、第6項、第7項、第13項、第14項、第18項、第19項、第21項又は第23項のいずれの関係に該当するかにより、該当する条項を記載します。</p> <p>また、組織再編成の前後における次に掲げる株式（出資を含みます。以下同じ。）の保有割合を記載します。</p> <p>イ 直接保有の株式の保有割合 一方の法人が保有する他方の法人の株式の数（出資にあっては金額。以下同じ。）がその他方の法人の発行済株式等の総数（出資にあっては総額。以下同じ。）のうちに占める割合</p> <p>ロ 間接保有の株式の保有割合 一方の法人が施行令第4条の2第1項及び第2項（支配関係及び完全支配関係）の規定により他方の法人の株式を保有するものとみなされた法人である場合のその保有するものとみなされた株式の数が、その他方の法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合</p> <p>8 「従業者の数7」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応</p>	<p>(225 組織再編成に係る主要な事項の明細書)</p> <p>じそれぞれ次により記載します。</p> <p>イ 合併に係る被合併法人 「組織再編成前」欄はその被合併法人のその合併直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその合併後に法第2条第12号の8ロ(1)又は施行令第4条の3第4項第3号に規定する合併法人の業務に従事する者の数を記載します。</p> <p>ロ 分割に係る分割法人 「組織再編成前」欄はその分割法人のその分割前に行っていた事業（その分割により分割承継法人において行われることとなるものに限ります。）に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその分割後に法第2条第12号の11ロ(2)又は施行令第4条の3第8項第4号若しくは同条第9項第4号に規定する分割承継法人の業務に従事する者の数を記載します。</p> <p>ハ 株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人 「組織再編成前」欄はその現物出資前に行っていた事業（その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものに限ります。）に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその現物出資後に法第2条第12号の14ロ(2)又は施行令第4条の3第15項第4号に規定する被現物出資法人の業務に従事する者の数を記載します。</p> <p>ニ 株式分配に係る現物分配法人 「組織再編成前」欄はその株式分配に係る完全子法人（法第2条第12号の15の2に規定する完全子法人をいいます。以下同じ。）のその株式分配直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式分配後に完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</p> <p>ホ 株式交換に係る株式交換完全子法人 「組織再編成前」欄はその株式交換完全子法人のその株式交換直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式交換後に法第2条第12号の17ロ(1)に規定する株式交換等完全子法人の業務又は施行令第4条の3第20項第3号に規定する株式交換完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</p> <p>ヘ 株式移転に係る株式移転完全子法人 「組織再編成前」欄はその株式移転完全子法人の株式移転直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式移転後に法第2条第12号の18ロ(1)又は施行令第4条の3第24項第3号に規定する株式移転完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</p> <p>9 「組織再編成前の主要事業等8」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>イ 合併に係る被合併法人 その合併前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(225 組織再編成に係る主要な事項の明細書)</p> <p>8 ロ(2)又は施行令第4条の3第4項第4号に規定する合併法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</p> <p>ロ 合併（新設合併を除きます。）に係る合併法人 その合併前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</p> <p>ハ 分割に係る分割法人 その分割前に行っていた事業のうち、その分割により分割承継法人において行われることとなるものを記載し、その記載した事業が法第2条第12号の11ロ(3)又は施行令第4条の3第8項第5号若しくは同条第9項第5号に規定する分割承継法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</p> <p>ニ 分割（新設分割を除きます。）に係る分割承継法人 その分割前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</p> <p>ホ 株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人 その現物出資前に行っていた事業のうち、その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものを記載し、その記載した事業が法第2条第12号の14ロ(3)又は施行令第4条の3第15項第5号に規定する被現物出資法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</p> <p>ヘ 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人 その現物出資前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</p> <p>ト 株式分配に係る現物分配法人 その株式分配に係る完全子法人のその株式分配前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲みます。</p> <p>チ 株式交換に係る株式交換完全親法人 その株式交換前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</p> <p>リ 株式交換に係る株式交換完全子法人 その株式交換前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の17ロ(2)に規定する株式交換等完全子法人又は施行令第4条の3第20項第4号に規定する株式交</p> <p>換完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</p> <p>ヌ 株式移転に係る株式移転完全子法人 その株式移転前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の18ロ(2)又は施行令第4条の3第24項第3号に規定する株式移転完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」に記載した事業と関連する場合（いずれかの事業が主要な事業である場合に限り。）には「関連」を○で囲みます。</p> <p>10 「関連事業9」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>イ 合併（新設合併を除きます。）に係る被合併法人 その合併に係る合併法人のその合併前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>ロ 新設合併に係る被合併法人 その新設合併に係る他の被合併法人のその新設合併前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>ハ 合併（新設合併を除きます。）に係る合併法人 その合併に係る被合併法人のその合併前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>ニ 分割（新設分割を除きます。）に係る分割法人 その分割に係る分割承継法人のその分割前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>ホ 新設分割に係る分割法人 その新設分割に係る他の分割法人のその新設分割前に行っていた事業のうち、その新設分割により分割承継法人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>ヘ 分割（新設分割を除きます。）に係る分割承継法人 その分割に係る分割法人のその分割前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>ト 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る現物出資法人 その現物出資に係る被現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>チ 新設現物出資に係る現物出資法人 その新設現物出資に係る他の現物出資法人のその新設現物出資前に行っていた事業のうち、その新設現物出資により被現物出資法</p>	<p>(225 組織再編成に係る主要な事項の明細書)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(225 組織再編成に係る主要な事項の明細書)</p> <p>人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>リ 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人 その現物出資に係る現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>ヌ 株式交換に係る株式交換完全親法人 その株式交換に係る株式交換完全子法人のその株式交換前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>ル 株式交換に係る株式交換完全子法人 その株式交換に係る株式交換完全親法人のその株式交換前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>ヲ 株式移転に係る株式移転完全子法人 その株式移転に係る他の株式移転完全子法人のその株式移転前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>11 「事業規模10」の「指標」欄は、施行令第4条の3第4項第2号、第8項第2号、第15項第2号、第18項第2号又は第24項第2号の規定により事業の規模を比較する場合に採用した指標を○で囲みます。なお、「その他」の指標により事業の規模を比較した場合には、（ ）内にその指標を簡記します。</p> <p>12 「特定役員等の役職名及び氏名11」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次の者について記載します。</p> <p>イ 合併に係る被合併法人 その合併前にその被合併法人</p> <p>の特定役員（施行令第4条の3第4項第2号に規定する特定役員をいいます。以下同じ。）であった者でその合併後に合併法人の特定役員となった者</p> <p>ロ 分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人 その分割又は現物出資前にこれらの法人の役員等（施行令第4条の3第8項第2号又は第9項第2号に規定する役員等をいいます。）であった者でその分割又は現物出資後に分割承継法人又は被現物出資法人の特定役員となった者</p> <p>ハ 株式分配に係る現物分配法人 その株式分配に係る完全子法人の特定役員である者</p> <p>ニ 株式交換又は株式移転に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人 これらの法人の特定役員である者</p> <p>13 「支配株主の株式の保有状況12」は、合併、分割型分割、株式交換又は株式移転の直前に被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人に支配株主（施行令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号又は第24項第5号に規定する支配株主をいいます。以下同じ。）がいる場合に、その支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株式の数を記載します。</p> <p>また、その合併、分割型分割、株式交換又は株式移転によって交付される対価株式（施行令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号又は第24項第5号に規定する対価株式をいいます。）の全部を継続して保有することが見込まれる場合には、「新株継続保有見込の有無」欄の「有」を○で囲みます。</p>	<p>(225 組織再編成に係る主要な事項の明細書)</p>

改 正 後

改 正 前

(205 課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に該当する事実を証する明細書)

(205 課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に該当する事実を証する明細書)

課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に該当する事実を証する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()
-------------------	--------	-----	-----

付表

譲 渡 資 産 等 の 明 細	土地の譲渡等の内容	1	令和2年旧措置法第68条の69第3項第 号該当	令和2年旧措置法第68条の69第3項第 号該当
	土地等の種類	2		
	土地等の所在地	3		
	一団の宅地の面積	4	平方メートル	平方メートル
	同上のうち当期において譲渡等を行うこととした土地等の面積	5	外 件	外 件
	同上のうち当期において公募の対象とした土地等の面積	6	外 件	外 件
	同上のうち当期において譲渡等をした土地等の面積	7	外 件	外 件
	「5」のうち当期において公募をしないで譲渡等をした土地等の面積	8	外 件	外 件
公 募 要 件 に 該 当 す る 事 実 等	公募の方法	9		
	公募年月日又は期間	10	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
	公募を実施した地域	11		
	売 出 期 間	12	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
	応募者の範囲	13		
	一部の土地等につき公募をしなかった理由	14		
	令和2年旧措置法令第39条の98第23項に該当する土地の譲渡等の場合	15		
備考				

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(205 課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に該当する事実を証する明細書)</p> <p style="text-align: center;">課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に 該当する事実を証する明細書の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は、令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の69第3項第4号から第6号までに規定する土地の譲渡について、公募要件を満たしている事実を明らかにする場合に記載します。</p> <p>2 この明細書は、課税除外とされる土地等の譲渡を公募の方法により行った連結法人ごとに別葉に記載し、その譲渡等に係る土地等が属する一団の宅地で、当期において譲渡等を行うこととした土地等の区分ごとに別行で記載します。</p> <p>3 「法人名」欄には、連結親法人の名称を記載し、括弧の中に公募を行った連結法人の名称を記載します。</p> <p>4 「土地の譲渡等の内容1」には、その譲渡等に係る土地等が、令和2年旧措置法第68条の69第3項第4号から第6号までのいずれの号に該当するものであるかを記載します。</p> <p>5 「土地等の種類2」には、その譲渡等に係る土地等の種類を「土地」又は「借地権」のように記載します。</p> <p>6 「一団の宅地の面積4」には、令和2年旧措置法第68条の69第3項第4号から第6号までに規定する開発許可、認定等に係る一団の宅地の合計面積を記載します。</p> <p>7 「同上のうち当期において譲渡等を行うこととした土地等の面積5」の「外書」には、「4」の一団の宅地のうち当期において譲渡等を行うこととした土地等の区画数を記載します。</p> <p>8 「同上のうち当期において公募の対象とした土地等の面積6」の「外書」には、「5」の土地等のうち公募の対象とした土地等の区画数を記載します。</p> <p>9 「同上のうち当期において譲渡等をした土地等の面積7」の「外書」には、「6」の土地等のうち当期において譲渡等をした土地等の区画数を記載します。</p> <p>10 「「5」のうち当期において公募をしないで譲渡等をした土地等の面積8」の「外書」には、「5」の土地等のうち当期において公募をしないで譲渡等をした土地等の区画数を記載します。</p> <p>11 「公募の方法9」には、その土地の譲渡等につき行った公募の方法を、例えば「テレビ広告」、「ラジオ広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」のように記載します。</p> <p>12 「公募を実施した地域11」には、その土地の譲渡等につき行った公募の対象地域を、例えば「東京都特別区域内」、「〇〇県内全域」のように記載します。</p> <p>13 「応募者の範囲13」には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。</p> <p>14 「一部の土地等につき公募をしなかった理由14」には、その土地の譲渡等のうち公募をしないで譲渡等をした部分がある場合に、その理由を具体的に記載します。</p> <p>15 「令和2年旧措置法令第39条の98第23項に該当する土地の譲渡等の場合15」には、その土地の譲渡等が令和2年6月改正令による改正前の措置法令第39条の98第23項（公募要件に該当する土地の譲渡等）に該当する場合は、その土地等の譲渡対象者を決定した方法を例えば「全組合員のうちから募集して抽選により決定」のように記載してください。</p>	<p>(205 課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に該当する事実を証する明細書)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後

改 正 前

(206 特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書)

(206 特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書)

特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得
予定資産の明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・	・ ・	法人名	()
-------------	-------------	--------	--------	-----	-----

付
表

譲 渡 資 産 の 明 細	種 類	1		特 別 勘 定 金 額 の 計 算	特 別 勘 定 と し て 経 理 し た 金 額	5		円
	所 在 地	2			繰 入 限 度 超 過 額	6		
	規 模	3			特 別 勘 定 金 額 (5)-(6)	7		
	譲 渡 年 月 日	4	年 月 日					
令和2年旧措置法第68条の 78第1項の表の該当号		8	令和2年旧措置法第 号該当	令和2年旧措置法第 号該当	令和2年旧措置法第 号該当			
取 得 予 定 資 産 の 明 細	種 類	9						
	構 造	10						
	所 在 地	11						
	規 模	12						
	取 得 予 定 年 月 日	13	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
その他参考となるべき事項								

(新 設)

改 正 後

(206 特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書)

特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた
場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の79第1項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受けるために、翌期以後に取得をする見込みである資産を届け出る場合に使用します。
- 2 この明細書は、当期に譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが2以上ある場合には、それぞれの資産ごとに別葉に記載します。
- 3 「法人名」欄は、連結親法人の名称を記載し、適用を受けようとする連結法人の名称を括弧の中に記載します。
- 4 「譲渡資産の明細」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「種類1」は、譲渡資産の種類（土地、建物（その附属設備を含みます。）、構築物、船舶の別）を記載します。
 - (2) 「規模3」は、譲渡資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を記載します。
- 5 「令和2年旧措置法第68条の78第1項の表の該当号8」には、取得予定資産について適用を受けることとしている表の該当番号を記載します。
- 6 「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 令和2年旧措置法第68条の78第1項の表の第5号の下欄に掲げる資産（船舶）については、「構造10」、「所在地11」及び「規模12」欄を記載する必要はありません。
 - (2) 「種類9」及び「構造10」は、取得予定資産が減価償却資産の場合には耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載します。
 - (3) 「所在地11」は、取得予定資産の所在することとなる予定地を記載します。
 - (4) 「規模12」は、取得予定資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載します。
- 7 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など令和2年旧措置法第68条の78（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

改 正 前

(206 特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書)

(新 設)

改 正 後

(236 更正の請求書(連結申告用)(平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分))

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等
【平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分】

1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の国税通則法（以下「令和 2 年旧国税通則法」といいます。）第 23 条、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 82 条、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の地方税法（以下「令和 2 年旧地方税法」といいます。）第 24 条又は所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成 31 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方税法確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方税法に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

- イ 納付すべき税額が過大となったこと。
- ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
- ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。

(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度又は課税事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方税法税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 令和 2 年旧国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から 5 年以内（注）
(2) 令和 2 年旧国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	令和 2 年旧国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 令和 2 年旧法人税法第 82 条又は令和 2 年旧地方税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 平成 31 年旧措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から 6 年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9 年以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。

(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方税法確定申告書（これらの申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。

(以下省略)

改 正 前

(232 更正の請求書(連結申告用)(平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分))

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等
【平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分】

1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第 23 条、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 82 条、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の地方税法（以下「令和 2 年旧地方税法」といいます。）第 24 条又は所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成 31 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方税法確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方税法に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

- イ 納付すべき税額が過大となったこと。
- ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
- ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。

(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度又は課税事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方税法税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から 5 年以内（注）
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 令和 2 年旧法人税法第 82 条又は令和 2 年旧地方税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 平成 31 年旧措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から 6 年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9 年以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。

(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方税法確定申告書（これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。

(同 左)

改 正 後

(237 更正の請求書(連結申告用)(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した連結事業年度分))

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等
【平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した連結事業年度分】

1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の国税通則法（以下「令和2年旧国税通則法」といいます。）第23条、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第82条、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の地方税法（以下「令和2年旧地方税法」といいます。）第24条又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成31年旧措置法」といいます。）第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方税法確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方税法に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

- イ 納付すべき税額が過大となったこと。
- ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む)。
- ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む）。

(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度又は課税事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方税法税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 令和2年旧国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限) から5年以内(注)
(2) 令和2年旧国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	令和2年旧国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 令和2年旧法人税法第82条又は令和2年旧地方税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 平成31年旧措置法第68条の88第21項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限) から6年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年（平成30年3月31日以前に開始した連結事業年度又は課税事業年度分については9年）以内となります。

3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。

5 この請求書の各欄は、次により記載します。

(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方税法確定申告書（これらの申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。

(以下省略)

改 正 前

(233 更正の請求書(連結申告用)(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した連結事業年度分))

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等
【平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した連結事業年度分】

1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第82条、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の地方税法（以下「令和2年旧地方税法」といいます。）第24条又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成31年旧措置法」といいます。）第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方税法確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方税法に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

- イ 納付すべき税額が過大となったこと。
- ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む)。
- ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む）。

(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度又は課税事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方税法税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限) から5年以内(注)
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 令和2年旧法人税法第82条又は令和2年旧地方税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 平成31年旧措置法第68条の88第21項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限) から6年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年（平成30年3月31日以前に開始した連結事業年度又は課税事業年度分については9年）以内となります。

3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。

5 この請求書の各欄は、次により記載します。

(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方税法確定申告書（これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。

(同 左)

改 正 後

(238 更正の請求書(連結申告用)(平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等
【平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分】

1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の国税通則法（以下「令和 2 年旧国税通則法」といいます。）第 23 条、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 82 条、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の地方税法（以下「令和 2 年旧地方税法」といいます。）第 24 条又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 88 第 27 項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方税法確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方税法に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

- イ 納付すべき税額が過大となったこと。
- ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む)。
- ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む）。

(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度又は課税事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方税法税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 令和 2 年旧国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から 5 年以内（注 1）
(2) 令和 2 年旧国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	令和 2 年旧国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 令和 2 年旧法人税法第 82 条又は令和 2 年旧地方税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 令和 2 年旧措置法第 68 条の 88 第 27 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から 7 年以内（注 2）

(注 1) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10 年以内となります。
(注 2) 令和 2 年 3 月 31 日以前に開始した連結事業年度又は課税事業年度分については、6 年以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。

(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方税法確定申告書（これらの申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。なお、令和 4 年 12 月 31 日以後に終了する連結事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方税法について更正の請求をする場合には、「この請求前の金額」欄のうち、「(1)」欄から「(19)」欄まで及び「(22)」欄から「(33)」欄までの各欄は、記載を要しません。

(以下省略)

改 正 前

(234 更正の請求書(連結申告用)(平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分))

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等
【平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分】

1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第 23 条、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 82 条、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の地方税法（以下「令和 2 年旧地方税法」といいます。）第 24 条又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 88 第 27 項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方税法確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方税法に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

- イ 納付すべき税額が過大となったこと。
- ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む)。
- ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む）。

(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度又は課税事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方税法税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から 5 年以内（注 1）
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 令和 2 年旧法人税法第 82 条又は令和 2 年旧地方税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 令和 2 年旧措置法第 68 条の 88 第 27 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から 7 年以内（注 2）

(注 1) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10 年以内となります。
(注 2) 令和 2 年 3 月 31 日以前に開始した連結事業年度又は課税事業年度分については、6 年以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。

(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方税法確定申告書（これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。

(同 左)

改正後

(243 更正の理由書(連結申告(実地・署内調査)用)(正本))

(正 本)

更正の理由

貴法人及び他の連結法人様向けの帳簿書類を調査した結果、連結所得金額等又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された連結所得金額等に加算、減算して更正した税額等を更正しました。

04.06 改正

改正前

(239 更正の理由書(連結申告(実地・署内調査)用)(正本))

(正 本)

更正の理由

貴法人及び他の連結法人様向けの帳簿書類を調査した結果、連結所得金額等又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された連結所得金額等に加算、減算して更正した税額等を更正しました。

24.12 改正

改正後

(244 更正の理由書(地方法人税)(連結申告(実地・署内調査)用)(正本))

(正本)

更正の理由

貴法人及び他の連結法人宛付けの帳簿書類を調査した結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

04.06

改正前

(240 更正の理由書(地方法人税)(連結申告(実地・署内調査)用)(正本))

(正本)

更正の理由

貴法人及び他の連結法人宛付けの帳簿書類を調査した結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

27.06

改正後

(245 更正の理由書(連結申告(形式審査)用)(正本))

(正 本)

更正の理由

貴法人の法人側の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが
明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、申告連結所得金額等に加算、減算して更正し又は税額
等を更正しました。

04.06 改正

改正前

(241 更正の理由書(連結申告(形式審査)用)(正本))

(正 本)

更正の理由

貴法人の法人側の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが
明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、申告連結所得金額等に加算、減算して更正し又は税額
等を更正しました。

24.12 改正

改正後

(246 更正の理由書 (連結申告・移転価格減額更正用))

(正 本)

更正の理由

わが国が締結した租税条約に規定する権限のある当局間の協議による合意に基づき、次のとおり、申告連結所得金額等に加算、減算して更正し又は税割等を更正しました。

04.06 改正

改正前

(242 更正の理由書 (連結申告・移転価格減額更正用))

(正 本)

更正の理由

わが国が締結した租税条約に規定する権限のある当局間の協議による合意に基づき、次のとおり、申告連結所得金額等に加算、減算して更正し又は税割等を更正しました。

03.06 改正

改 正 後

改 正 前

(247 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

(243 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
納 税 地		〒	
(フリガナ)		電話() -	
法 人 名			
法 人 番 号			
(フリガナ)			
代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所		〒	
事 業 種 目		業	
<p>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
欠損連結事業年度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	還 付 所 得 連 結 事 業 年 度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連 結 欠 損 金 額 (1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連 結 所 得 金 額 (3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額 (6)	0 0	
	仮装整理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控 除 税 額 (8)		
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額 (9)	0 0	
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額 に 対 す る 税 額 (10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)			
差引法人税額((12)-(13)) (14)			
還 付 金 額 ((14) × (2) / (5)) (15)			
請 求 期 限	令和 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 -	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
<p>この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。</p> <p>1 期限後提出の場合には、連結確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類</p> <p>2 令和2年旧法人税法第81条の31第4項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生日及びその事実の詳細を記載した書類</p> <p>3 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第105条第2項に規定する特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し</p>			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日
			確 認

(規格A4)

改正後	改正前
<p>(247 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）（以下「令和2年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の31第1項の規定により、各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 平成14年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、次の①又は②のみが対象となりますので、ご注意ください。</p> <p>① 連結親法人（次のイ又はロに掲げるものに限ります。）の連結欠損金額（新型コロナ税特法第8条、令和2年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の97、<u>令和2年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の98</u>）</p> <p>イ 普通法人（令和2年旧法第4条の7に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）を除きます。）である連結親法人のうち、その連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円（令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各連結事業年度（以下「特例連結事業年度」といいます。）については、10億円）以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第2条第5項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）を除きます。）</p> <p>(i) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(i) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上（特例連結事業年度については、10億円超）である法人</p> <p>(ii) 相互会社及び保険業法第2条第10項に規定する外国相互会社</p> <p>(iii) 受託法人</p> <p>(ii) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 協同組合等である連結親法人</p> <p>② 次のイからハまでに掲げる要件を満たす連結欠損金額（特定設備廃棄等欠損金額）（<u>令和2年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の98、令和2年改正法附則第105条</u>）</p> <p>イ 連結親法人（①に掲げる法人を除きます。）又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者（同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第18条第1項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和2年3月31日以前に同条第1項の認定を受けたものに限り）であること。</p> <p>ロ 平成29年8月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額であること。</p> <p>ハ ロのうち、連結親法人又はその連結子法人（令和2年旧措置法第68条の33並びに同条の規定に係る同法第68条の40第1項及び第4項並びに同法第68条の41第1項から第3項まで、第11項及び第12項の規定の適用を受ける連結法人を除きます。）が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第2条第7項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの連結事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第19条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額の合計額であること。</p> <p>(2) 令和2年旧法第81条の31第4項の規定により、連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 更生手続の開始</p> <p>ハ 再生手続開始の決定</p> <p>2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、その連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は、2通）提出してください。この場合において、還付所得連結事業年度が2以上あるときには、別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 上記1(1)の場合（令和2年旧法第81条の31第1項の規定により提出する場合） 欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出時</p> <p>上記の欠損連結事業年度の連結確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によって欠損連結事業年度の連結確定申告書とその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>(2) 上記1(2)の場合（令和2年旧法第81条の31条第4項の規定により提出する場合） 解散等の事実が生じた日以後1年以内（連結</p>	<p>(243 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）（以下「令和2年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の31第1項の規定により、各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注) 平成14年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、次の①又は②のみが対象となりますので、ご注意ください。</p> <p>① 連結親法人（次のイ又はロに掲げるものに限ります。）の連結欠損金額（新型コロナ税特法第8条、令和2年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の97）</p> <p>イ 普通法人（令和2年旧法第4条の7に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）を除きます。）である連結親法人のうち、その連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円（令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各連結事業年度（以下「特例連結事業年度」といいます。）については、10億円）以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第2条第5項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）を除きます。）</p> <p>(i) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(i) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上（特例連結事業年度については、10億円超）である法人</p> <p>(ii) 相互会社及び保険業法第2条第10項に規定する外国相互会社</p> <p>(iii) 受託法人</p> <p>(ii) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 協同組合等である連結親法人</p> <p>② 次のイからハまでに掲げる要件を満たす連結欠損金額（特定設備廃棄等欠損金額）（令和2年改正法附則第105条）</p> <p>イ 連結親法人（①に掲げる法人を除きます。）又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者（同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第18条第1項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和2年3月31日以前に同条第1項の認定を受けたものに限り）であること。</p> <p>ロ 平成29年8月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額であること。</p> <p>ハ ロのうち、連結親法人又はその連結子法人（令和2年旧措置法第68条の33並びに同条の規定に係る同法第68条の40第1項及び第4項並びに同法第68条の41第1項から第3項まで、第11項及び第12項の規定の適用を受ける連結法人を除きます。）が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第2条第7項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの連結事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第19条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額の合計額であること。</p> <p>(2) 令和2年旧法第81条の31第4項の規定により、連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 更生手続の開始</p> <p>ハ 再生手続開始の決定</p> <p>2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、その連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は、2通）提出してください。この場合において、還付所得連結事業年度が2以上あるときには、別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 上記1(1)の場合（令和2年旧法第81条の31第1項の規定により提出する場合） 欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出時</p> <p>上記の欠損連結事業年度の連結確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によって欠損連結事業年度の連結確定申告書とその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>(2) 上記1(2)の場合（令和2年旧法第81条の31条第4項の規定により提出する場合） 解散等の事実が生じた日以後1年以内（連結</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(247 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書) 親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。)</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額(申告書別表一の二の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、次の場合には、上記の「(1)」欄の金額は、それぞれ次に定める金額を控除した金額となります。</p> <p>(イ) その欠損連結事業年度において生じた災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 その連結親法人のその還付所得連結事業年度に係る「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄に記載した金額</p> <p>(ロ) この請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度について連結欠損金又は災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 その連結親法人のその還付所得連結事業年度に係るこの請求書の「(2)」欄に記載した金額</p> <p>また、1(1)(注)②の特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損連結事業年度の連結欠損金額(災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額を除いた金額)のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注) 「(2)」欄の金額は、この請求書を提出する日までに確定した「差引連結所得金額(5)」欄の金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額(申告書別表一の二の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。</p> <p>(イ) 還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合 その連結親法人のその還付所得連結事業年度に係るこの請求書の「(2)」欄の金額又は「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄の金額</p> <p>(ロ) 還付所得連結事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 その連結親法人のその還付所得連結事業年度に係る「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄に記載した金額</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(243 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書) 親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。)</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額(申告書別表一の二の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損連結事業年度において生じた災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)②の特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損連結事業年度の連結欠損金額(災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額を除いた金額)のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額(申告書別表一の二の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後

(248 更正の請求書(復興特別法人税用))

(廃 止)

改 正 前

(248 更正の請求書(復興特別法人税用))

更正の請求書（復興特別法人税用）の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第57条の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した復興特別法人税申告書及び修正申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、復興特別法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 法人税又は復興特別法人税の修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の課税事業年度の復興特別法人税に係る課税標準法人税額又は税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合。）。
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申期限）から5年以内
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 復興財源確保法第57条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第16項又は同法第68条の88第17項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求のもとになる復興特別法人税申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、復興特別法人税申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、復興財源確保法第57条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(249 復興特別法人税額等 の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(廃止)

改正前

(249 復興特別法人税額等 の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

納税地	
法人名等	
代表者又は 代理人氏名	殿

第 号
年 月 日
税務署長
財務事務官



復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日
至 年 月 日 課税事業年度分の復興特別法人税について下記のとおり復興特別
法人税額等の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額	法人税額	円	円
	法人税額の特別控除額		
	通算納税の適用を及ぼされた場合等における 更に控除された法人税額の特別控除額の加算額		
	基準法人税額		
	課税標準法人税額		
	復興特別法人税額		
	控除税額		
	繰引復興特別法人税額		
	還付復興特別所得税額		
	差引合計税額		
	既に納付の確定した復興特別法人税額		
	差引納付すべき又は減少（一印）する復興特別法人税額		

この通知により納付すべき又は減少（一印）する税額		賦課した加算税の額の計算明細	
本税の額	加算税	区 分	加算税の基礎となる税額
		申告	賦課決定額
無申告加算税		加算税	課税標準額
還少申告加算税		重加算税	賦課決定額
照加算税			課税標準額

この通知書に係る処分は、 の委員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(249 復興特別法人税額等 の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(249 復興特別法人税額等 の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

- 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付^(注)してください。
 (注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが要求されている納付書の裏面でご確認ください。
- 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

$$\frac{\text{納付すべき本税の額 (注1)} \times \text{延滞税の割合 (注2)} \times \frac{\text{期間 (日数) (注3)}}{\text{法定納期限の翌日から完納の日まで}}}{365} = \text{延滞税の額 (注4)}$$

- [注] 1 本税の額が10,000円未満の場合は、延滞税を納付する必要はありません。
 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。
- 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合（※1）+1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合（※1）+7.3%」のいずれか低い割合
 （※1）各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※2）+1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※2）+7.3%」のいずれか低い割合
 （※2）各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。
- 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条）
 - 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 法人税法第75条、第75条の2、第81条の23又は第81条の24の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら速速なく当税務署にお問い合わせください。

改 正 後

(249 復興特別法人税額等 の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(249 復興特別法人税額等 の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法
にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を
経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書
の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審
査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正後

(249 復興特別法人税額等 の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(廃止)

改正前

(249 復興特別法人税額等 の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(250 復興特別法人税の加算税の賦課決定通知書)

(廃 止)

(250 復興特別法人税の加算税の賦課決定通知書)

納税地	
法人名等	
代表者又は 理事長氏名	殿

第 号
年 月 日
税務署長
財務事務官
印

復興特別法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり復興特別法人税に係る加算税を賦課決定します。

課税事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額
自 年月日 至 年月日 ()	申告 加算税	課税決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
	重加 算税	この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一増)する加算税の額	
		課税決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一増)する加算税の額	
自 年月日 至 年月日 ()	申告 加算税	課税決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
	重加 算税	この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一増)する加算税の額	
		課税決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一増)する加算税の額	
自 年月日 至 年月日 ()	申告 加算税	課税決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
	重加 算税	この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一増)する加算税の額	
		課税決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一増)する加算税の額	

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年月日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(注)してください。
なお、納付書には、納付すべき加算税の額を課税事業年度ごとにそれぞれ別業にして書いてください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(250 復興特別法人税の加算税の賦課決定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(250 復興特別法人税の加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日
至平成 年 月 日 至平成 年 月 日 至平成 年 月 日

○ 、 又は 課税事業年度分の処分

に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に に対して再

調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請

求をすることができます。

- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正後

(251 更正の理由書 (復興特別法人税 (実地・署内調査) 用))

(廃止)

改正前

(251 更正の理由書 (復興特別法人税 (実地・署内調査) 用))

(正本)

更正の理由

貴法人磨付けの根拠書類を調査した結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

改正後

(252 更正の理由書 (復興特別法人税) (白色申告用))

(廃止)

改正前

(252 更正の理由書 (復興特別法人税) (白色申告用))

(正本)

更正の理由

貴法人の復興特別法人税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

改正後

(253 更正の理由書 (復興特別法人税 (形式審査) 用))

(廃止)

改正前

(253 更正の理由書 (復興特別法人税 (形式審査) 用))

(正本)

更正の理由

貴法人の復興特別法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、課税標準又は税額等を更正しました。

改正後

(256 認定要件チェック表(第3表))

(廃止)

改正前

(256 認定要件チェック表(第3表))

「認定要件チェック表」(第3表) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「@」から「◎」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「@」から「◎」については、上記イに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「@」から「◎」については、上記イに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。	

改 正 後	改 正 前
<p>(257 役員の状況(第3表付表1))</p> <p>(廃止)</p>	<p>(257 役員の状況(第3表付表1))</p> <p style="text-align: center;">「役員の状況」 第3表付表1 記載要領</p> <p>1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。</p> <p>2 「就任等の状況」の「@」から「©」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。 なお、当該「@」から「©」については、認定要件チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「©」)を示したものです。</p> <p>3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族(以下「親族関係を有する者」といいます。) ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ④ ②又は③に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの <p>4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定の法人の役員又は使用人 ② ①に掲げる者と親族関係を有する者 ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤ ③又は④に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの <p>5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総数(以下「発行済株式の総数等」といいます。)の50%以上の株式の数又は出資の金額(以下「株式の数等」といいます。)を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。 なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直接に保有する関係 <ul style="list-style-type: none"> 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係(以下「直接支配関係」といいます。) ○ 間接に保有する関係 <ul style="list-style-type: none"> 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

改 正 後

(259 認定要件チェック表(第4表))

(廃 止)

改 正 前

(259 認定要件チェック表(第4表))

認定要件チェック表 (第4表)

(初葉)

- 4 事業活動に関して次の要件を満たしていること
- | | |
|--|-------|
| | チェック欄 |
| イ 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に規定する宗教活動又は政治活動等を行っていないこと | |
| ロ 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの親族等に対して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと | |
| ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること | |
| ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること | |
| ホ 助成金の支給を行った場合、事後にその内容等を記載した書類を提出すること | |
| ヘ 海外送金等(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には、事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後にその内容等を記載した書類を提出すること | |

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又は反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者(候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し又は反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等に対する特別な利益の供与(親族等の範囲については第4表付表1を参照)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

⑨ 第4表付表1及び付表2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください(なお、旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。)

改 正 後

(259 認定要件チェック表(第4表))

(廃止)

改 正 前

(259 認定要件チェック表(第4表))

(次葉)

ハ

項 目		実績判定期間	
事業費の総額		①	円
特定非営利活動に係る事業費の額		②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)		③	%

④ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・ 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

⑤ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載する必要はありません。

ニ

項 目		実績判定期間	
受入寄附金総額		①	円
特定非営利活動に係る事業費の額		②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)		③	%

⑥ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載する必要はありません。

ホ

申請書提出時における助成金の支出予定の有無	有 ・ 無
-----------------------	-------

⑦ 助成金の支給を行った場合には、事後遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を提出してください。

⑧ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、提出時における予定を記載してください。

ヘ

申請書提出時における海外への送金又は金銭の持出し(200万円以下のものを除く。)の支出予定の有無	有 ・ 無
--	-------

⑨ 海外への送金又は金銭の持出しを行う場合には、事前にその金額及び用途並びにその予定日を記載した書類を提出してください。

⑩ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、提出時における予定を記載してください。

改正後

(259 認定要件チェック表(第4表))

(廃止)

改正前

(259 認定要件チェック表(第4表))

「認定要件チェック表」(第4表) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
イ及びロの各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください(なお、特定非営利活動促進法施行令(平成23年政令第319号)附則第4条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第(この認定要件チェック表(第4表)において「旧租税特別措置法施行令」といいます。)39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。) なお、当該「㊸」から「㊹」については、認定要件チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㊸」から「㊹」)を示したものです。
共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㊸欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	事業費以外の指標による認定申請は、その指標が合理的であると国税庁長官が認めた場合に認められます。
ハ 「事業費の総額①」欄	実績判定期間における収支計算書の支出の部の事業費の部分の金額の合計額を記載します。 なお、収益事業を区分して経理し複数の収支計算書を作成している場合には、全ての収支計算書の支出の部の事業費を合計した金額を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	「事業費の総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る金額を記載します。	特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。
「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「㊸」欄の金額を転記します。	
ニ 「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	ハ「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄の金額を転記します。	ハ②欄を事業費以外の指標により記載した場合であっても、この欄は事業費により求めた場合のハ②相当額を記載します。
「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。	
ホ及びへ各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	

改 正 後

(260 財産の運用及び事業運営の状況等(第4表付表1))

(廃止)

改 正 前

(260 財産の運用及び事業運営の状況等(第4表付表1))

財産の運用及び事業運営の状況等 第4表付表1 (初葉)

法人名

1 役員、従業員、社員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者（配偶者及び三親等以内の親族）又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注意事項)

「これらの者と特殊の関係にある者」とは、次の者をいいます。

- ① 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者と親族関係を有する者（以下「役員等」という。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ③ ①又は②に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

⑨ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類（事業年度報告書類）を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。

改正後

(260 財産の運用及び事業運営の状況等(第4表付表1))

(廃止)

改正前

(260 財産の運用及び事業運営の状況等(第4表付表1))

(次葉)

(3) 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

⑮ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。

(261 財産の運用及び事業運営の状況等(第4表付表2))

(廃止)

(261 財産の運用及び事業運営の状況等(第4表付表2))

財産の運用及び事業運営の状況等

第4表付表2

法 人 名			
<p>役員、従業員、社員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者（配偶者及び三親等以内の親族）又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する給与の支給等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>（注意事項） 「これらの者と特殊の関係にある者」とは、次の者をいいます。 ① 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者と親族関係を有する者（以下「役員等」という。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ② 役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ③ ①又は②に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの</p>			
1 給与を得た従業員の総数及び総額			
集 計 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
給 与 を 得 た 従 業 員 の 総 数	左 記 の 従 業 員 に 対 す る 給 与 総 額		
	円		
2 役員報酬の支給			
受 給 者 の 氏 名 等	職 名	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			円
			円
			円
			円
			円
3 役員親族等である従業員に対する給与の支給			
受 給 者 の 氏 名 等	役 員 と の 関 係	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			円
			円
			円
			円
			円
4 役員選任その他財産の運用及び事業の運営に関する事項			
（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）			

⑨ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類（事業年度報告書類）を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。

改 正 後

(262 認定要件チェック表(第5表))

(廃 止)

改 正 前

(262 認定要件チェック表(第5表))

認定要件チェック表 (第5表)

- 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させること
- イ 特定非営利活動促進法第28条第3項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等
- ロ 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程
- ハ 助成金の支給を行った場合及び海外送金等(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合に国税庁長官に提出した書類の写し
- ニ 収入の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ホ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

チェック欄

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させることに同意する。		同 意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面)) ② 役員名簿等(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿) ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記簿謄本の写し)		
ロ	① 役員報酬の支給に関する規程 ② 従業員給与の支給に関する規程		
ハ	① 助成金の支給を行った場合に事後に国税庁長官に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に国税庁長官に提出した書類の写し		
ニ	次の事項を記載した書類 ① 収入金額の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収入及び支出の生ずる取引についてそれぞれ取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの親族等との取引 ④ 寄附者(役員又は役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た従業員の総数及び当該従業員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ホ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

- ④1 閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、当該細則(社内規則)等を添付してください
- 2 平成24年4月1日以前に開始した事業年度の上記イに係る閲覧書類は、旧特定非営利活動促進法第28条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等になります。

改正後

(262 認定要件チェック表(第5表))

(廃止)

改正前

(262 認定要件チェック表(第5表))

「認定要件チェック表」(第5表)記載要領

項目	記載要領	注意事項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	<p>閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p> <p>※ この認定要件チェック表(第5表)において特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号)による改正前の特定非営利活動促進法を「旧特定非営利活動促進法」といいます。</p>

改 正 後

(263 認定要件チェック表(第6・7・8表))

(廃 止)

改 正 前

(263 認定要件チェック表(第6・7・8表))

認定要件チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等を所轄庁に提出していること	チェック欄
--	-------

特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

㉑ 1 実績判定期間に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号。以下「改正特定非営利活動促進法」といいます。)の施行日(平成24年4月1日)前に開始した各事業年度が含まれる場合には、改正特定非営利活動促進法の規定による改正前の特定非営利活動促進法第29条第1項に規定する定款等についても、同項の規定により所轄庁へ提出している必要があります。

2 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載する必要はありません。

認定要件チェック表 (第7表)

7 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄
--	-------

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定要件チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄
--	-------

事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
------	----------	-------	----------

㉑ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載する必要はありません。

改 正 後

(263 認定要件チェック表(第6・7・8表))

(廃止)

改 正 前

(263 認定要件チェック表(第6・7・8表))

「認定要件チェック表」(第6表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、認定要件チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。

「認定要件チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、認定要件チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。

「認定要件チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日に記載します。	

改正後

(264 寄附金を充当する予定の事業内容等)

(廃止)

改正前

(264 寄附金を充当する予定の事業内容等)

寄附金を充当する予定の事業内容等
(旧租税特別措置法施行令第39条の23第5項第3号に規定する書類)

法人名

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	寄附金充当 予 定 額

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名

改 正 後

(266 旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

(廃 止)

改 正 前

(266 旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類

法人名		事業年度	年月日～年月日
-----	--	------	---------

1 資金に関する事項 [①収入金額の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項の詳細について規定している旧租税特別措置法施行規則第 22 条の 12 第 21 項の各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収入金額の源泉別の明細

収 入 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

改 正 後

(266 旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

(廃 止)

改 正 前

(266 旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

「旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類」記載要領

- 1 「1 資金に関する事項」欄
(1)欄には、寄附金収入、〇〇事業収入、〇〇資産売却収入、受取利息収入等の収入の源泉別の内訳を記載します。
(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。
- 2 「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」欄
(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。
個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。
- 3 「3 取引の内容に関する事項」欄
(1)及び(2)の各欄には、収入及び支出が生じる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。
(3)の各欄には、役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引等について記載します。
(注意事項)
この場合の「役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。
① 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）
② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で当該①の者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
④ ②又は③に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの
- 4 「4 寄附者に関する事項」欄
当期中の寄附者のうち、役員又は役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。
(注意事項)
この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します（以下この記載要領において同じです。）。
① 役員と親族関係を有する者
② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
④ ②又は③に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの
- 5 「5 給与の総額等に関する事項」欄
当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。
- 6 「6 支出した寄附金に関する事項」欄
当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。
- 7 「7 海外への送金等に関する事項」欄
200 万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

(268 処分の理由書 (同時送付用))

処分の理由

別紙

本納税告知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、同封していません「源泉所得税及び復興特別所得税の調査結果について」のとおり、貴法人（あなた）が納付すべき俸給・給料等（賞与）、税理士報酬等の支払に係る源泉所得税及び復興特別所得税であり、法定納期限までに納付がされていないと認められますので、国税通則法第 36 条の規定により納税の告知を行います。

(以下余白)

(281 処分の理由書 (同時送付用))

処分の理由

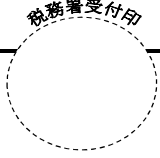
別紙

本納税告知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、同封していません「源泉所得税及び復興特別所得税の調査結果について」のとおり、貴法人（あなた）が納付すべき俸給・給料等（賞与）、税理士報酬等の支払に係る源泉所得税及び復興特別所得税であり、法定納期限までに納付がされていないと認められますので、国税通則法第 36 条の規定により納税の告知を行います。

(以下余白)

(269 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	※整理番号
	住所又は本店の所在地	〒 電話 — —
	(フリガナ) 氏名又は名称	
	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
(フリガナ) 代表者氏名		

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※ 申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒 電話 — —		
	申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細				
2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日				

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	名簿	通信 日付印	年 月 日	確認
-------------	----	---------	----------	----	----	----	-----------	-------	----

(282 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

(同 左)

改 正 後	改 正 前
<p>(269 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)</p> <p style="text-align: center;">源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等</p> <p>1 源泉所得税の納期の特例の制度について (省 略)</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「住所又は本店の所在地」欄には申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地を、「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「法人番号」欄には申請者(個人を除きます。)の法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。</p> <p>(3) 「申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。 この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。</p> <p>(4) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(282 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)</p> <p style="text-align: center;">源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等</p> <p>1 源泉所得税の納期の特例の制度について (同 左)</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「住所又は本店の所在地」欄には申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地を、「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「法人番号」欄には申請者(個人を除きます。)の法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。</p> <p>(3) 「申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。 この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。</p> <p>(4) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後

(337 特典条項に関する付表 (ニュージーランド))

様 式 17-ニュージーランド
FORM 17-New Zealand

特 典 条 項 に 関 す る 付 表 (ニュージーランド)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE (New Zealand)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項；
Limitation on Benefits Article of Applicable Income Tax Convention
日本国とニュージーランドとの間の租税条約 (該当する条項に✓印を付してください。)
The Income Tax Convention between Japan and New Zealand (Check the applicable box)
 第 10 条第 3 項 または、 paragraph 3 of Article10, or
 第 22 条 Article 22

2 この付表に記載される者の氏名又は名称；
Full name of Resident

	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(注5)。 Please Attach Residency Certification Issued by Competent Authority of Country of Residence. (Note5)
--	--

3 租税条約の特典条項の要件に関する事項；
AからCの順番に各項目の「該当」又は「非該当」の該当する項目に✓印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。(注6)
In order of sections A, B and C, check the applicable box in each line as “Yes” or “No.” If you check any box as “Yes” in sections A to C, you need not fill in the lines that follow. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached.(Note6)

A
(1) 第 10 条第 3 項の規定の適用を受ける場合
In the case where paragraph 3 of Article 10 of the Act is applicable.

公開会社 (注7) Publicly Traded Company (Note7) <input type="checkbox"/> 該当 Yes, <input type="checkbox"/> 非該当 No	
公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code

(2) 第 22 条の規定の適用を受ける場合
In the case where Article 22 of the Act is applicable.

① 個人 Individual <input type="checkbox"/> 該当 Yes, <input type="checkbox"/> 非該当 No		
② 適格政府機関 (注8) Qualified Governmental Entity (Note8) <input type="checkbox"/> 該当 Yes, <input type="checkbox"/> 非該当 No		
③ 公開会社 (注7) Publicly Traded Company (Note7) <input type="checkbox"/> 該当 Yes, <input type="checkbox"/> 非該当 No		
公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code	
④ 年金基金 (注9) Pension Fund (Note9) <input type="checkbox"/> 該当 Yes, <input type="checkbox"/> 非該当 No		
直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の 50%を超えるものが日本又はニュージーランドの居住者である個人であるものに限り、受益者等の 50%超が、両締約国の居住者である事情を記入してください。 The “Pension Fund” is limited to those where more than 50% of beneficiaries, members or participants were individual residents of Japan or New Zealand as of the end of the prior taxable year. Please provide details below showing that more than 50% of beneficiaries et al. are individual residents of either contracting countries.		
<div style="border: 1px solid black; height: 30px;"></div>		
設立等の根拠法令 Law for Establishment		
⑤ 公益団体 (注10) Public Service Organisation (Note10) <input type="checkbox"/> 該当 Yes, <input type="checkbox"/> 非該当 No		
設立等の根拠法令 Law for Establishment	設立の目的 Purpose of Establishment	非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption



Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。If none of the lines in A are applicable, please proceed to B.

(以下省略)

改 正 前

(350 特典条項に関する付表 (ニュージーランド))

様 式 17-ニュージーランド
FORM 17-New Zealand

特 典 条 項 に 関 す る 付 表 (ニュージーランド)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE (New Zealand)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項；
Limitation on Benefits Article of Applicable Income Tax Convention
日本国とニュージーランドとの間の租税条約 (該当する条項に✓印を付してください。)
The Income Tax Convention between Japan and New Zealand (Check the applicable box)
 第 10 条第 3 項 または、 paragraph 3 of Article10, or
 第 22 条 Article 22

2 この付表に記載される者の氏名又は名称；
Full name of Resident

	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(注5)。 Please Attach Residency Certification Issued by Competent Authority of Country of Residence. (Note5)
--	--

3 租税条約の特典条項の要件に関する事項；
AからCの順番に各項目の「該当」又は「非該当」の該当する項目に✓印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。(注6)
In order of sections A, B and C, check the applicable box in each line as “Yes” or “No.” If you check any box as “Yes” in sections A to C, you need not fill in the lines that follow. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached.(Note6)

A
(1) 第 10 条第 3 項の規定の適用を受ける場合
In the case where paragraph 3 of Article 10 of the Act is applicable.

公開会社 (注7) Publicly Traded Company (Note7) <input type="checkbox"/> 該当 Yes, <input type="checkbox"/> 非該当 No	
公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code

(2) 第 22 条の規定の適用を受ける場合
In the case where Article 22 of the Act is applicable.

① 個人 Individual <input type="checkbox"/> 該当 Yes, <input type="checkbox"/> 非該当 No		
② 適格政府機関 (注8) Qualified Governmental Entity (Note8) <input type="checkbox"/> 該当 Yes, <input type="checkbox"/> 非該当 No		
③ 公開会社 (注7) Publicly Traded Company (Note7) <input type="checkbox"/> 該当 Yes, <input type="checkbox"/> 非該当 No		
公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code	
④ 年金基金 (注9) Pension Fund (Note9) <input type="checkbox"/> 該当 Yes, <input type="checkbox"/> 非該当 No		
直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の 50%を超えるものが日本又はニュージーランドの居住者である個人であるものに限り、受益者等の 50%超が、両締約国の居住者である事情を記入してください。 The “Pension Fund” is limited to those where more than 50% of beneficiaries, members or participants were individual residents of Japan or New Zealand as of the end of the prior taxable year. Please provide details below showing that more than 50% of beneficiaries et al. are individual residents of either contracting countries.		
<div style="border: 1px solid black; height: 30px;"></div>		
設立等の根拠法令 Law for Establishment		
⑤ 公益団体 (注10) Public Service Organisation (Note10) <input type="checkbox"/> 該当 Yes, <input type="checkbox"/> 非該当 No		
設立等の根拠法令 Law for Establishment	設立の目的 Purpose of Establishment	非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption



Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。If none of the lines in A are applicable, please proceed to B.

(同 左)

改 正 後 改 正 前

(349 特典条項に関する付表 (クロアチア共和国))

様式 17-クロアチア共和国
Form 17-The Republic of Croatia

特典条項に関する付表 (クロアチア共和国)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS (ENTITLEMENT TO BENEFITS) ARTICLE (the Republic of Croatia)
記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

- 1 適用を受ける租税協定の特典条項に関する事項 ;
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Agreement
日本国とクロアチア共和国との間の租税協定第 10 条第 4 項
The Income Tax Agreement between Japan and the Republic of Croatia, paragraph 4 of Article 10

- 2 この付表に記載される者の名称 ;
Full name of Resident

	居住地区の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(注5)。 Please Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note5)
--	--

- 3 租税協定の特典条項の要件に関する事項 ;
A、Bの順番に各項目の「該当」又は「非該当」の該当する項目に✓印を付してください。Aの項目に「該当」する場合には、Bの項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。(注6)
In the order of sections A and B, check the applicable box in each line as “Yes” or “No”. If you check the “Yes” in section A or B, you need not fill in the lines that follow. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached. (Note6)

A □該当 Yes . □非該当 No

公開会社 (注7) Publicly Traded Company (Note7)	
公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code

Aに該当しない場合は、Bに進んでください。If A does not apply, proceed to B.

B □該当 Yes . □非該当 No

公開会社以外の法人
A company other than Publicly Traded Company
(公開会社以外の法人の場合、株式の50%以上が、クロアチア共和国の居住者である者であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する一又は二以上のものによって、直接又は間接に所有されている法人に限ります (注8)。)

(1) Aに該当する法人
(2) 個人
(3) クロアチア共和国、クロアチア共和国の地方政府若しくは地方公共団体、クロアチア共和国の中央銀行又はクロアチア共和国若しくはクロアチア共和国の地方政府若しくは地方公共団体の機関
(“A company other than Publicly Traded Company” is limited to a person that is a resident of the Republic of Croatia and is owned by a person or persons who apply any one of (1) through (3) below, directly or indirectly, at least 50% of the shares of the company. (Note8))

(1) A company which falls under A
(2) An Individual
(3) The Republic of Croatia, a political subdivision or local authority thereof, the central bank of the Republic of Croatia, or an agency or instrumentality of the Republic of Croatia or political subdivision or local authority.

年 月 日現在の株主の状況 State of Shareholders as of (date) ____ / ____ / ____

株主の氏名又は名称 Name of Shareholder(s)	株主の居住地区における納税地 Place where Shareholder(s) is taxable in Country of residence	Bの番号 Number in B	間接保有 Indirect Ownership	株主の持分 Number of Shares owned
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
合 計 Total (持分割合 Ratio (%) of Shares owned)				(%)

- C** 国税庁長官の認定 (注9) ;
Determination by the NTA Commissioner (Note9)
国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税協定の特典を受けることができます。なお、上記A又はBのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。
If you have received authorization from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the authorization. The Agreement benefits will be granted within the range of the authorization. If any of the above mentioned Lines A or B are applicable, then authorization from the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日 ____年 ____月 ____日 Date of authorization ____ / ____ / ____
・認定を受けた所得の種類
Type of income for which the authorization was received _____

(以下省略)

(362 特典条項に関する付表 (クロアチア共和国))

様式 17-クロアチア共和国
Form 17-The Republic of Croatia

特典条項に関する付表 (クロアチア共和国)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS (ENTITLEMENT TO BENEFITS) ARTICLE (the Republic of Croatia)
記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

- 1 適用を受ける租税協定の特典条項に関する事項 ;
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Agreement
日本国とクロアチア共和国との間の租税協定第 10 条第 4 項
The Income Tax Agreement between Japan and the Republic of Croatia, paragraph 4 of Article 10

- 2 この付表に記載される者の名称 ;
Full name of Resident

	居住地区の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(注5)。 Please Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note5)
--	--

- 3 租税協定の特典条項の要件に関する事項 ;
A、Bの順番に各項目の「該当」又は「非該当」の該当する項目に✓印を付してください。Aの項目に「該当」する場合には、Bの項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。(注6)
In the order of sections A and B, check the applicable box in each line as “Yes” or “No”. If you check the “Yes” in section A, you need not fill in section B. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached. (Note6)

A □該当 Yes . □非該当 No

公開会社 (注7) Publicly Traded Company (Note7)	
公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code

Aに該当しない場合は、Bに進んでください。If A does not apply, proceed to B.

B □該当 Yes . □非該当 No

公開会社以外の法人
A company other than Publicly Traded Company
(公開会社以外の法人の場合、株式の50%以上が、クロアチア共和国の居住者である者であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する一又は二以上のものによって、直接又は間接に所有されている法人に限ります (注8)。)

(1) Aに該当する法人
(2) 個人
(3) クロアチア共和国、クロアチア共和国の地方政府若しくは地方公共団体、クロアチア共和国の中央銀行又はクロアチア共和国若しくはクロアチア共和国の地方政府若しくは地方公共団体の機関
(“A company other than Publicly Traded Company” is limited to a person that is a resident of the Republic of Croatia and is owned by a person or persons who apply any one of (1) through (3) below, directly or indirectly, at least 50% of the shares of the company. (Note8))

(1) A company which falls under A
(2) An Individual
(3) The Republic of Croatia, a political subdivision or local authority thereof, the central bank of the Republic of Croatia, or an agency or instrumentality of the Republic of Croatia or political subdivision or local authority.

年 月 日現在の株主の状況 State of Shareholders as of (date) ____ / ____ / ____

株主の氏名又は名称 Name of Shareholder(s)	株主の居住地区における納税地 Place where Shareholder(s) is taxable in Country of residence	Bの番号 Number in B	間接保有 Indirect Ownership	株主の持分 Number of Shares owned
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
合 計 Total (持分割合 Ratio (%) of Shares owned)				(%)

- C** 国税庁長官の認定 (注9) ;
Determination by the NTA Commissioner (Note9)
国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税協定の特典を受けることができます。なお、上記A又はBのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。
If you have received authorization from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the authorization. The Agreement benefits will be granted within the range of the authorization. If any of the above mentioned Lines A or B are applicable, then authorization from the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日 ____年 ____月 ____日 Date of authorization ____ / ____ / ____
・認定を受けた所得の種類
Type of income for which the authorization was received _____

(同 左)

改 正 後 改 正 前

(350) 特典条項に関する付表 (ウズベキスタン共和国)

様式 17-ウズベキスタン共和国
Form 17-the Republic of Uzbekistan

特典条項に関する付表 (ウズベキスタン共和国)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS (ENTITLEMENT TO BENEFITS) ARTICLE (the Republic of Uzbekistan)
記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

- 1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項 ;
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention
日本国とウズベキスタン共和国との間の租税条約第 28 条第 1 項から第 4 項
The Income Tax Convention between Japan and the Republic of Uzbekistan, paragraph 1 to paragraph 4 of Article 28

- 2 この付表に記載される者の氏名又は名称 ;
Full name of Resident

	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(注4)。 Please Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note4)
--	--

- 3 租税条約の特典条項の要件に関する事項 ;
A、Bの順番に各項目の「該当」又は「非該当」の該当する項目に印を付してください。Aの項目のいずれかに「該当」する場合には、Bの項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。(注5)
In the order of sections A and B, check the applicable box in each line as “Yes” or “No”. If you check any box as “Yes” in section A or B, you need not fill in the lines that follow. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached. (Note5)

A

(1) 個人 Individual	□該当 Yes , □非該当 No						
(2) 適格政府機関 (注6) Qualified Governmental Entity (Note6)	□該当 Yes , □非該当 No						
(3) 公開会社 (注7) Publicly Traded Company (Note7)	□該当 Yes , □非該当 No						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: x-small;">公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange</td> <td style="width: 50%; font-size: x-small;">シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code					
公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code						

Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。If none of the lines in A are applicable, proceed to B.

B

個人以外の者 □該当 Yes , □非該当 No
Person other than an Individual
(「個人以外の者」の場合、ウズベキスタン共和国の居住者である者であってAの(1)から(3)までのいずれかに該当するものが、その特典が与えられる時及びその時を含む 12 か月の期間の総日数の半数以上の日において、その個人以外の者の株式の 50%以上を直接又は間接に所有する者に限ります。)
(The “Person other than an Individual” is limited to a person, at the time when the benefit would otherwise be accorded and on at least half of the days of a twelve month period that includes that time, persons that are residents of the Republic of Uzbekistan and that fall under (1), (2) or (3) of A own, directly or indirectly, at least 50% of the shares of the person.)

年 月 日現在の株主の状況 (注8) State of Shareholders as of (date) ____ / ____ / ____ (Note8)

株主の氏名又は名称 Name of Shareholder(s)	株主の居住地国における納税地 Place where Shareholder(s) is taxable in Country of residence	Aの番号 Number in A	間接保有 Indirect Ownership	株主の持分 Number of Shares owned
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
合 計 Total (持分割合 Ratio (%) of Shares owned)				(%)

- C** 国税庁長官の認定 (注9) ;
Determination by the NTA Commissioner (Note9)
国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記A又はBのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。
If you have received authorization from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the authorization. The Convention benefits will be granted within the range of the authorization. If any of the above mentioned Lines A or B are applicable, then authorization from the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日 ____年 ____月 ____日 Date of authorization ____ / ____ / ____

・認定を受けた所得の種類
Type of income for which the authorization was received _____

(363) 特典条項に関する付表 (ウズベキスタン共和国)

様式 17-ウズベキスタン共和国
Form 17-the Republic of Uzbekistan

特典条項に関する付表 (ウズベキスタン共和国)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS (ENTITLEMENT TO BENEFITS) ARTICLE (the Republic of Uzbekistan)
記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

- 1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項 ;
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention
日本国とウズベキスタン共和国との間の租税条約第 28 条第 1 項から第 4 項
The Income Tax Convention between Japan and the Republic of Uzbekistan, paragraph 1 to paragraph 4 of Article 28

- 2 この付表に記載される者の氏名又は名称 ;
Full name of Resident

	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(注4)。 Please Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note4)
--	--

- 3 租税条約の特典条項の要件に関する事項 ;
A、Bの順番に各項目の「該当」又は「非該当」の該当する項目に印を付してください。Aの項目のいずれかに「該当」する場合には、Bの項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。(注5)
In the order of sections A and B, check the applicable box in each line as “Yes” or “No”. If you check any box as “Yes” in section A, you need not fill in section B. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached. (Note5)

A

(1) 個人 Individual	□該当 Yes , □非該当 No						
(2) 適格政府機関 (注6) Qualified Governmental Entity (Note6)	□該当 Yes , □非該当 No						
(3) 公開会社 (注7) Publicly Traded Company (Note7)	□該当 Yes , □非該当 No						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: x-small;">公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange</td> <td style="width: 50%; font-size: x-small;">シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code					
公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code						

Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。If none of the lines in A are applicable, proceed to B.

B

個人以外の者 □該当 Yes , □非該当 No
Person other than an Individual
(「個人以外の者」の場合、ウズベキスタン共和国の居住者である者であってAの(1)から(3)までのいずれかに該当するものが、その特典が与えられる時及びその時を含む 12 か月の期間の総日数の半数以上の日において、その個人以外の者の株式の 50%以上を直接又は間接に所有する者に限ります。)
(The “Person other than an Individual” is limited to a person, at the time when the benefit would otherwise be accorded and on at least half of the days of a twelve month period that includes that time, persons that are residents of the Republic of Uzbekistan and that fall under (1), (2) or (3) of A own, directly or indirectly, at least 50% of the shares of the person.)

年 月 日現在の株主の状況 (注8) State of Shareholders as of (date) ____ / ____ / ____ (Note8)

株主の氏名又は名称 Name of Shareholder(s)	株主の居住地国における納税地 Place where Shareholder(s) is taxable in Country of residence	Aの番号 Number in A	間接保有 Indirect Ownership	株主の持分 Number of Shares owned
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
合 計 Total (持分割合 Ratio (%) of Shares owned)				(%)

- C** 国税庁長官の認定 (注9) ;
Determination by the NTA Commissioner (Note9)
国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記A又はBのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。
If you have received authorization from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the authorization. The Convention benefits will be granted within the range of the authorization. If any of the above mentioned Lines A or B are applicable, then authorization from the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日 ____年 ____月 ____日 Date of authorization ____ / ____ / ____

・認定を受けた所得の種類
Type of income for which the authorization was received _____

改正後

(350) 特典条項に関する付表（ウズベキスタン共和国）

様式 17—ウズベキスタン共和国
Form 17—the Republic of
Uzbekistan

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS (ENTITLEMENT TO BENEFITS) ARTICLE”

注 意 事 項

付表の提出について

1 この付表は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の施行に関する省令第9条の2第2項第1号に掲げる租税条約の規定（この付表において「特典条項」といいます。）に掲げる基準を満たす者が、租税条約の特典を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します（一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の2及び3を参照してください。）（以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。）。

2 特典条項の適用を受けようとするウズベキスタン共和国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。

付表の「3」のAに該当する場合 : 3年
付表の「3」のB又はCのいずれかに該当する場合 : 1年

3 特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

4 所得の支払者に居住者証明書（提示の前日1年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、特典条項条約届出書に記載した名称その他の事項について所得の支払者の確認を受けたとき（特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。（「租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）（様式15）」にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。）

この場合、上記の確認をした所得の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

5 付表の□欄には、該当する項目について✓印を付けてください。

日本国とウズベキスタン共和国との間の租税条約（以下「日・ウズベキスタン租税条約」といいます。）の適用を受ける者が「3」のA～Cのいずれかに該当する場合には、その適用を受けることができます（なお、Cに該当する場合には、認定の対象となった所得についてのみ、日・ウズベキスタン租税条約の適用を受けることができます。また、日・ウズベキスタン租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。）。

6 適格政府機関とは、ウズベキスタン共和国、ウズベキスタン共和国の地方政府若しくは地方公共団体、ウズベキスタン共和国の中央銀行又はウズベキスタン共和国若しくはウズベキスタン共和国の地方政府若しくは地方公共団体の機関をいいます。

7 公開会社とは、その主たる種類の株式が、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引される法人その他の団体をいいます。日・ウズベキスタン租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、①いずれかの締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場又は②両締約国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場をいいます。

8 「年 月 日現在の株主の状況」の各欄には、判定期間(特典が与えられる時及びその時を含む12か月の期間の総日数の半数以上の日をいいます。)に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について記載してください。

また、株主による保有が間接保有である場合には、株式を有する者の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

9 「3」の「C」の「国税庁長官の認定」とは、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令第1条第1号による認定をいいます。

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the Attachment Form

1 This attachment form is to be submitted as an attachment to an Application Form for Income Tax Convention when a person who qualifies for the requirements pursuant to the provisions of the Income Tax Convention as prescribed in Article 9-2, paragraph 2, item 1 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions (referred to as “LOB convention” in this attachment form), applies for the obtaining of benefits under the Income Tax Convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2 and 3 below.)(Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the “application form for LOB convention”.)

2 If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention does not need to be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:

If A in Section 3 applies : 3 years
If any of B or C in Section 3 applies: 1 year

3 If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted alone with the date of the previous submission of application form for LOB convention stated.

4 In the case that recipient of the income presents his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the presentation) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is appended to “Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Income Tax on Japanese Source Income) (Form 15)”, the residency certification must be appended to this attachment form).

In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter the following information into the column “Others” of the Application Form: ① the fact of confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been presented residency certification by the recipient’.); ② the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that certification is presented; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

5 Applicable boxes must be checked.

If any of A through C in 3 applies, the benefits of the Japan - Uzbekistan Income Tax Convention will be granted. (If C applies, the benefits will be granted only for the income for which the authorization was given. Note that any other requirements in the respective article of the Japan - Uzbekistan Income Tax Convention must be satisfied.)

6 “Qualified Governmental Entity” means the Republic of Uzbekistan, a subdivision or local authority thereof, the central bank of the Republic of Uzbekistan, or an agency or instrumentality of the Republic of Uzbekistan or subdivision or local authority.

7 A “Publicly Traded Company” means a company or other entity whose principal class of shares is regularly traded on one or more recognised stock exchanges. In the case of the Japan - Uzbekistan Income Tax Convention, “Recognised Stock Exchange” means ① any stock exchange established and regulated as such under the laws of either Contracting State; and ② any other stock exchange agreed upon by the competent authorities of the Contracting States.

8 In “State of Shareholders as of (date)”, please provide information on the state of shareholders as of an appropriate date during in the test period (at the time when the benefit would otherwise be accorded and on at least half of the days of a twelve month period that includes that time).

In the case that the shares are indirectly owned, check the “indirect ownership” box and attach a separate sheet explaining about the indirect ownership.

9 “Determination by the NTA Commissioner” in C of 3 means a determination by Article 1, item 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under the Convention pursuant to the Act on Special Provisions of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act regarding the Application of Conventions.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether or not relief under the Convention should be granted.

改正前

(363) 特典条項に関する付表（ウズベキスタン共和国）

様式 17—ウズベキスタン共和国
Form 17—the Republic of
Uzbekistan

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS (ENTITLEMENT TO BENEFITS) ARTICLE”

注 意 事 項

付表の提出について

1 この付表は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の施行に関する省令第9条の2第2項第1号に掲げる租税条約の規定（この付表において「特典条項」といいます。）に掲げる基準を満たす者が、租税条約の特典を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します（一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の2及び3を参照してください。）（以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。）。

2 特典条項の適用を受けようとするウズベキスタン共和国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。

付表の「3」のAに該当する場合 : 3年
付表の「3」のB又はCのいずれかに該当する場合 : 1年

3 特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

4 所得の支払者に居住者証明書（提示の前日1年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、特典条項条約届出書に記載した名称その他の事項について所得の支払者の確認を受けたとき（特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。（「租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）（様式15）」にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。）

この場合、上記の確認をした所得の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書より、届出書に記載された名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

5 付表の□欄には、該当する項目について✓印を付けてください。

日本国とウズベキスタン共和国との間の租税条約（以下「日・ウズベキスタン租税条約」といいます。）の適用を受ける者が「3」のA～Cのいずれかに該当する場合には、その適用を受けることができます（なお、Cに該当する場合には、認定の対象となった所得についてのみ、日・ウズベキスタン租税条約の適用を受けることができます。また、日・ウズベキスタン租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。）。

6 適格政府機関とは、ウズベキスタン共和国、ウズベキスタン共和国の地方政府若しくは地方公共団体、ウズベキスタン共和国の中央銀行又はウズベキスタン共和国若しくはウズベキスタン共和国の地方政府若しくは地方公共団体の機関をいいます。

7 公開会社とは、その主たる種類の株式が、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引される法人その他の団体をいいます。日・ウズベキスタン租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、①いずれかの締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場又は②両締約国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場をいいます。

8 「年 月 日現在の株主の状況」の各欄には、判定期間(特典が与えられる時及びその時を含む12か月の期間の総日数の半数以上の日をいいます。)に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について記載してください。

また、株主による保有が間接保有である場合には、株式を有する者の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

9 「3」の「C」の「国税庁長官の認定」とは、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令第1条第1号による認定をいいます。

この付表に記載された事項その他租税協定の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the Attachment Form

1 This attachment form is to be submitted as an attachment to an Application Form for Income Tax Convention when a person who qualifies for the requirements pursuant to the provisions of the Income Tax Convention as prescribed in Article 9-2, paragraph 2, item 1 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions (referred to as “LOB convention” in this attachment form), applies for the obtaining of benefits under the Income Tax Convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2 and 3 below.)(Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the “application form for LOB convention”.)

2 If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention does not need to be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:

If A in Section 3 applies : 3 years
If any of B or C in Section 3 applies: 1 year

3 If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted alone with the date of the previous submission of application form for LOB convention stated.

4 In the case that recipient of the income presents his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the presentation) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is appended to “Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Income Tax on Japanese Source Income) (Form 15)”, the residency certification must be appended to this attachment form).

In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter the following information into the column “Others” of the Application Form: ① the fact of confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been presented residency certification by the recipient’.); ② the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that certification is presented; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

5 Applicable boxes must be checked.

If any of A through C in 3 applies, the benefits of the Japan - Uzbekistan Income Tax Convention will be granted. (If C applies, the benefits will be granted only for the income for which the authorization was given. Note that any other requirements in the respective article of the Japan - Uzbekistan Income Tax Convention must be satisfied.)

6 “Qualified Governmental Entity” means the Republic of Uzbekistan, a subdivision or local authority thereof, the central bank of the Republic of Uzbekistan, or an agency or instrumentality of the Republic of Uzbekistan or subdivision or local authority.

7 A “Publicly Traded Company” means a company or other entity whose principal class of shares is regularly traded on one or more recognised stock exchanges. In the case of the Japan - Uzbekistan Income Tax Convention, “Recognised Stock Exchange” means ① any stock exchange established and regulated as such under the laws of either Contracting State; and ② any other stock exchange agreed upon by the competent authorities of the Contracting States.

8 In “State of Shareholders as of (date)”, please provide information on the state of shareholders as of an appropriate date during in the test period (at the time when the benefit would otherwise be accorded and on at least half of the days of a twelve month period that includes that time).

In the case that the shares are indirectly owned, check the “indirect ownership” box and attach a separate sheet explaining about the indirect ownership.

9 “Determination by the NTA Commissioner” in C of 3 means a determination by Article 1, item 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under the Convention pursuant to the Act on Special Provisions of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act regarding the Application of Conventions.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether or not relief under the Convention should be granted.

改 正 後

(351 特典条項に関する付表 (スペイン王国))

様式 17-スペイン王国
Form 17- the Kingdom of Spain

特 典 条 項 に 関 す る 付 表 (ス ペ イ ン 王 国)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS (ENTITLEMENT TO BENEFITS) ARTICLE (the Kingdom of Spain)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

- 1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項;
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention
日本国とスペイン王国との間の租税条約第 28 条第 1 項から第 7 項
The Income Tax Convention between Japan and the Kingdom of Spain, paragraph 1 to paragraph 7 of Article 28

- 2 この付表に記載される者の氏名又は名称;
Full name of Resident

	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(注5)。 Please Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note5)
--	--

- 3 租税条約の特典条項の要件に関する事項;
AからCの順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目に✓印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。(注6)
In order of sections A, B and C, check the applicable box in each line as "Yes" or "No". If you check any box as "Yes" in sections A to C, you need not fill in the lines that follow. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached. (Note6)

A

(1) 個人 Individual	□該当 Yes , □非該当 No				
(2) 適格政府機関 (注7) Qualified Governmental Entity (Note7)	□該当 Yes , □非該当 No				
(3) 公開会社 (注8) Publicly Traded Company (Note8)	□該当 Yes , □非該当 No				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; font-size: x-small;">公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange</td> <td style="width: 50%; text-align: center; font-size: x-small;">シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code			
公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code				
(4) 公認の年金基金 (注9) Recognised Pension Fund (Note9)	□該当 Yes , □非該当 No				
(特典の申請が行われる課税年度の開始の時に於いてその受益者、構成員又は参加者の 50%以上が日本又はスペイン王国の居住者である個人であるものに限り。受益者等の 50%以上が、日本又はスペイン王国の居住者である個人である事情を記入してください。) (The "Recognised Pension Fund" is limited to funds for which at the beginning of the taxable year for which the claim to the benefit is made, at least 50% of its beneficiaries, members or participants are individuals who are residents of Japan or the Kingdom of Spain. Please provide details below showing that at least 50% of the beneficiaries, etc. are individuals who are residents of either Japan or the Kingdom of Spain.)					
設立の根拠法令 Law of Establishment					

Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。If none of the lines in A are applicable, please proceed to B.

B

(1) 個人以外の者 Person other than an Individual □該当 Yes , □非該当 No
(「個人以外の者」の場合、スペイン王国の居住者である者であって、Aの(1)から(4)までのいずれかに該当するものが、その特典が与えられる時及びその時を含む 12 か月の期間の総日数の半数以上の日において、その個人以外の者の株式の 50%以上を直接又は間接に所有するものに限り。)
(The "Person other than an Individual" is limited to a person, at the time when the benefit would otherwise be accorded and on at least half of the days of a twelve month period that includes that time, persons that are residents of the Kingdom of Spain and that fall under (1),(2),(3) or (4) of A own, directly or indirectly, at least 50% of the shares of the person.)

年 月 日現在の株主の状況(注10) State of Shareholders as of (date) ____ / ____ / ____ (Note10)

株主の氏名又は名称 Name of Shareholder(s)	株主の居住地国における納税地 Place where Shareholder(s) is taxable in Country of residence	Aの番号 Number in A	間接保有 Indirect Ownership	株主の持分 Number of Shares owned
			□	
			□	
			□	
			□	
			□	
合 計 Total (持分割合 Ratio (%) of Shares owned)				(%)

改 正 前

(364 特典条項に関する付表 (スペイン王国))

(同 左)

改 正 後

(351 特典条項に関する付表 (スペイン王国))

(2) 次の(a)から(c)の要件を全て満たすスペイン王国の居住者 Resident of the Kingdom of Spain satisfying all of the following conditions from (a) through (c) 該当 Yes , 非該当 No
スペイン王国において従事する事業の活動の概要 (注 14) ; Description of active conduct of a business in the Kingdom of Spain (Note14)

[Empty box for description of active conduct of a business in Spain]

(a) スペイン王国において従事する事業の活動が、次の活動又は次の活動を組み合わせた活動ではないこと はい Yes , いいえ No
The active conduct of a business in the Kingdom of Spain shall not include the following activities or any combination thereof:

- (aa) 持株会社としての経営 operating as a holding company
- (bb) 企業集団の全体の監督又は運営 providing overall supervision or administration of a group of companies
- (cc) 企業集団の資金供給 (資金プーリングを含みます。) providing group financing (including cash pooling)
- (dd) 投資又は投資管理 (銀行、保険会社又は登録された証券会社が投資又は投資管理をその事業の通常の方法で行う場合を除きます。) making or managing investments, unless these activities are carried on by a bank, insurance enterprise or registered securities dealer in the ordinary course of its business as such.
- (ee) 無形資産の保有又は管理 (その無形資産の創出又は開発に伴うものを除きます。) holding or managing intangible property without producing or developing it

(b) 日本で取得する所得が、スペイン王国において従事する事業から生じ、又はその事業に付随するものであること (注 15) : はい Yes , いいえ No
The income derived from Japan emanates from, or is incidental to, that business in the Kingdom of Spain (Note15)

(c) (日本国内において行う事業の活動によって所得を取得する場合) スペイン王国において行うその所得に関連する事業の活動が、日本国内において行う同一の又は補完的な事業の活動との関係において実質的なものであること (注 16) : はい Yes , いいえ No
(If you derive an item of income from a business activity in Japan) The business activity carried on in the Kingdom of Spain to which the item of is related is substantial in relation to the same or complementary business activity carried on in Japan. (Note16)

日本国内において行う事業の活動の概要 ; Description of Business Activity in Japan.

[Empty box for description of business activity in Japan]

D 国税庁長官の認定 (注 17) ; Determination by the NTA Commissioner (Note17)
国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。
If you have received authorization from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the authorization. The Convention benefits will be granted within the range of the authorization. If any of the above mentioned Lines A through C are applicable, then authorization from the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日 年 月 日 Date of authorization / /

・認定を受けた所得の種類
Type of income for which the authorization was received

(以下省略)

改 正 前

(364 特典条項に関する付表 (スペイン王国))

(2) 次の(a)から(c)の要件を全て満たすスペイン王国の居住者 Resident of the Kingdom of Spain satisfying all of the following conditions from (a) through (c) 該当 Yes , 非該当 No
スペイン王国において従事する事業の活動の概要 (注 14) ; Description of active conduct of a business in the Kingdom of Spain (Note14)

[Empty box for description of active conduct of a business in Spain]

(a) スペイン王国において従事する事業の活動が、次の活動又は次の活動を組み合わせた活動ではないこと はい Yes , いいえ No
The active conduct of a business in the Kingdom of Spain shall not include the following activities or any combination thereof:

- (aa) 持株会社としての経営 operating as a holding company
- (bb) 企業集団の全体の監督又は運営 providing overall supervision or administration of a group of companies
- (cc) 企業集団の資金供給 (資金プーリングを含みます。) providing group financing (including cash pooling)
- (dd) 投資又は投資管理 (銀行、保険会社又は登録された証券会社が投資又は投資管理をその事業の通常の方法で行う場合を除きます。) making or managing investments, unless these activities are carried on by a bank, insurance enterprise or registered securities dealer in the ordinary course of its business as such.
- (ee) 無形資産の保有又は管理 (その無形資産の創出又は開発に伴うものを除きます。) holding or managing intangible property without producing or developing it

(b) 日本で取得する所得が、スペイン王国において従事する事業から生じ、又はその事業に付随するものであること (注 15) : はい Yes , いいえ No
The income derived from Japan emanates from, or is incidental to, that business in the Kingdom of Spain (Note15)

(c) (日本国内において行う事業の活動によって所得を取得する場合) スペイン王国において行うその所得に関連する事業の活動が、日本国内において行う同一の又は補完的な事業の活動との関係において実質的なものであること (注 16) : はい Yes , いいえ No
(If you derive an item of income from a business activity in Japan) The business activity carried on in the Kingdom of Spain to which the item of is related is substantial in relation to the same or complementary business activity carried on in Japan. (Note16)

日本国内において行う事業の活動の概要 ; Description of Business Activity in Japan.

[Empty box for description of business activity in Japan]

D 国税庁長官の認定 (注 17) ; Determination by the NTA Commissioner (Note17)
国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。
If you have received authorization from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the authorization. The Convention benefits will be granted within the range of the authorization. If any of the above mentioned Lines A through C are applicable, then authorization from the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日 年 月 日 Date of authorization / /

・認定を受けた所得の種類
Type of income for which the authorization was received

(同 左)

(383 適格外国仲介業者の承認申請書)

適格外国仲介業者の承認申請書

APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

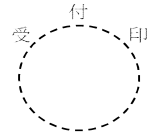
この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第7項第4号、第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第4号若しくは第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of Paragraph 7 of Article 5-2 or subparagraph 4 of Paragraph 4 of Article 5-3 or subparagraph 4 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time. See instructions on the page 3

提出日： _____

〔国税庁整理欄〕
For official use only

承認：有、無



国税庁長官 殿
To : The Commissioner National Tax Agency

- 振替国債の場合
In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)
- 振替地方債及び特定振替社債等の場合
In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds, etc (JCBs)
- 特定振替割引債（特定振替割引国債、特定振替割引地方債、特定振替割引社債等）の場合
In the case of Book-entry transfer Discount Japanese Government Bonds (DJGBs), Discount Japanese Local Government Bonds (DJLGBs) and Discount Japanese Corporate Bonds, etc. (DJCBs)

1 申請をする者に関する事項；
Details of applicant

(フリガナ) Japanese syllabary 名 称 Name		代表者名 President's Name			
		担当者 Name of contact person	部署 Section	電話番号 Telephone number	
法人番号 Corporate Number (法人番号を有する場合のみ記入) (Limited to cases of a holder)					
住 所 地 址 Address	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office	(所在国) Country			
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	(所在国) Country			
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(所在国) Country			
租税条約その他の日本国が締結した国際約束(情報交換規定を有するものに限る。)その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定に係る事項 ・ Income Tax Convention and other international agreements: i) to which Japan is a partner; and ii) which has an Article of Exchange of Information; and iii) under which the Applicant is regarded as resident corporation of a contracting state other than Japan. ・ The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.		<input type="checkbox"/> 日本国と The Income Tax Convention and other international agreements between Japan and _____ との間の租税条約その他の国際約束 <input type="checkbox"/> 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第41条第1項 Paragraph 1 Article 41 of The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.			
恒久的施設 の状況 Permanent establish- ment in Japan	<input type="checkbox"/> 有 If "Yes"	名 称 Name	担当者 Name of contact person	部署 Section	電話番号 Telephone number
		所 在 地 Address	外国普通法人となった旨の届出書提出年月日(. . .) Date of submission of Notice of Acquisition of Status of Foreign Ordinary Corporations		
	<input type="checkbox"/> 無 If "No"	国内の事務所等 の名称 Name of office in Japan	担当者 Name of contact person	部署 Section	電話番号 Telephone number
		所 在 地 Address			

(396 適格外国仲介業者の承認申請書)

(同 左)

改 正 後

(383 適格外国仲介業者の承認申請書)

特定国外営業所等 Specified Foreign Branches (SFBs)	名 称 Name	
	所在地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所在地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。 If you have more than five SFBs, you may write in separate sheet and attach it with this application <input type="checkbox"/> : 別紙添付有り separate sheet attached	所在地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所在地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所在地 Address	(所在国) Country

2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間接口座管理機関等が口座の開設を受けている特定口座管理機関の営業所等又は特定間接口座管理機関の営業所等に関する事項;
 Branch or office of Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution that established an account of the Book-entry JGBs or JLGBs and JCBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book-entry JGBs or JLGBs and JCBs for the applicant.

特定口座管理機関の営業所等又は特定間接口座管理機関の営業所等 Branch or office of Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution	名 称 Name	
	所在地 Address	
	名 称 Name	
	所在地 Address	
	名 称 Name	
	所在地 Address	

3 代理人に関する事項;
 Details of the Agent

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the tax payer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the Act on General Rules for National Taxes.

4 その他参考となるべき事項;
 Other relevant matters

--

- 5 誓約;
 私は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。
- 申請者は、「1 租税条約その他の日本国が締結した国際約束(情報交換規定を有するものに限る。)その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定に係る事項」に記載した租税条約の締約国若しくは締約者の法人であること又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第41条第1項の規定により外国 (外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第2条第3号に規定する外国をいう。) の機関に対して租税に関する情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国の法人であること
 - 申請書の記載事項に変更 (異動) があつた場合は、速やかに国税庁長官に届け出ること
 - 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出すること
 - 非課税適用申告書の提出があつた場合に、租税特別措置法第5条の2第11項 (第5条の3第9項及び第41条の13の3第12項において準用する場合を含む。) に規定するところにより確認を行うこと
 - 租税特別措置法第5条の2第14項及び第19項 (第5条の3第9項及び第41条の13の3第12項において準用する場合を含む。) に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第5条の2第15項、第16項、第5条の3第7項、第8項、第41条の13の3第10項若しくは第11項に規定する通知を行うこと

- 5 Certification
 I hereby declare that the below statements are true and correct.
- I am a resident corporation of a contracting state of a tax treaty to which Japan is a partner, as mentioned in 1 above or I am a resident corporation of the foreign country (prescribed in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.) (country or region outside Japan) to which Japan provide the information concerning taxes to the certification of competent authority regarding taxation of the foreign country under Paragraph 1 Article 41 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
 - In case of any alternation to the description in this application form, I will report them to, or file a new application form with, the Commissioner National Tax Agency without delay.
 - In case where the District Director require to submit documents as to applying tax exemption under article 5-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation (ASMCT), I will cooperate to do so without delay.
 - In case of submitting Tax Exemption Application, I will confirm the contents of applications in accordance with the Paragraph 11 of Article 5-2 (including the case applied under the Paragraph 9 of Article 5-3 or the Paragraph 12 of article 41-13-3 of the ASMCT) v I will keep books, make records there in or preserve the books pursuant to the provision of Paragraph 14and 19 of Article 5-2 (including the case applied mutatis mutandis pursuant the Paragraph 9 of Article 5-3 or the Paragraph 12 of article 41-13-3 of the ASMCT) or give notice pursuant to the provisions of Paragraph 15 or 16 of that Article, the Paragraph 7, or 8 .of Article 5-3 or the Paragraph 10 or 11 of Article 41-13-3 of the ASMCT

日 付
 Date _____

誓約者の氏名,
 The name of certifier (authorized official thereof) _____

又はその代理人の氏名
 or its Agent _____

改 正 前

(396 適格外国仲介業者の承認申請書)

特定国外営業所等 Specified Foreign Branches (SFBs)	名 称 Name	
	所在地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所在地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。 If you have more than five SFBs, you may write in separate sheet and attach it with this application <input type="checkbox"/> : 別紙添付有り separate sheet attached	所在地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所在地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所在地 Address	(所在国) Country

2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間接口座管理機関等が口座の開設を受けている特定口座管理機関の営業所等又は特定間接口座管理機関の営業所等に関する事項;
 Branch or office of Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution that established an account of the Book-entry JGBs or JLGBs and JCBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book-entry JGBs or JLGBs and JCBs for the applicant.

特定口座管理機関の営業所等又は特定間接口座管理機関の営業所等 Branch or office of Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution	名 称 Name	
	所在地 Address	
	名 称 Name	
	所在地 Address	
	名 称 Name	
	所在地 Address	

3 代理人に関する事項;
 Details of the Agent

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the tax payer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the Act on General Rules for National Taxes.

4 その他参考となるべき事項;
 Other relevant matters

--

- 5 誓約;
 私は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。
- 申請者は、「1 租税条約その他の日本国が締結した国際約束(情報交換規定を有するものに限る。)その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定に係る事項」に記載した租税条約の締約国若しくは締約者の法人であること又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第41条第1項の規定により外国 (外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第2条第3号に規定する外国をいう。) の機関に対して租税に関する情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国の法人であること
 - 申請書の記載事項に変更 (異動) があつた場合は、日本銀行又は (株) 証券保管振替機構を経由して速やかに届け出ること
 - 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出すること
 - 非課税適用申告書の提出があつた場合に、租税特別措置法第5条の2第11項 (第5条の3第9項及び第41条の13の3第12項において準用する場合を含む。) に規定するところにより確認を行うこと
 - 租税特別措置法第5条の2第14項及び第19項 (第5条の3第9項及び第41条の13の3第12項において準用する場合を含む。) に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第5条の2第15項、第5条の3第7項、第8項、第41条の13の3第10項若しくは第11項に規定する通知を行うこと

- 5 Certification
 I hereby declare that the below statements are true and correct.
- I am a resident corporation of a contracting state of a tax treaty to which Japan is a partner, as mentioned in 1 above or I am a resident corporation of the foreign country (prescribed in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.) (country or region outside Japan) to which Japan provide the information concerning taxes to the certification of competent authority regarding taxation of the foreign country under Paragraph 1 Article 41 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.
 - In case of any alternation to the description in this application form, I will report them to, or file a new application form with, the District Director of each Tax Office via Bank of Japan or Japan Securities Depository Center, Inc.(JASDEC) without delay.
 - In case where the District Director require to submit documents as to applying tax exemption under article 5-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation (ASMCT), I will cooperate to do so without delay.
 - In case of submitting Tax Exemption Application, I will confirm the contents of applications in accordance with the Paragraph 11 of Article 5-2 (including the case applied under the Paragraph 9 of Article 5-3 or the Paragraph 12 of article 41-13-3 of the ASMCT) v I will keep books, make records there in or preserve the books pursuant to the provision of Paragraph 14and 19 of Article 5-2 (including the case applied mutatis mutandis pursuant the Paragraph 9 of Article 5-3 or the Paragraph 12 of article 41-13-3 of the ASMCT) or give notice pursuant to the provisions of Paragraph 15 or 16 of that Article, the Paragraph 7, or 8 .of Article 5-3 or the Paragraph 10 or 11 of Article 41-13-3 of the ASMCT

日 付
 Date _____

誓約者の氏名,
 The name of certifier (authorized official thereof) _____

又はその代理人の氏名
 or its Agent _____

(391 適格口座管理機関の承認申請書)

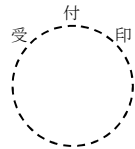
提出日： _____

適格口座管理機関の承認申請書

APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

（国税庁整理欄）
For official use only

承認：有、無



この申請書は、租税特別措置法第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第8号及び租税特別措置法第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合若しくはそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

この申請書の記載に当たっては、2頁の注意事項を参照してください。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 and subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time. See instructions on the page 2

国税庁長官 殿

To : The Commissioner National Tax Agency

特定振替社債等の場合（租税特別措置法第5条の3第4項第8号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合）

In the case of Book-entry transfer Japanese Corporate Bonds, etc. (In claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation)

特定振替割引債の場合（租税特別措置法第41条の13の3第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合）

In the case of Book-entry transfer Discount Bonds. (In claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation)

1 申請をする者に関する事項；
Details of applicant

(フリガナ) Japanese syllabary 名 称 Name	(_____) 代表者名 President's Name		
	担当者 Name of contact person	部署 Section	電話番号 Telephone number
法人番号 Corporate Number			
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office			
営業所等 Branch or office 右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。 If you have more than five branch or office, you may write in separate sheet and attach it with this application <input type="checkbox"/> : 別紙添付有り Separate sheet attached	名 称 Name		
	所 在 地 Address		
	名 称 Name		
	所 在 地 Address		
	名 称 Name		
	所 在 地 Address		
	名 称 Name		
	所 在 地 Address		

2 その他参考となるべき事項；
Other relevant matters

(404 適格口座管理機関の承認申請書)

提出日： _____

適格口座管理機関の承認申請書

APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

（国税庁整理欄）
For official use only

承認：有、無



この申請書は、租税特別措置法第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第8号及び租税特別措置法第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合若しくはそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

この申請書の記載に当たっては、2頁の注意事項を参照してください。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 and subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time. See instructions on the page 2

国税庁長官 殿

To : The Commissioner National Tax Agency

特定振替社債等の場合（租税特別措置法第5条の3第4項第8号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合）

In the case of Book-entry transfer Japanese Corporate Bonds, etc. (In claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law)

特定振替割引債の場合（租税特別措置法第41条の13の3第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合）

In the case of Book-entry transfer Discount Bonds. (In claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Special Taxation Measures Law)

1 申請をする者に関する事項；
Details of applicant

(フリガナ) Japanese syllabary 名 称 Name	(_____) 代表者名 President's Name		
	担当者 Name of contact person	部署 Section	電話番号 Telephone number
法人番号 Corporate Number			
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office			
営業所等 Branch or office 右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。 If you have more than five branch or office, you may write in separate sheet and attach it with this application <input type="checkbox"/> : 別紙添付有り Separate sheet attached	名 称 Name		
	所 在 地 Address		
	名 称 Name		
	所 在 地 Address		
	名 称 Name		
	所 在 地 Address		
	名 称 Name		
	所 在 地 Address		

2 その他参考となるべき事項；
Other relevant matters

改 正 後

(391 適格口座管理機関の承認申請書)

「適格口座管理機関の承認申請書」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

申請書の提出について

1 この申請書は、租税特別措置法第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第8号及び租税特別措置法第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合若しくはそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

2 この申請書は、(株)証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。

3 申請書の記載事項に変更（異動）があった場合は、国税庁長官に提出してください。

4 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。

5 国税庁長官から適格口座管理機関の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
：国税庁長官による公表を希望しない

申請書の記載について

6 申請書の□欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

Submission of the FORM

1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 and subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time.

2 This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via JASDEC.

3 In case of any alternation to the description in this application form, you will report them to, or file a new application form with, the Commissioner National Tax Agency.

4 If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.

5 If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Account Management Institution, check the next box.
 : no announcement desired

Completion of the FORM

6 Applicable boxes must be checked.

特定振替社債等及び特定振替割引債の場合(In the case of Book-entry transfer Japanese Corporate Bonds, etc and Book-entry transfer Discount Bonds)
・ (株)証券保管振替機構の証明；
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing

Date _____ Certifier of authorized official, JASDEC _____

改 正 前

(404 適格口座管理機関の承認申請書)

「適格口座管理機関の承認申請書」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

申請書の提出について

1 この申請書は、租税特別措置法第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第8号及び租税特別措置法第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合若しくはそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

2 この申請書は、(株)証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。

3 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。

4 国税庁長官から適格口座管理機関の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
：国税庁長官による公表を希望しない

申請書の記載について

5 申請書の□欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

Submission of the FORM

1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 and subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Special Taxation Measures Law or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time.

2 This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via JASDEC.

3 If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.

4 If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Account Management Institution, check the next box.
 : no announcement desired

Completion of the FORM

5 Applicable boxes must be checked.

特定振替社債等及び特定振替割引債の場合(In the case of Book-entry transfer Japanese Corporate Bonds, etc and Book-entry transfer Discount Bonds)
・ (株)証券保管振替機構の証明；
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing

Date _____ Certifier of authorized official, JASDEC _____

(399 非課税適用確認書)

確認書番号

非課税適用確認書

申請者の	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	基準日	年 月 日
	基準日における国内の住所	
勘定設定期間	年 月 日から 年 月 日までの期間	
整理番号		
参考事項		
<p>(備考)</p> <p>この確認書では、JIS第1水準及び第2水準以外の漢字及びカナを、JIS第1水準及び第2水準の漢字及びカナに置き換えています。</p>		
<p>上記の申請者については、租税特別措置法第37条の14第10項第1号に該当することを確認しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税務署長 財務事務官</p>		

(412 非課税適用確認書)

確認書番号

非課税適用確認書

申請者の	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	基準日	年 月 日
	基準日における国内の住所	
勘定設定期間	年 月 日から 年 月 日までの期間	
整理番号		
参考事項		
<p>(備考)</p> <p>この確認書では、JIS第1水準及び第2水準以外の漢字及びカナを、JIS第1水準及び第2水準の漢字及びカナに置き換えています。</p>		
<p>上記の申請者については、租税特別措置法第37条の14第10項第1号に該当することを確認しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税務署長 財務事務官</p>		

改 正 後

(399 非課税適用確認書)

非課税適用確認書

1 使用目的

「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、旧租税特別措置法第37条の14第10項第1号に定める書類を交付する際に使用する。

2 出力対象

「非課税適用確認書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に非課税適用確認書の交付申請がない場合に出力される。

3 出力時期

「非課税適用確認書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼働日以降出力が可能となる。

4 出力順序

(1) (2)に定める非課税適用確認書以外の非課税適用確認書

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

- ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局番号）
- ② 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
- ③ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
- ④ 観定設定期間
- ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の名称
- ⑥ 金融商品取引業者等の営業所の所在地
- ⑦ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。）
- ⑧ 申請者のフリガナ
- ⑨ 投資者整理番号

(2) 同時の重複申請に係る非課税適用確認書

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

- ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局番号）
- ② 金融商品取引業者等の営業所の名称
- ③ 金融商品取引業者等の営業所の所在地
- ④ 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
- ⑤ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
- ⑥ 観定設定期間
- ⑦ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。）
- ⑧ 申請者のフリガナ
- ⑨ 投資者整理番号

5 出力要領

項 目	内 容
確 認 書 番 号	(YYMMDD-NNNNN-F-ZZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下2桁） NNNNN : 局番号 F : 種別（1：センターに出力する確認書） (4：署に出力する確認書（無作為抽出結果）） ZZZZZZ : 通番（上記の「」での通番）
申請者のフリガナ	申請者のフリガナを印字する。
申請者の氏名	申請者の氏名を印字する。
申請者の生年月日	申請者の生年月日を印字する。

(以下省略)

改 正 前

(412 非課税適用確認書)

非課税適用確認書

1 使用目的

「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第37条の14第10項第1号に定める書類を交付する際に使用する。

2 出力対象

「非課税適用確認書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に非課税適用確認書の交付申請がない場合に出力される。

3 出力時期

「非課税適用確認書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼働日以降出力が可能となる。

4 出力順序

(1) (2)に定める非課税適用確認書以外の非課税適用確認書

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

- ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局番号）
- ② 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
- ③ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
- ④ 観定設定期間
- ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の名称
- ⑥ 金融商品取引業者等の営業所の所在地
- ⑦ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。）
- ⑧ 申請者のフリガナ
- ⑨ 投資者整理番号

(2) 同時の重複申請に係る非課税適用確認書

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

- ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局番号）
- ② 金融商品取引業者等の営業所の名称
- ③ 金融商品取引業者等の営業所の所在地
- ④ 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
- ⑤ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
- ⑥ 観定設定期間
- ⑦ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。）
- ⑧ 申請者のフリガナ
- ⑨ 投資者整理番号

5 出力要領

項 目	内 容
確 認 書 番 号	(YYMMDD-NNNNN-F-ZZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下2桁） NNNNN : 局番号 F : 種別（1：センターに出力する確認書） (4：署に出力する確認書（無作為抽出結果）） ZZZZZZ : 通番（上記の「」での通番）
申請者のフリガナ	申請者のフリガナを印字する。
申請者の氏名	申請者の氏名を印字する。
申請者の生年月日	申請者の生年月日を印字する。

(同 左)

改 正 後

(400 非課税適用確認書 (H30 年勘定設定期間用))

確認書番号 - - -

非課税適用確認書

申請者の	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	-	-
勘定設定期間	(非課税管理勘定) 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間 (累積投資勘定) 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間	
整理番号		
参考事項		
(備考)	この確認書では、J1S第1水準及び第2水準以外の漢字及びカナを、J1S第1水準及び第2水準の漢字及びカナに置き換えています。	
	上記の申請者については、旧租税特別措置法第37条の14第10項第1号に該当することを確認しました。	
	年 月 日	
	税務署長 財務事務官	

改 正 前

(413 非課税適用確認書 (H30 年勘定設定期間用))

確認書番号 - - -

非課税適用確認書

申請者の	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	-	-
勘定設定期間	(非課税管理勘定) 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間 (累積投資勘定) 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間	
整理番号		
参考事項		
(備考)	この確認書では、J1S第1水準及び第2水準以外の漢字及びカナを、J1S第1水準及び第2水準の漢字及びカナに置き換えています。	
	上記の申請者については、租税特別措置法第37条の14第10項第1号に該当することを確認しました。	
	年 月 日	
	税務署長 財務事務官	

改 正 後

(400 非課税適用確認書 (H30 年勘定設定期間用))

非課税適用確認書

1 使用目的

「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、旧租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 1 号に定める書類を交付する際に使用する。

(注) この「非課税適用確認書」は、提出された非課税適用確認書の交付申請書に係る勘定設定期間が平成 30 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの期間又は平成 30 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの期間である場合に使用する。

(以下省略)

改 正 前

(413 非課税適用確認書 (H30 年勘定設定期間用))

非課税適用確認書

1 使用目的

「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 1 号に定める書類を交付する際に使用する。

(注) この「非課税適用確認書」は、提出された非課税適用確認書の交付申請書に係る勘定設定期間が平成 30 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの期間又は平成 30 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの期間である場合に使用する。

(同 左)

改 正 後

(402 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書)

通知書番号
 問合せ番号 - - -

非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

申請者の	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	
勘 定 設 定 期 間	(非課税管理勘定) 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間 (累積投資勘定) 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間	
参 考 事 項		
(備考) この通知書では、J T S 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字及びカナを、J T S 第 1 水準及び第 2 水準の漢字及びカナに置き換えています。		
上記の申請者については、非課税適用確認書の交付の申請がありましたが、次に掲げる理由から、非課税適用確認書の交付を行いません。 (理 由) 年 月 日 税務署長 財務事務官		

改 正 前

(415 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書)

(同 左)

改 正 後

(402 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書)

非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

1 使用目的

「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、旧租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 2 号に定める書面を交付する際に使用する。

2 ～ 4 (省 略)

5 出力要領

項 目	内 容
(省 略)	(省 略)
理 由	次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める定型文を印字する。 1 2 《出力対象》に該当する場合 <u>旧</u> 租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 2 号に該当するため。 2 2 《出力対象》の（注）1 に該当する場合 申請者から提出された非課税適用確認書の交付申請書は、 <u>旧</u> 租税特別措置法第 37 条の 14 に定める要件（同条第 5 項第 1 号に規定する年齢制限）を満たしていないことから、当該申請書には効力がないため。 3 《出力対象》の（注）2 に該当する場合 申請者について、現に租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座が開設されているため。
(省 略)	(省 略)

改 正 前

(415 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書)

非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

1 使用目的

「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 2 号に定める書面を交付する際に使用する。

2 ～ 4 (同 左)

5 出力要領

項 目	内 容
(同 左)	(同 左)
理 由	次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める定型文を印字する。 1 2 《出力対象》に該当する場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 2 号に該当するため。 2 2 《出力対象》の（注）1 に該当する場合 申請者から提出された非課税適用確認書の交付申請書は、租税特別措置法第 37 条の 14 に定める要件（同条第 5 項第 1 号に規定する年齢制限）を満たしていないことから、当該申請書には効力がないため。 3 《出力対象》の（注）2 に該当する場合 申請者について、現に租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座が開設されているため。
(同 左)	(同 左)